

# スウェーデンにおけるサーミに対する言語政策 — 21世紀以降の言語権保障を中心に —

Language Policy for Sámi in Sweden:  
*The Protection of Language Rights after the 21<sup>st</sup> Century*

片井 啓太郎

## 目次

はじめに

1. サーミ (Sápmi)
  - 1.1 サーミ人
  - 1.2 サーミ地域
  - 1.3 サーミ語
  - 1.4 サーミ議会
2. スウェーデンの言語
3. 言語権
4. スウェーデンにおけるサーミ語の保障
5. スウェーデンのマイノリティ政策
  - 5.1 マイノリティ政策の変遷
  - 5.2 スウェーデンの包括的なマイノリティ政策
6. スウェーデンと「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」と「民族的少数者保護枠組条約」

- 6.1 「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」
  - 6.2 「民族的少数者保護枠組条約」
  - 6.3 スウェーデンの批准
  7. スウェーデンのサーミ語関連法
    - 7.1 3つのサーミ語関連法
    - 7.2 「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」の分析
    - 7.3 「言語法」の分析
    - 7.4 「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」の分析
    - 7.5 サーミ語関連法のまとめ
  8. フィンランドにおけるサーミ語の保障
    - 8.1 フィンランドの言語
    - 8.2 フィンランドのサーミ語関連法とその特徴
    - 8.3 フィンランドの政策の課題
    - 8.4 スウェーデンとフィンランドの相違点
  9. スウェーデンの課題と今後
    - 9.1 スウェーデンの政策の課題
    - 9.2 スウェーデンの政策の今後
  10. まとめ
- おわりに
- 参考文献
- ウェブ資料
- おわりに
- 謝辞
- 参考文献

## はじめに

ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアの極北地域には先住少数民族のサーミ人が居住しており、各国家が成立する以前から居住してきた (Regeringskansliet, 1999a 年, 28 頁)。現在サーミ人が居住する地域は、「サーミ地域 (Sápmi)」と呼ばれており、かつては各国の領土として分割され、長い間差別や迫害されていた地域であった (ペタシヨン、1998 年, 185 頁)。しかし、第二次世界大戦以降にサーミ人の状況が変わり始めた。サーミ人による民族運動が活発化し、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドのサーミ人が共同となって第一回北欧サーミ会議が 1953 年にヨックモック<sup>1</sup> (Jokkmokk) で開催され、サーミに関わる問題の議論が行われた (百瀬・熊野・村井, 1998 年, 付録 42 頁)。サーミ人側の要求や北欧閣僚会議の勧告を受けて、各国政府はサーミ人に保障を実現することに向けた対応を示し始めた (百瀬・熊野・村井, 1998 年, 428 頁)。また、東欧諸国崩壊後には、ヨーロッパにおいて言語的マイノリティの問題が積極的に取り組まれるようになった (桂木, 2003 年, 18 頁)。このような時代背景があり、サーミ人に関する政策の策定および法律の制定がなされ、現在までサーミ人は先住民族としての立場、アイデンティティを保持し続けている。

サーミ人およびサーミ文化を保護、促進する動きには、「サーミ議会 (Sámediggi)」も大きな貢献をしている。サーミ議会は、サーミ人に関する諸問題を取り扱い、議論を行う機関として各国でそれぞれ設立され、サーミ人側にサーミ文化を維持、発展させる機会やサーミ人自身が影響を及ぼすことができる機会が生まれた ([1])。

また、サーミ人の母語であるサーミ語に対しても保障がなされてきた。現在ではサーミ人の言語は 9 種類存在しており (Valijärvi and Kahn, 2017 年, 4 頁)、「サーミ諸語 (Sámi languages)」としてそれぞれを独立した言語とも見なしうる (Eguia, 2010 年, 4 頁)。サーミ諸語は、UNESCO の消滅危機言語として認定されており、保護の対象となっている

(Salminen、2010年、35-36頁)。ノルウェーの「サーミ語行政地域 (Forvaltningsområdet for samisk språk)」、スウェーデンの「サーミ行政地域 (Förvaltningsområdet för samiska)」、フィンランドの「サーミ人居住地域 (Saamelaiusten kotiseutalue)」と称されるエリアではサーミ人に公的な場所でサーミ語を使用する権利を与えている。

また、サーミ人の権利に関する姿勢は、国ごとに歴史的背景や社会的状況によって異なっている。ノルウェーでは、サーミ人が最も多く居住しており、いち早くサーミ語保障の動きが起こり始めた。フィンランドではサーミ人の数はノルウェー、スウェーデンと比較して少ないものの、「サーミ語法」が最初に施行され、他国よりも先に「サーミ語法」の改正法が施行されたことやサーミ語とフィンランド語の同等性に配慮されていること、公権力に対して課される義務が強いことなどから非常に高いレベルの保障がなされている。一方、スウェーデンでは、サーミ語政策は後発ではあるが、21世紀以降になって保障が行われるようになり、サーミ語に対する保障レベルは段階的に高まっている。また、他の国内のマイノリティとともに継続的な保障がなされている。

本稿では、ノルウェーとフィンランドのサーミ語保障と比べ、あまり取り上げられることのなかったスウェーデンにおけるサーミ語の保障を分析する。スウェーデンでの政策が活発に行われ始めた21世紀以降の政策を中心として、スウェーデンの国内法、国際法およびフィンランドの政策を参考に、スウェーデンのマイノリティ政策の特徴、国際法の批准、サーミ語の言語権保障の変化、フィンランドのサーミ語保障との比較、スウェーデンの政策における課題、今後のスウェーデンを分析し、スウェーデンのサーミ語保障を明らかにする。

第1章では、サーミの概要に触れる。第2章ではスウェーデンの言語、第3章ではサーミ語の保障の前提となる言語権について述べる。第4章以降では、政策と法律からスウェーデンのサーミ語保障を分析する。まず、第4章では第5章から第10章までの概要、第5章ではスウェーデンでこれまで実施されたマイノリティ政策をみていく。第6章ではスウェーデン

のマイノリティ政策の指針となる2つの条約に触れる。第7章ではスウェーデンのサーミ語保障にとって重要である3つのサーミ語関連法を分析する。第8章ではフィンランドのサーミ語保障について言及し、スウェーデンのサーミ語保障との比較を行う。第9章では第5章から第8章までの分析を踏まえたスウェーデンの政策課題と今後について述べる。第10章では本稿で取り上げた政策、国際法、国内法、フィンランドの政策からサーミ語の保障に関して明らかになったことをまとめる。

## 1. サーミ (Sápmi)

### 1.1 サーミ人

サーミ人はノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアのコラ半島に居住している先住民族である。サーミ人の歴史と特定の地域に定住していたことから、サーミ人をヨーロッパの唯一の先住民族<sup>2</sup>とみなされることもある(キムリッカ、2012年、175頁; 吉田、2000年、53頁)。サーミ人は長い間トナカイの飼育、狩猟、漁業などを伝統的な生業として生活を営んできたが、現在では伝統的な生活をしている者はマイノリティになっており、多くのサーミ人が多数派の生活と同様の生活を送っている(Silvén, Landin and Westergren, 2007年、7頁; 小内、2013年、13頁; 山川、2009年、61-62頁)。

国によってサーミ人に対する見方は異なっているが、サーミ人はノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアにおいて先住民族として公式に認定されている(Scheller, 2013年、393頁; 小内・野崎、2018年、32-40頁)。サーミ人を先住民族として認定したのは1977年のスウェーデンが最初である(野崎、2013年、85頁)。また、フィンランドは唯一憲法でサーミ人を先住民族として明記している(小内、2018b年、319頁)。

また、サーミ人は、かつては「フィン人 (finn)」や「ラップ人 (lapp)」と呼称されていたが、侮蔑的な用語であるとして1960年代以降にサーミ

人たちが自らを呼ぶときに使用する「サーミ<sup>3</sup>」と呼ばれるようになり、現在では「サーミ人」という呼び名が一般的となっている (Magga, 2001 年、175 頁; Silvé, Landin and Westergren, 2007 年、25 頁; 百瀬・熊野・村井、1998 年、425 頁)。ただし、「ラップ」という呼び名は土地所有権や財産問題に関する文脈では使用されることがある (Joon, 2013 年、267 頁)。また、「サーミ」は自分たちの呼び名であると同時にすべての種類のサーミ語、サーミ人が居住する歴史的な地域も指す (Salvesen, 1995 年、117 頁)。

サーミ人は長い間サーミ人居住地域に存在していたが、その始まりは更新世氷河期の終わりに氷河の後退に伴い、西アジア周辺から北上してきた狩猟民族が祖先であると考えられており (Eguia, 2010 年、14 頁)、民族集団としてのサーミ人はフェンノスカandia<sup>4</sup>で誕生したと推定される (Magga, 2001 年、177 頁)。

サーミ人はノルウェーに 75,000 ~ 100,000 人 (2014 年)、スウェーデンに 15,000 ~ 20,000 人 (2017 年)、フィンランドには約 9,200 人 (2014 年)、ロシアには約 2,000 人 (2013 年)、概算で 80,000 ~ 100,000 人が存在するとされる (Joon, 2015 年、156-161 頁; Scheller, 2013 年、393 頁; [2])。

以上のようなサーミ人の統計データは存在するが、「サーミ人」としての申告は本人による自由意志であることから、正確なサーミ人の総数を計ることは困難であるとされる (山川、2009 年、63 頁)。庄司 (1995 年、231 頁) によると、サーミ人の総数を計ることが難しい理由として、「自己認知による場合でも本人の民族意識や地位、人間関係など諸事情によりその帰属申告が影響を受けやすいことも関与している」とされる。また、小内 (2016 年、3 頁) および小内・野崎 (2018 年、45 頁) は、サーミ人の推計方法の違いやサーミの復権やサーミ語の言語の巢<sup>5</sup>、学校の学習によってサーミ語話者が増加していることを挙げている。小野寺 (2018 年、61-62 頁) は、ノルウェーでは、サーミ議会の選挙人名簿の登録者から統計をとると、登録しないことで不利になる要素があまりないためにサーミ人であると主張する人が名簿に登録しているとは限らないという状況があり、フィンランドではサーミ議会による条件を達成していないにも関わら

ず、権利を求めてサーミの認定を望む者が現れている状況があることを指摘しており、このようなこともサーミ人の総数を特定することが困難である原因だと考えられる。

ここでサーミ人としてみなされる人の定義を各国のサーミ議会によって定められた法律で確認する。

まず、ノルウェーのサーミ議会は、1989年に施行された「サーミ法（1987年法令第56号）(Lov om Sametinget og andre samiske rettsforhold (1987:56))」によると3つの基準によってサーミ人を定義している（[3]）。

自身をサーミ人であると認識している者に加え、

- ① 母語としてのサーミ語がある
- ② 両親、祖父母あるいは曾祖父母のいずれかがサーミ語を母語として  
いる、あるいはしていた
- ③ サーミの選挙人名簿に記載されている、またはされていた者の子ども

のうちいずれかが該当する者である。

スウェーデンのサーミ議会は、「サーミ議会法（1992年法令第1433号）(Sametingslagen (1992:1433))」の第1章第2条においてサーミに言及している（[4]）。

サーミ人は自らがサーミ人であるとみなしている者、それに加え、

- ① 本人が家庭でサーミ語を話している、または話していた
- ② 両親あるいは祖父母のうちいずれかが家庭でサーミ語を話して  
いる、または話していた
- ③ 両親がサーミ議会の選挙人名簿に記載されている、または記載された  
ことがある

のうちいずれかに該当する者である。

フィンランドでは「サーミ議会に関する法律(1995年法令第974号)(laki saamelaiskäräjistä (1176/2015))」第1章第3節においてサーミ人を定義している(Oikeusministeriö、2003年、1頁)。

サーミ人とは自分自身をサーミ人と考える人を指す。加えて、

- ① 本人あるいは両親あるいは祖父母のうち少なくとも一人が第一言語としてサーミ語を学習した者
- ② 山岳サーミ<sup>6</sup>、森林サーミ<sup>7</sup>、海岸サーミ<sup>8</sup>として土地、課税あるいは住民台帳に登録をされたことのある者の子孫
- ③ 両親のうちどちらかがサーミ議会(Sami ParliamentあるいはSami Delegation<sup>9</sup>)選挙の有権者である者もしくはかつて有権者であった者

のうちいずれかに該当する者である。

ノルウェー、スウェーデン、フィンランドのすべてでサーミ人としての自認に加えて①～③の条件を挙げ、そのうちいずれかを満たすものがサーミ人であると認識されている。

以上のことからノルウェー、スウェーデン、フィンランドでは共通して、自分自身をサーミ人として自認していることが前提であり、必須条件であるとされている。また、本人あるいは両親、祖父母がサーミ語に関する内容がサーミ人であるための条件の一つとして含まれている。これら2つの条件について小野寺(2018年、57頁)は、自認意識を「主観的条件」、サーミ語を基準とする分けを「客観的条件」と区別している。

## 1.2 サーマ地域

サーミ地域とは、スカンディナヴィア半島北部からコラ半島に渡る地域のことである。サーミ地域は、2000年以上前から形成されていたとされ



る (Eguia, 2010 年, 14 頁)。また、一般的には「Sápmi」と表記され、サーミ人が伝統的に居住していた地理的領域という意味を持つ (Salvesen, 1995 年, 117 頁)。かつてはラップランド (Lapland) と呼ばれることもあったが、本来のサーミ語の名称でないこととサーミ人たちが侮蔑的な名称であると考えていることから、現在では Sápmi が用いられている (Miller, Vandome and McBrewster, 2010 年, 59 頁)。

サーミ地域は 19 世紀後半のスウェーデンとロシアの国境封鎖によって分割され、トナカイ遊牧者は定住あるいは新たな遊牧地を探すことが迫られ、伝統的生業も制限されていた (葛野, 1989a 年, 62 頁; 葛野, 1989b 年, 118-119 頁)。現在では、トナカイ飼育従事者は第三次産業と兼業で生活している (山川, 2008 年, 144 頁)。

スウェーデンのサーミ地域に位置するコミュニティ<sup>10</sup>のイェリヴァーレ<sup>11</sup> (Gällivare)、ヨックモック (Jokkmokk)、アリエプログ<sup>12</sup> (Arjeplog) については、「ラポニア地域 (Laponia)」として 1996 年にユネスコ世界複合遺産に登録されている (野崎, 2013 年, 83 頁)。ラポニア地域はサーミ地域内部の 13.1% にあたる (小内・野崎, 2018 年, 43 頁)。

サーミ地域におけるサーミ人居住地域は、ノルウェーでは 2017 年時点でフィンマルク (Finmark)、トロムス (Troms)、ヌールラン (Norrland) の 3 つのフィルケ<sup>13</sup>のみであり、フィンマルクがサーミ集住地の中心である (小内, 2013 年, 21 頁; [5])。フィルケ内のコムーネ<sup>14</sup>は、カウトケイノ<sup>15</sup> (Kautokeino)、アルタ<sup>16</sup> (Alta)、ロッパ<sup>17</sup> (Loppa)、クヴァルスン<sup>18</sup> (Kvalsund)、モゼー<sup>19</sup> (Måsøy)、ノールカップ<sup>20</sup> (Nordkapp)、ポシヤンゲル<sup>21</sup> (Porsanger)、カラシヨーク<sup>22</sup> (Karasjok)、レバスビィ<sup>23</sup> (Lebesby)、ガンヴィク<sup>24</sup> (Gamvik)、ターナ<sup>25</sup> (Tana)、ネッセビィ<sup>26</sup> (Nesseby)、セル＝ヴァランゲル<sup>27</sup> (Sør-Varanger)、トロムセ<sup>28</sup> (Tromsø)、スコンラン<sup>29</sup> (Skånland)、グラタンゲン<sup>30</sup> (Gratangen)、ラヴァンゲン<sup>31</sup> (Lavangen)、サランゲン<sup>32</sup> (Salangen)、セレイサ<sup>33</sup> (Sørreisa)、バルスフィヨルド<sup>34</sup> (Balsfjord)、カルセイ<sup>35</sup> (Karlsøy)、リンゲン<sup>36</sup> (Lyngen)、ストーフィヨルド<sup>37</sup> (Storfjord)、コーフィヨルド<sup>38</sup> (Kåfjord)、シエルヴェイ<sup>39</sup>

(Skjervøy)、ノールライサ<sup>40</sup> (Nordreisa)、クヴェナンゲン<sup>41</sup> (Kvænangen)、ナルヴィク<sup>42</sup> (Narvik)、ハマレイ<sup>43</sup> (Hamarøy)、ティスフィヨルド<sup>44</sup> (Tysfjord)、エーヴェネス<sup>45</sup> (Evenes) の31が全部あるいは一部が該当する ([5])。

スウェーデンではノールボッテン地方 (Norrbotten) のキルナ<sup>46</sup> (Kiruna)、イエリヴァーレ、ヨックモック、アリエプローグがサーミ地域とされている (Magga, 2001年, 175頁; 小内・野崎, 2018年, 42頁)。ただし、当該地域のサーミ人の割合は低く、最も高いコミュニティのヨックモックであっても、約10%に過ぎない (野崎, 2012年, 74頁)。

フィンランドでは、ラッピ (Lappi) のクンタ<sup>47</sup> であるエノンテキオ<sup>48</sup> (Enontekiö)、イナリ<sup>49</sup> (Inari)、ソダンキュラ<sup>50</sup> (Sodankylä)、ウツヨキ<sup>51</sup> (Utsjoki) がサーミ人居住地に該当する (Magga, 2001年, 175頁; [6])。フィンランド国内のサーミ人は1980年以降人口が増加してきたが、4つのクンタにおいては、1991～1995年をピークに年々減少しており、サーミ人居住地の減少と都市部への集中の傾向がみられる (小内・野崎, 2018年, 44頁)。

都市部にも少数であるがサーミ人が居住していること、サーミ人居住地外の居住を選択する人が増加していることにより集住地域も変化していると考えられる (小内, 2013年, 21-22頁; 吉田, 2008年, 324頁)。

### 1.3 サーミ語

サーミ語は、ウラル語族フィン・ウゴル語派に属する。同系統の言語には、フィンランド語、エストニア語、ハンガリー語などがある。ウラル語族の下位の区分であるがフィン・ウゴル語族とも称される (黒田, 2016年, 36頁)。

2018年時点では、サーミ語は9種類存在しており、それぞれの言語の差が大きいことから、今日では一つ一つを独立した言語とみなして「サーミ諸語」と呼ばれることもある (Eguia, 2010年, 4頁)。サーミ諸語には、

南サーミ語 (South Sámi) (1)、ウメ・サーミ語 (Ume Sámi) (2)、ピーテ・サーミ語 (Pite Sámi) (3)、ルレ・サーミ語 (Lule Sámi) (4)、北サーミ語 (North Sámi) (5)、スコルト・サーミ語 (Skolt Sámi) (6)、イナリ・サーミ語 (Inari Sámi) (7)、キルディン・サーミ語 (Kildin Sámi) (8)、テル・サーミ語 (Ter Sámi) (9)、2003年消滅したアッカラ・サーミ語 (Akkala Sámi)、1800年代に消滅したケミ・サーミ語 (Kemi Sámi) がある (Valijärvi and Kahn, 2017年, 3頁)。このうち、南サーミ語、



(図1) サーミ諸語分布図

ウメ・サーミ語、ルレ・サーミ語、イナリ・サーミ語、スコルト・サーミ語、北サーミ語はラテン文字、キルディン・サーミ語はキリル文字による個別の正書法があり、ウメ・サーミ語については2016年に正書法が確立された (Valijärvi and Kahn, 2017年, 4頁; 吉田, 2010b年, 244頁)。なお、ピーテ・サーミ語については言語学者によっていくつかの表記がなされてきた。2008年からはピーテ・サーミ語活動家集団によってスウェーデン語やルレ・サーミ語の正書法に基づいたピーテ・サーミ語の正書法が作成されているが、公式的には認められていない。2018年12月時点は活動家集団によってノルウェーのサーミ議会へ提出の準備が行われている<sup>52</sup>。

また、南サーミ語と北サーミ語のように地理的に離れているサーミ語同士では意思疎通が図ることができないほどの違いがある (Magga, 2001年, 178-179頁)。

サーミ語の種類の違いについて方言史研究では、サーミ祖語がサーミ諸語へ分化したことが指摘されている。サーミ語の分化には、2つの見解があり、一つが東サーミ語グループ (スコルト・サーミ語、イナリ・サーミ語、キ

ルディン・サーミ語、テル・サーミ語)、中央サーミ語グループ(ピーテ・サーミ語、ルレ・サーミ語、北サーミ語)、南サーミ語グループ(南サーミ語、ウメ・サーミ語)へ分化である(Magga, 2001年、177-178頁)。もう一つが西サーミ語グループ(南サーミ語、ウメ・サーミ語、ピーテ・サーミ語、ルレ・サーミ語、北サーミ語)と東サーミ語グループ(スコルト・サーミ語、イナリ・サーミ語、キルディン・サーミ語、テル・サーミ語)への分化である(Wilbur, 2014年、2頁)。サーミ語同士の理解が非常に困難な原因として、以上の分化に関する説が提唱されている。

サーミ諸語はすべてUNESCOの消滅危機言語(Atlas of the World's Languages in Danger)に認定されている。UNESCOの消滅危機言語の危険度<sup>53</sup>によると、<0>アッカラ・サーミ語は「1950年以降に消滅」、<1>ウメ・サーミ語、ピーテ・サーミ語、テル・サーミ語は「極めて深刻」、<2>南サーミ語、ルレ・サーミ語、スコルト・サーミ語、イナリ・サーミ語、キルディン・サーミ語は「重大な危険」、<3>北サーミ語は「危険」とされている(Moseley, 2010年、35-36頁)。

サーミ語の中で話者数が最も多い北サーミ語も、危険度は低いものの、「危険」レベルの消滅危機言語とされている。また、「極めて深刻」とされているウメ・サーミ語、ピーテ・サーミ語、テル・サーミ語は話者数が20人以下である(Valijärvi and Kahn, 2017年、4頁)。これらの言語は家庭で高齢者を中心として話されており(Scheller, 2013年、396頁; Wilbur, 2014年、7頁)、2003年に消滅したアッカラ・サーミ語のような危機的状況にある。ウメ・サーミ語、ピーテ・サーミ語、テル・サーミ語といったマイノリティ言語の中のマイノリティ言語は、教育を受ける機会、場所が限定されてしまい(山川, 2009年、66頁)、さらに言語の存続が難しくなる。ウメ・サーミ語話者の中には、ウメ・サーミ語の教科書が存在していないことでサーミ語の教育を受けることに苦労したという人もいる<sup>54</sup>。

サーミ語は、サーミ人全体のおよそ3分の2がサーミ語を話すとされる(山川, 2009年、64頁)。ノルウェーでは、50,000～65,000人のうち20,000人([4])、スウェーデンでは、15,000～20,000人のうち約9,000

人 ([2])、フィンランドでは、9,200 人のうち約 2,000 人 ([Statistics Finland, 2018 年, 35 頁])、ロシアでは、2,000 人のうち 500 ～ 600 人 (Rasmussen and Nolan, 2011 年, 37 頁) である。

各国の内訳をみると、ノルウェーのサーミ語話者は、北サーミ語が 20,000 ～ 23,000 人、ルレ・サーミ語は 500 ～ 600 人、南サーミ語が 200 ～ 500 人 (Rasmussen and Nolan, 2011 年, 37 頁) である。スウェーデンにおけるサーミ語話者数は、北サーミ語が約 6,000 人 ([7])、ウメ・サーミ語が約 20 人 (Salminen, 2015 年)、ピーテ・サーミ語が約 30 人 (Salminen, 2015 年)、ルレ・サーミ語が約 500 人 ([8])、南サーミ語が約 500 人 ([8]) である。フィンランドのサーミ語話者数は、北サーミ語が約 1,700 人、イナリ・サーミ語が約 400 人、スコルト・サーミ語が約 300 人である (Ulkoministeriö, 2010 年, 5 頁)。ロシアのサーミ語話者数は、キルディン・サーミ語が約 500 人、テル・サーミ語が約 2 ～ 10 人である (Valijärvi and Kahn, 2017 年, 4 頁)。

サーミ語に対しては、18 世紀末頃までは各国で比較的寛容な姿勢が取られており、サーミ地域に派遣された行政官や聖職者はサーミ語の能力が義務付けられていたため、サーミ語は実質的な公用語であった (百瀬・熊野・村井, 1998 年, 425 頁)。その後、国家統合によってサーミ人は学校教育でのサーミ語の使用が制限されたり (長谷川, 2009 年, 5-8 頁)、国家語を使用するように同化圧力が強まったりと (庄司, 1991 年, 856 頁)、国家によるサーミ語を排除する動きもみられた (山川, 2008 年, 148 頁)。第二次世界大戦が終結すると、サーミ人の組織化が始まり、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドでさまざま動きがあった。1979 年にはカウトケイノ・アルタダム建設によってサーミ人の居住する村が水没し、放牧地での道路建設が進んだことで、サーミ人の激しい反対運動が起こり世界的に注目された。ダム開発は中止できず完成したが、3 カ国でサーミ人の復権の動きが大きく進展した (大西, 2007 年, 131 頁; 小内・野崎, 2018 年, 31-39 頁)。これを受けて、政府はサーミ人に対する政策を活発に実施するようになった (百瀬・熊野・村井, 1998 年, 428 頁)。そして、各

国でサーミ人に対する保障が行われるようになり、1990年頃からサーミ語の保障が行われ始めた。1992年にはフィンランドで「公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律（1991年法令第516号）（Laki saamen kielen käyttämisestä viranomaisissa (516/1991)）」が、同年にノルウェーで「サーミ語法（Samisk språklov）」が施行された（Magga, 1994年、219頁；吉村、1993年、60頁）。Magga（2001年、205頁）は、1992年はノルウェーとフィンランドでサーミ語を公的に使用する権利を付与されたため、飛躍の年であると述べている。また、2000年には、遅れてスウェーデンで「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律（1999年法令第1175号）（Lag (1999:1175) om rätt att använda samiska hos förvaltningsmyndigheter och domstolar）」が施行された（橋本、2001年、165頁）。これらの法律により、サーミ語は特定の範囲での公用語となった。これらの法律についてサーミ人側は大きな前進であると考え、行政によるサーミ語使用の促進、サーミ語の発展への影響を予想し、肯定的に捉えている（フィリップソン・スクトナブ＝カンガス、1999年、113頁）。なお、ロシアについてはサーミ語に限定した法律が施行されていないが、「ロシア連邦憲法（Конституция Российской Федерации）」、「ロシア連邦諸民族の言語に関する法律（Закон о языках народов Российской Федерации）」、「民族的文化自治に関する連邦の法律（Национально - культурная автономия в Российской Федерации）」で諸民族の言語の権利を保障している（渋谷、2005年、477-491頁）。

#### 1.4 サーマ議会

ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアにはそれぞれサーミ議会が設置されており、サーミ語、サーミ文化などに関わる問題を取り扱っている（小野寺、2018年、49-50頁）。

ノルウェーでは、ノルウェー議会の「サーミ法」の採択によって、1989

年にサーミ議会がカラショークで発足した。サーミの地位を向上させ、サーミ人を対等、公正に扱うようにして、サーミの言語、文化、社会を保護、発展させることを目的としている(小野寺、2013年、42-43頁)。ノルウェーのサーミ議会は、サーミ語、サーミ文化だけでなくサーミの教育、産業、メディア、健康福祉など幅広い権限を持っており、他国と比較して国内の位置付けが最も明確であり、役割も大きいとされる(小内、2018b年、309頁)。

スウェーデンでは、1992年に「サーミ議会法」が施行され、それを受けてノルウェーのサーミ議会発足後の1993年にキルナに設立された。スウェーデンのサーミ議会は、サーミ文化の維持を促すこと、サーミ語を監視すること、サーミ文化が国家の基盤とEUの基盤に貢献すること、サーミ学校の委員会を任命すること、サーミの問題においてスウェーデン当局に助言することを主な業務としている(Winsa、2005年、245頁)。また、自己決定権の拡大に努め、サーミ人側が問題解決を目指す上で自己の決定に大きく反映されることを目標に掲げている([1])。

フィンランドでは1974年にイナリでサーミ議会が発足した(新藤、2016年、17-19頁)。サーミ議会が設立したのは4カ国で最初である。設立後の1995年には「サーミ議会に関する法律」が施行されたことで新たなサーミ議会<sup>55</sup>となり、サーミ地域における文化的自治を取り扱っている(Sarivaara、2016年、201頁；小野寺、2018年、49頁)。

ロシアでは、2010年にコラ・サーミ議会(Kuelnegk Soamet Sobbar)が発足している。しかし、ロシア政府はロシアのサーミ議会としては認識していない(Hissain and Petrétei、2016年、218頁)。

また、サーミ議会が現在のサーミ人の代表機関であるが、その前身として「サーミ評議会(Sámiráddi)」がある。国際法による民族の権利保護の動きを受けて、1953年にサーミ評議会が発足した。旧ソ連を含めた4カ国のサーミ人によって組織された世界最古の先住民族の国際組織の一つであるとされ、サーミ議会が設立するまでは実質的なサーミ人の最高代表機関であった(孫、2017年、42頁)。現在では、定期的なサーミ会議で国境

を越えたサーミ同士の交流が行われているが、サーミ議会は各国内のサーミ人に関する問題を取り扱っているのみである。

## 2. スウェーデンの言語

スウェーデンの主要言語であり、国際社会での公用語は、スウェーデン語である。スウェーデン議会 (Sveriges riksdag) によって2009年5月28日に「言語法 (2009年法令第600号) (Språklag (2009:600))」が制定、7月1日に施行された。同法の第4条及び第13条においてスウェーデン国内の主要言語がスウェーデン語であり、国際社会における公用語がスウェーデン語であることが法律により初めて規定された。「言語法」施行以前は、スウェーデン語はあらゆる行政機関で使用される言語としての立場はあったものの法的に規定されたものは存在しなかった ([9])。

スウェーデンのマイノリティ言語として「言語法」でサーミ語 (Samiska)、スウェーデン・フィン語<sup>56</sup> (Finska)、メアンキエリ語<sup>57</sup> (トルネダール・フィン語) (Meänkieli (Tornedalsfinska))、ロマニ語<sup>58</sup> (Romani chib)、イディッシュ語 (Jiddisch) が定められている。スウェーデン語以外の母語を有する可能性がある住民が人口の2割弱存在する (井樋、2010年、16頁)。

マイノリティ言語が5言語に定められた背景として、スウェーデンが2000年に欧州評議会の「地域言語または少数派言語のための欧州憲章 (European Charter for Regional or Minority Languages)」と「民族的少数者保護枠組条約 (The Framework Convention for the Protection of National Minorities)」を批准したことが発端である。批准に伴い、サーミ人 (Samer)、スウェーデン・フィン人 (Sverigefinnar)、トルネダール人 (Tornedalingar)、ロマニ人 (Romer)、ユダヤ人 (Judar) がスウェーデンの民族的マイノリティであることが国際領域において公式に述べられた (岩間・ユ、2014年、246頁)。そして、2つの国際法の批准を受け、「言語法」第7条において国内のマイノリティ言語がサーミ語 (すべての方言)、



フィン語、メアンキエリ語、ロマニ語（すべての方言）、イディッシュ語と定められた（野崎、2013年、83頁）。5つの言語のうち、サーミ語、フィン語、メアンキエリ語は特定地域に歴史的地理的な基盤を持つ領域的言語とされ、3つのマイノリティ言語には「行政地域」が与えられている。当該地域では、行政機関と裁判所など公的に個人がサーミ語、フィン語あるいはメアンキエリ語を使用する権利を付与し、就学前保育や高齢者ケアを受ける際にも各言語の使用が一部あるいは全部において与えられている（Regeringskansliet、2007年、1頁）。

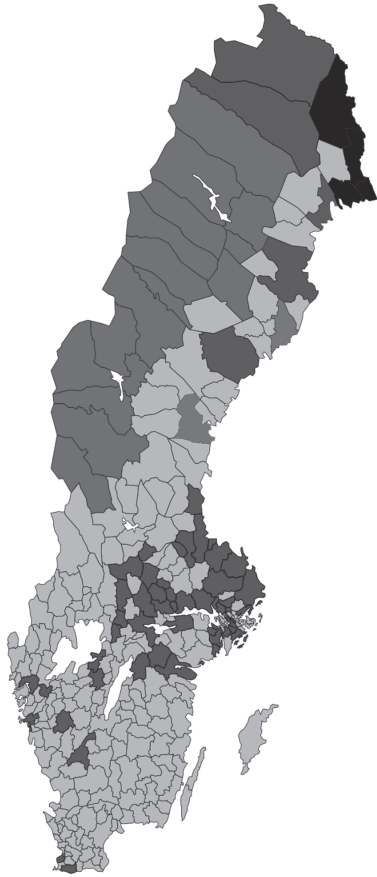
以下は3つのマイノリティ言語に与えられた行政地域である。

サーミ語の行政地域は、キルナ、イエリヴァーレ、ヨックモック、アリエプログ、アヴィッツヤウル<sup>59</sup> (Arvidsjaur)、ベリ<sup>60</sup> (Berg)、ヘリエダーレン<sup>61</sup> (Härjedalen)、リュックセレ<sup>62</sup> (Lycksele)、マール<sup>63</sup> (Malå)、ソールセレ<sup>64</sup> (Sorsele)、ストウールマン<sup>65</sup> (Storuman)、ストレムスンド<sup>66</sup> (Strömsund)、ウーメオ<sup>67</sup> (Umeå)、ヴィルヘルミーナ<sup>68</sup> (Vilhelmin)、オーレ<sup>69</sup> (Åle)、エルヴダーレン<sup>70</sup> (Älvdalen)、エステルスンド<sup>71</sup> (Östersund)、クローコム (Krokomb)、ドロテア<sup>72</sup> (Dorotea)、ルレオ、オーセレ (Åsele)、スンツヴァル (Sundsvall) の22地域が指定されている ([7])。

初めて行政地域に指定されたのは、キルナ、イエリヴァーレ、ヨックモック、アリエプログである。その後、アルヴィッツヤウル、ベリ、ヘリエダーレン、リュックセレ、マール、ソールセレ、ストウールマン、ストレムスンド、ウーメオ、ヴィルヘルミーナ、オーレ、エルヴダーレン、エステルスンドが「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律(2009年法令第724号) (Lag (2009:724) om nationella minoriteter och minoritetsspråk)」で定められた。法律の規定に従い、クローコムは2010年5月、ドロテアは2012年1月、ルレオ、オーセレ、スンツヴァルは2018年2月に行政地域に追加されたコミューンである ([7]; [10]; [11])。

フィン語は、イエリヴァーレ、ハパランダ<sup>73</sup> (Haparanda)、キルナ、パヤラ (Pajala)、エヴェルトーネオー<sup>74</sup> (Övertorneå)、ボートシルキヤ (Botkyrka)、エシルストーナ (Eskilstuna)、ホールスタハンマル

(Hallstahammar)、ハーニンゲ (Haninge)、フッティンゲ (Huddinge)、  
ホーボー (Håbo)、ヒューピング (Köping)、シグトゥーナ (Sigtuna)、  
ソルナ (Solna)、ストックホルム (Stockholm)、セーデルテリエ (Södertälje)、  
ティープ (Tierp)、ウップランズ・ヴェスビィ (Upplands Väsby)、  
ウップランズ・ブロー (Upplands-Bro)、ウプサラ (Uppsala)、  
エルブカーレビィ (Älvkarleby)、エステローケル (Österåker)、  
エストハンマル (Östhammar)、ボロース (Borås)、スラハンマル (Surahammar)、  
ヴェステロース (Västerås)、イエーテボリ (Göteborg)、フーフオシュ (Hofors)、  
カーリクス (Kalix)、フィンスカッテベリ (Skinnskatteberg)、  
スンドビィベリ (Sundbyberg)、ウーメオ、ボーレンゲ (Borlänge)、  
エンヒューピン (Enköping)、フィンスポング (Finspång)、  
ルレオ、ムータラ (Motala)、サンドヴィーケン (Sandviken)、  
ウッデヴァラ (Uddevalla)、エーレブルー (Örebro)、デーゲル  
フォシュ (Degerfors)、スントツヴァル、ファークシュタ (Fagersta)、  
トロース (Trosa)、イエーヴレ (Gävle)、ハッレフォシュ (Hällefors)、  
カールスコガ (Karlskoga)、リンデスベリ (Lindesberg)、ノルヒューピン  
(Norrköping)、ノルテリエ (Norrtälje)、シェーヴデ (Skövde)、  
トロールヘッタン (Trollhättan)、ルードヴィーカ (Ludvika)、マルメ (Malmö)、



(図2) 行政地域

マリエスタッド (Mariestad)、ニークヴァン (Nykvarn)、オクセレーサンド (Oxelösund)、スメーエバックケン (Smedjebacken)、トレルボリ (Trelleborg)、ギスラヴェット (Gislaved)、フェレフテオ (Skellefteå)、イエルフェツラ (Järfälla)、セーデルハムン (Söderhamn)、エルンシエルツヴィク (Örnsköldsvik) の 64 地域が指定されている。

1999 年時点では、フィン語はイエリヴァーレ、ハパランダ、キルナ、パヤラ、エヴェルトーネオーの 5 地域が指定されていた。その後、エヴェルトーネオー、ボートシルキヤ、エシルストーナ、ホールスタハンマル、ハーニング、フッティング、ホーボー、ヒューピン、シグトーナ、ソルナ、ストックホルム、セーデルテリエ、ティープ、ウップランズ・ヴェスビィ、ウップランズ・ブロー、ウプサラ、エルブカーレビィ、エステローケル、エストハンマルの 19 地域は「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」から、ボロース、スラハンマル、ヴェステロースの 3 地域は 2010 年 5 月、イエーテボリ、フーフォシュ、カーリクス、フィンスカッテベリ、スンドビィベリ、ウーメオの 6 地域は 2011 年 2 月、イエヴレ、ハッレフォシュ、カールスコーガ、リンデスベリ、ノルヒューピン、ノルテリエ、シェーヴデ、トロールヘッタンの 8 地域は 2012 年 1 月、ボーレンゲ、エンヒューピン、フィンスポング、ルレオ、モータラ、スンドヴィーケン、ウッデヴァッラ、エーレブローの 9 地域は 2013 年 2 月、デーゲルフォシュ、スンツヴァル、ファーゲシュタ、トローサの 4 地域は 2014 年 2 月、ルードヴィーカ、マルメ、マリエスタッド、ニークヴァン、オクセレーサンド、スメーエバックケン、トレルボリの 7 地域は 2015 年 2 月、ギスラヴェット、イェンシエーピン、フェレフテオ、イエルフェツラ、セーデルハムン、エルンシエルツヴィクの 6 地域は 2018 年 2 月に追加されたコミューンである ([10] ; [11] ; [12])。

メアンキエリ語はイエリヴァーレ、ハパランダ、キルナ、パヤラ、エヴェルトーネオー、カーリクス、ルレオの 6 地域である。2000 年ではイエリヴァーレ、ハパランダ、キルナ、パヤラ、エヴェルトーネオーの 5 地域であった。カーリクスは 2011 年 2 月、ルレオは 2018 年 2 月に追加された ([10] ;

[12])。

なお、3言語の行政地域を示している図 2<sup>75</sup> は、緑色のコミューンがサーミ語とフィン語とメアンキエリ語の行政地域、青色はフィン語とメアンキエリ語の行政地域、黄緑色はサーミ語とフィン語の行政地域、黄色はサーミ語の行政地域、そして水色はフィン語の行政地域を指す。

また、サーミ語については、サーミ語センター (språkcentrum) によって保護、促進されている。サーミ語センターは南サーミ語地域のエステルズンドとターナビュー<sup>76</sup> (Tärnaby) に設置され、サーミ語の使用拡大を目指し、積極的に推進、奨励している。マイノリティ言語の中で南サーミ語を含めたいくつかの言語が危機的状況にあるとし、マイノリティ言語の中のマイノリティにも強化、保護の施策が必要であると考えている。なお、サーミ議会が言語開拓 (language cultivation) を担い、サーミ語センターを管理している (Regeringskansliet、2009c 年、4 頁)。

また、以上の3つの領域的言語に対してロマニ語、イディッシュ語は非領域的言語である。特定地域との歴史的、長期的な関係を持たないということから行政地域は与えられていないが、「言語法」において他のマイノリティ言語と同様、言語の存続と発展を目指すべき言語として保障の対象となっている。

最後にその他の国内の言語としてスウェーデン手話がある。「言語法」第9条で、公的機関がスウェーデン手話の保護と促進の特別責任を負うことが規定されており (Regeringskansliet、2009b 年、2 頁)、スウェーデン手話は国内の言語として認識されている。

それぞれの話者数は、スウェーデン語が約 1,000,000 人、サーミ語が約 9,000 人、フィン語は 450,000 人、メアンキエリ語は 40,000 から 70,000 人、ロマニ語は 5,000 から 15,000 人、イディッシュ語は 3,000 人である (Winsa、2005 年、254 頁 ; [2])。

### 3. 言語権

言語権は 1990 年代に入って世界各地で関心が高まった概念である（言語権研究会・白井・木村、1999 年、7 頁）。

言語権が語られるようになったのは、20 世紀後半の東欧諸国の崩壊や再編において多言語社会の顕在化と民族的紛争と言語問題が密接に関わっていることが認識されたこと、マイノリティに対する弾圧、外国人排斥を掲げる西ヨーロッパ諸国の拡大などにより、マイノリティの問題に真剣に取り組まざるを得ない状況があったことが原因として挙げられる（桂木、2003 年、18 頁；吉田、2000 年、47 頁）。

マイノリティに対して権利を付与することで「集団の権利」として保障されるため、国際的にはマイノリティの存在や多様な言語と文化の存在が国家統合にとって脅威となるという考えは、強い支持を得ており、一般的に否定的な見方がなされてきた（吉田、2008 年、502 頁）。その一方で、マイノリティの権利を尊重することが紛争を防ぐ効果を持つという考え方も広まっており、国家統合を危うくさせるのは少数派の存在や多様な言語と文化を認めない姿勢であるとする主張も幅広く支持されてきた（吉田、2000 年、47 頁；2005c 年、101 頁；2010a 年、155 頁）。その中で、言語がマイノリティのアイデンティティの中核の一部を担う存在であり、問題となったのが「言語権」や「言語に関する権利」である（吉田、2000 年、47 頁）。このような背景から、言語権はマイノリティ言語話者集団が国家語となっている多数派言語話者集団の中で自らが言語的に置かれている位置に異議申し立てを行う根拠として作られた権利概念であった（かどや、2012 年、108 頁）。

また、言語権の代表的論者である Skutnabb-Kangas は、言語権は人権の一部であり、言語権は他の多くの人権の前提条件であると述べており（フリプソン・スクトナブ＝カンガス、1999 年、95 頁；近野、2014 年、227 頁）、言語権は諸々の人権と別個に考えられるべき権利ではなく、人権保障に密接に結びつくものとして考慮されるべきであるとされる（渋谷、2008 年、

19頁)。人権を言語の視点で見ると、自らの言語の使用を禁じられたり、言語の使用を理由に差別されたりといった「言語的差別 (linguicism)<sup>77</sup>」が起き、人権が侵されていた状況があった(吉田、2001b年、34頁)。しかし、言語差別に関しては認識されにくいという問題があり、注目されてこなかった。これは言語が物理的な差別と異なり、不可視なものであるため、差別するものも、されるものも言語を認識されにくいという性質による(津田、1990年、50頁)。さらに、通常固定化したものである人種や性別と異なり、言語の不平等や差別は言語を変えるという手段によって「乗り換える」ことができるため、認識されないことは本質的な原因の一つであるとされる(言語権研究会・臼井・木村、1999年、9頁)。

そこで、言語に関する「自由」を前提とした言語権を通じて、人間の平等という概念を言語的側面に適用し、言語的差別を可視化し、その是正が図られるようになったのである(言語権研究会・臼井・木村、1999年、10頁；渋谷、2012年、44頁)。

また、言語的多様性が生物学的多様性との相関関係あるいは因果関係にあると捉えて言語擁護にも注目が集まっていたことも言語権保障には影響している(吉田、2001a年、1-2頁)。言語を保護し、存続させるためには、その言語が通じるだけでなく、高い価値付けがなされ、正統とみなされ、敬意をもって聞かれるか、受容されるかが重要であり(吉田、2005a年、19頁)、そのためには言語を保護し、地位を向上させる効果を持つ言語権が必要であったと考えられる。

このように言語に関する権利は重要視されるようになり、言語差別の禁止を基本精神とした条約の「国連憲章(Charter of the United Nations)」が1945年6月に採択された(津田、1990年、48頁)。前文の「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念」が確認され、第1条3項の「人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」を国連の目的の一つとされている(芹田・薬師寺・坂元、2008年、10頁)。「国連憲章」は法的拘束力を持たないが、少数民族と言語的マイ

ノリティを区別して言及しているため、重要な宣言であるといえる。また、「個人の権利」を規定していると解釈されるため、マイノリティの権利を「集団の権利」として脅威とみなす考えに対抗しているといえる（桂木、2003年、21頁）。本宣言は1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）」にもそのまま取り入れられている（芹田・薬師寺・坂元、2008年、29頁）。言語権を普遍的人権として捉えるのであれば、「国連憲章」で言及されているような言語に対する非差別、尊重、助長奨励といった内容を言語権の根拠として求めるのは当然であると考えられ、言語権保障をより充実させるための根拠を新しい国際法に盛り込むべきという考えも正当であるといえる（吉田、2001b年、34頁）。そして「国連憲章」以後に国際的な宣言や条約において言語の差別を禁止事由の1つに含めることが一般的となっている（近江、2014年、225頁）。

現在では「言語権」は国際法と国内法の二方面から保障されており、国内法は言語法という言語に限定した法律が施行されることによって、公用語の地位やマイノリティ言語の地位を認めている。国際法については条約や規約などを国家が批准し発効することで間接的に言語を保護し、発展させることにつながる（吉田、2001b年、34頁）。また、吉田（2001b年、34頁）が述べているように言語権保障を行うにあたって、国際法からどれほど言語権保障に有効な内容を引き出せるのか、国内法が持つ歴史的、政治的背景から言語権の実態に関する情報を引き出し、具体的な保障に結びつくものを導き出せるかが重要となる。国際法、国内法を通じた適切な言語権保障の実現が求められる。

ここで、言語権や言語に関する権利にどのようなものがあるかを確認しておく。渋谷（2001年）がマイノリティ集団の歴史的特性、規模や影響力で区別して、言語集団で4つに分類している。

- ① ナショナル・マイノリティの自治的な言語権
- ② ナショナル・マイノリティの選択的な言語権
- ③ 先住民の言語権

## ④ 移民の言語権

まず、①のナショナル・マイノリティの自治的な言語権は、カナダのケベック州やベルギーにおける地域圏や共同体といった分権的体制で強力な権利を行使できる場合がこれに相当するとされている。一方、②のナショナル・マイノリティの選択的な言語権は、アイルランドにおけるアイルランド語やウェールズにおけるウェールズ語といった社会生活では多数派言語を使うとしても、言語復興や象徴的な公用語の地位が与えられており、公的に母語へのアクセスが可能な場合である。③の先住民の言語権は、先住民はナショナル・マイノリティの一部としていながらも言語のみならず生活形態に固有性があることをもとに区別している。④の移民の言語権については「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」でも対象となっていないようにナショナル・マイノリティとは区別されている。(吉田、2001b年、40-41頁)

また、ここで言語権の抱える問題をいくつか指摘する。

一つ目として言語権は一般に理解されにくく、具体的な定義がないことである。近江(2014年、227頁)によると、国際人権法を読み取り、解釈される言語権の意味と位置付けは曖昧であり、言語集団の性質や歴史的起源によってニーズ、要求、能力が異なるため、国際法が最小限の基準しか示すことができず、それ以上の効力があるのかといった批判があることが挙げられている。

二つ目として、言語権の認知度の低さである。国内法において言語の使用や発展に関する権利条項が存在しない場合、言語権を唱えたとしても、法的権利として認知されないことがあり、いまだ言語権に対する知名度は低く、新しい特殊な権利概念としてみなされることもある(渋谷、2012年、43頁)。

三つ目に言語権に対する関心である。近江(2014年227頁)は、「言語が持つ重要性に比べて、国内、国際における言語への関心は低い」ことを指摘している。言語は不可視であり、根底にあるという意識がされにくい



ため、言語に対してはあらゆる領域で配慮されにくいという状況が生まれる。文化の一部として言語を組み込んでいること、社会生活の一部として扱っていることが国の条約や憲法などからいえる。

四つ目に言語権の保障の複雑さである。吉田（2001b年、36頁）が述べているように、地域や国家ごとに多様な歴史的、政治的背景の中で言語が存在しているため、共通認識を生み出しにくいことが指摘される。サーミ語を例にすると、北サーミ語のような同じ言語集団であってもノルウェー、スウェーデン、フィンランドによって国家の姿勢と置かれている状況が異なっていることが挙げられる。

以上のように、言語権はマイノリティの権利、人権を保障するための手段の一つとして最近になって注目された概念であるが、一方で言語権への認知、関心、理解などの問題も有している。

#### 4. スウェーデンにおけるサーミ語の保障

本章以降からはスウェーデンにおけるサーミ語の保障を分析する。

5章ではスウェーデンのマイノリティ政策の変遷と包括的マイノリティ政策について触れる。ここではスウェーデンが民族的マイノリティとマイノリティ言語の保護の始まりからその後のスウェーデンのマイノリティに対する政策、5つの民族的マイノリティを包括した保障を政府の資料からみていく。

6章では「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」と「民族的少数者保護枠組条約」の内容とスウェーデンの批准に触れる。2つの条約は、マイノリティの権利を保護することを目的として策定され、スウェーデンの政策方針を決定するため、かつ継続的なマイノリティ政策を行うために重要な基盤となっている。同条約を批准した背景とスウェーデン政府の見解に言及する。

7章ではサーミ語関連法を分析し、評価する。スウェーデンのサーミ語関連法は、主に3つ挙げるができる。マイノリティ政策の初期に施行

された「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」、その9年後にスウェーデンの国内言語を定めた「言語法」、翌年に施行された「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」の改正法にあたる「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」である。それぞれの関連法は、サーミ語の保護と促進のために重要な法律であるが、果たしている役割は異なる。本章ではサーミ語関連法を分析することで、スウェーデンのサーミ語への言及と状況を評価する。

8章ではフィンランドにおけるサーミ語保障を取り上げる。ここではスウェーデンの保障と比較するためにフィンランドの事例をみる。国によってサーミ人、サーミ語に対する扱いや保障レベルが異なっているため、フィンランドの保障レベルを明らかにすることでスウェーデンの状況を検討する。

9章ではスウェーデンの課題と今後について言及する。スウェーデンの政策と法律を分析する中で生じるサーミ語保障の課題を指摘し、何が求められるかを考える。また、スウェーデンが今後サーミ語を含めたマイノリティ政策の実施、政府案と北欧諸国によるサーミのための条約を通じて、国内領域と国際領域での展開を述べる。

10章では、本稿で取り上げた政策、国際法、国内法、フィンランドの政策、法律でサーミ語保障の明らかになったことをまとめる。

## 5. スウェーデンのマイノリティ政策

### 5.1 マイノリティ政策の変遷

まずマイノリティが言及されたのは、1974年の「スウェーデン憲法（1974年法令第152号）（Kungörelse（1974:152）om beslutad ny regeringsformen）」である。サーミ人ならびに民族的、言語的および宗教的少数派が、自らの文化的、共同体的生活を維持、発展させる機会を促進しなければならない

としており（山岡、2012年、22頁）、国内のマイノリティへの義務を規定している。1977年にスウェーデン議会においてサーミ人がスウェーデンの先住民族であることが述べられた（野崎、2013年、82頁）。

マイノリティ言語に関しては、1990年代まで公式のマイノリティ言語政策は存在しておらず、マイノリティ言語を大きな問題として捉えられていなかった（吉田、2008年、410頁）。その後、1995年にスウェーデンはEUに加盟したことが政策に影響を及ぼしたとされ、民族的マイノリティ、マイノリティ言語を保護する流れに乗っていくこととなった（野崎、2013年82-83頁）。

そして、1999年からスウェーデンのマイノリティ政策が始まる。1999年に「政府案 (Nationellaminoriteter i Sverige (1998/99:143))」が提出されたことが出発点となった。本案では、民族的マイノリティとマイノリティ言語の存在が公言され、マイノリティ言語とマイノリティに関する条約である「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」、「民族的少数者保護枠組条約」を批准すべきことが述べられた。本案は以後のマイノリティ政策における基盤の一つとなっている（Regeringskansliet、2007年、1頁）。

「政府案」では以下のことが述べられている。

スウェーデンには民族的、文化的多様性は長い歴史の伝統があり、長い間、さまざまな集団が自身の属する集団の文化や言語を積極的に保護し、その文化や言語は現在でもスウェーデン社会の中で存続している。この集団はスウェーデンの先住民族であるサーミ人、さらにトルネダール人、スウェーデン・フィン人、ロマニ人、ユダヤ人が含まれる。5つのマイノリティ集団の共通点は、長い間スウェーデンに居住しており、明白なつながりを持った集団として構成されているということである。また、民族的マイノリティ側は宗教的、言語的あるいは文化的な所属とアイデンティティの維持を望む集団である。（Regeringskansliet、1999a年、10頁）

ヨーロッパ諸国の大半では、スウェーデンのマイノリティのように文化遺産として扱われているマイノリティ集団がいる。1989年のベルリンの

壁崩壊後、中欧および東欧のマイノリティ問題が注目された。マイノリティは、各国の民主化に向けた動きの一つとして、自身のアイデンティティの尊重を主張する機会を見出してきた。そして各国は早い段階からマイノリティ問題において平和的かつ民主的な解決策を推進することの重要性を認識していた。(Regeringskasliet、1999a年、11頁)

2000年には、欧州評議会による「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」、「民族的少数者枠組条約」をスウェーデンが批准した。国際的にみてマイノリティ保護やマイノリティの権利を謳った条約として重要であるとされる(吉田、2008年、413頁)。「政府案」(Regeringskasliet、1999年、11頁)によると、2つの条約がスウェーデンのマイノリティ政策にとって有効な基盤であると考えている。批准国に対して定期的に条約の履行状況に関する報告書の提出が義務付けられており、欧州評議会の委員会によってモニターされ、勧告されることもある(渋谷、2004年、139頁)。

マイノリティ政策が始まった1999年においては、スウェーデンの民族的マイノリティに関する諸問題に取り組んでいく姿勢を見せ、スウェーデンのマイノリティ政策の目的を民族的マイノリティとマイノリティ言語を強化し、支援することとしている。また、民族的マイノリティの言語と文化を文化遺産の一部として守るような措置も取られている。(Regeringskansliet、1999a年、11頁)

なお、スウェーデン政府はスウェーデン国内の民族的マイノリティの認定の基準を以下のように述べられている(Regeringskansliet、1999a年、31頁)。

- ① 人口数に対して際立った少数であり、社会において非支配的な地位を有する顕著な集団であること。
- ② 宗教的、言語的、伝統的かつ／または文化的な面で多数派と区別される特徴を有すること。
- ③ 集団だけでなく、個人の自己認識。
- ④ スウェーデンとの歴史的、あるいは長期的な関係を有していること。

以上の4つの基準すべてを満たした集団としてサーミ人、フィン人、トルネダー人、ロマニ人、ユダヤ人の5つのマイノリティであると初めて規定され、「民族的少数派保護枠組条約」の第1回報告書では政府や議会がマイノリティ政策を決定する際は各マイノリティの承諾を得なければならないことが明記された（岩間・ユ、2014年、246頁）。

2007年のスウェーデン政府資料では、国内では1999年に提出されたスウェーデンの民族的マイノリティに関する「政府案」であり、国際的には2000年に「マイノリティ言語条約」と「枠組条約」を批准したことがスウェーデンのマイノリティ政策の基盤となっていると述べられており（Regeringskansliet、2007年、1頁）、現在のスウェーデンのマイノリティ政策において提案および条約が果たした役割は非常に大きいといえる。

## 5.2 スウェーデンの包括的なマイノリティ政策

スウェーデンのマイノリティ政策は、5つすべてのマイノリティに配慮した包括的なものとなっているが、マイノリティ政策について初めて言及した1999年の「政府案」から始まっている。本案の第5章スウェーデンの包括的マイノリティ政策では以下のことが述べられている。

スウェーデンのマイノリティ政策は、民族的マイノリティとマイノリティ言語の保護に基づくべきとする。これは、スウェーデンの民族的マイノリティを認識し、マイノリティの言語と文化、そして国家の歴史に対する貢献に関する知識を伝えるべきであるということ、またマイノリティ言語が認識され、存続するための支援がなされるべきであるということである。

政府のマイノリティ政策に対する姿勢は、多元的であり、真に民主的な社会は、異なる文化、宗教またはその他の母語を持つマイノリティのために機会を提供すべきであるという考えの上に成り立っている。ス

スウェーデンの民族的マイノリティとマイノリティ言語の存在がスウェーデン国家を豊かにしており、特に民族的マイノリティについてはスウェーデンの文化的発展に貢献している。また、国家には特定の種を保護し、言語を存続させるための支援と保護を民族的マイノリティに提供する責任がある。したがって、文化的、言語的遺産がスウェーデンの歴史と絡み合っているマイノリティに対して、包括的なマイノリティ政策が策定されるべきである。

(中略)

歴史の中で、スウェーデンにはヨーロッパ各地の人々が移住し、ヨーロッパ諸国と同様にあらゆる文化、宗教、言語で構成された歴史的な遺産がある。その集団の中でスウェーデンに長く存在していたサーミ語、フィン語、メアンキエリ語、ロマニ語、イディッシュ語を存続させるために包括的なスウェーデンのマイノリティ政策の基盤を構築すべきである。スウェーデン政策の基本的な柱は、民族的マイノリティや歴史的マイノリティ言語を保護することである。

また、スウェーデンには人権保護と反差別措置の長い伝統があり、民族的マイノリティの保護の強化は当然の帰結であり、マイノリティ側の要求を包括的なマイノリティ政策を策定する際の出発点とすべきである。

政策の目標は、すべての民族的文化的背景、社会の多様性を基盤とするコミュニティ、相互の尊重と寛容があるコミュニティの発展、誰もが関与し負うべき平等な権利と機会である (Regeringskansliet, 1999a 年、28-29 頁、引用者訳)。

そして、1999 年に「政府案」が提出された後は、新たに包括的な政策として、2009 年 3 月に「政府案 (Från erkännande till egenmakt - regeringens strategi för de nationella minoriteterna (2008/2009: 158))」が提出された (Regeringskansliet, 2009c 年、1 頁; 岩間・ユ、2014 年、248 頁)。本案の目的は、民族的マイノリティの権利の強化とマイノリティ政策の実施における要求レベルの引き上げであった。以前のマ

イノリティ政策では、民族的マイノリティの保護と影響力の強化、歴史的マイノリティ言語を保護、促進するためにサポートすることを目的としていたが、目標に到達することが困難であり、民族的マイノリティの要求が十分に達成されていないことが明らかになった。そのため、欧州評議会はスウェーデンの条約の履行状況を改めるためにさまざまな分野で措置を取るよう勧告した。そこで、スウェーデン政府は以下の措置をマイノリティ政策に組み込んでいる（Regeringskansliet、2009c 年、1 頁）。

- 欧州評議会のマイノリティ条約の履行状況の向上を確実に行うこと
- マイノリティ政策の国家によるフォローアップを見直すこと
- ナショナル・マイノリティに対する差別や社会的排斥に対抗すること
- 民族的マイノリティ言語の保護を推進すること

以上のようにスウェーデンの政策では 1999 年から多様性、寛容、尊重、平等を目指し、包括性を持つマイノリティ政策が実施され、2009 年に政策の実施状況を改善していく政策が提案され、今日まで継続して政策が行われている。

## 6. スウェーデンと「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」と「民族的少数者保護枠組条約」

### 6.1 「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」

「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」は、欧州評議会によって 1992 年 11 月に採択された条約である（吉田、2008 年、413 頁）。1992 年に調印され、5 カ国が批准したのち、1998 年 3 月 1 日に発効された（Regeringskansliet、1999a 年、14 頁）。

以下では、便宜上「マイノリティ言語条約」と称する。

「マイノリティ言語条約」の特徴として、ヨーロッパの特定の地理的領域において歴史的なマイノリティ言語を対象としていること、ヨーロッパ

の文化遺産としての言語的多様性と歴史的地域言語またはマイノリティ言語の保護と促進を主な目的とするという文化としての言語の保護や保存が強調されていること、それぞれの国家でどのように適用するか自由に決定できるため国家に広い裁量権があること、マイノリティ言語の使用を促進することは国家統合を阻害するものではなくむしろヨーロッパの統合を促すものであると解釈していることが挙げられる（桂木、2003年、26-28頁；[13]）。

坂井（2011年、4頁）によると、同条約は「言語そのものの保護を促すという点で画期的」な条約である。また、桂木（2003年、26頁）は、各国政府に対してマイノリティ言語の保護と発展を求めていることから政策志向的であると述べている。

2018年12月時点では、アルメニア、オーストリア、ボスニアヘルツェゴビナ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、イギリスの25ヵ国が批准している（[13]）。スウェーデンは1999年に「マイノリティ言語条約」の批准を目指すことに言及した「政府案」を提出し、2000年2月9日に「マイノリティ言語条約」を批准し、6月1日に発効している。

「マイノリティ言語条約」は、前文で次のことを宣言している（吉田、2008年、414頁）。

- マイノリティ言語の保護がヨーロッパの文化的豊かさや伝統の維持、発展に貢献すること
- 公私においてマイノリティ言語を使用する権利は奪うことのできないものであること
- マイノリティ言語の保護と促進が民主主義と文化的多様性の原則に基づくヨーロッパの構築に貢献するものであること



特に冒頭において、ヨーロッパ内の異なる国や地域における地域言語やマイノリティ言語の保護と促進は、民主的原則と文化的多様性に基づいたヨーロッパを構築する上で重要な貢献となることが強調されている。また、条約の目的は、公用語を犠牲にしてマイノリティ言語を支援することではなく、各国内でマイノリティ言語の、マイノリティ言語による理解を奨励することであるとしている（Regeringskansliet, 1999a 年、15 頁）。「マイノリティ言語条約」には、批准国が 23 の条項のうちで履行を希望する条項、到達レベルを選択できる自由があるとされている。

「マイノリティ言語条約」の構成をみると、第 1 章では、地域言語またはマイノリティ言語と非領域的な言語の定義、実践的措置と締約国によってなされる責任に関する情報、第 2 章と第 3 章は、批准国が負う責任を規定で、第 2 章では特に国家がマイノリティ言語とみなすすべての言語に対する全体的な目的と原則、第 3 章では特に各国家が歴史的かつ地理的基盤を持つ言語のために選択可能な詳細な規定に関して述べている。第 4 章では、欧州評議会、評議会加盟国およびその国民が、批准国が条約に基づいた義務を果たす方法に関する管理に言及しており、第 5 章は、調印および批准に関して規定している。

本条約では、地域言語またはマイノリティ言語とみなされる言語を決定するにあたり、以下の基準が適用される。一つ目に地域言語あるいはマイノリティ言語は、国民が国内の特定領域において使用していなければならないこと、二つ目に地域言語あるいはマイノリティ言語は、公用語とは異ならなければならないことである。また、条約が適用される言語は、人々が十分に使用していなければならないとしている。非領域的言語については、大半の人が使用している言語とは異なり、歴史的かつ地理的基盤を持たない言語を指す。

また、第 4 章では締約国は欧州評議会に報告しなければならない、第一回報告書は批准から 1 年後に、第一回報告書の 3 年後に次の報告書が提出することが定められている。なお、スウェーデンはこれまでに 6 回報告書を提出している（[13]）。

## 6.2 「民族的少数者保護枠組条約」

「民族的少数者保護枠組条約」は、欧州評議会によって1994年11月に採択された条約である（[13]）。12カ国が批准し、1998年2月1日に発効された（Regeringskansliet、1999a年、17頁）。同条約は、民族的マイノリティ集団の領域の中で民族的マイノリティの存在を保護することを目的とし、言語に限らず包括的なマイノリティの保護をしている（坂井、2011年、4頁；[13]）。

以下では便宜上、「枠組条約」と称する。

「枠組条約」の特徴として、言語的マイノリティの権利を含むマイノリティの権利についての問題処理のための最初の法的拘束力を持つ文書としてみなされていること、各国政府に裁量権を広く認めているためプログラム規定<sup>78</sup>を基に策定されていること、民族的マイノリティの保護のための条約であるが民族的マイノリティが何か定義していないこと、マイノリティの言語やマイノリティの属する文化を保護することと社会統合を維持することを基本精神としていること、批准国の履行状況をモニタリングメカニズムが規定されていることという5つが挙げられる（桂木、2003年、19-21頁）。

また、第二次世界大戦後の欧州評議会や国連の策定した人権保障の精神を引き継ぎ、民族的マイノリティというカテゴリーを主題にし、民族的マイノリティの権利のために国家がすべきことに言及しているため、一步踏み込んだ内容となっている（窪・渋谷、2005年、40頁）。桂木（2003年、26頁）は、同条約をマイノリティに属する人々の権利を規定していることから権利志向的であると述べている。

2018年12月時点の批准国は、アルバニア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュ

タイン、マルタ、モルドヴァ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア、ウクライナ、イギリスの39カ国が批准している（[13]）。スウェーデンは1999年に「枠組条約」の批准に言及した「政府案」を提出し、2000年2月9日に「枠組条約」を批准し、6月1日に発効している。

「枠組条約」の特徴として以下のことが指摘されている（桂木、2003年、19-21頁）。

- マイノリティの集団的権利ではなく、マイノリティに属する個々人の権利に関する条約であり、したがって、マイノリティの自治権を認めるものではない
- 各国の政府に幅広い裁量権が認められている
- マイノリティとは何かについては定義していない
- 国内の特定の地域に伝統的にかつ集中的に一定以上の数のマイノリティの人々が存在している場合に、一定限度で行政や教育におけるマイノリティ言語の使用を認めている
- 条約はマイノリティ文化を保護することと、社会統合を維持していくことを目指している
- 条約を批准した各国は条約の実施報告書の提出が求められる

「枠組条約」は主要な宣言として構成され、具体化された原則が国内法および適切な政策によって実行されなければならないとしている。

また、条約には民族的マイノリティの定義が含まれていないため、批准国が自国の民族的マイノリティを特徴付けるものを決定することができるとしている。ただし、本条約で民族的マイノリティとは国家と長いつながりを有する集団を指していることは明らかになっている。

本条約の内容をみると、マイノリティの文化、伝統、遺産、宗教に対する保護と支援だけでなく、マイノリティ言語条約の対象外である言語の保護に関する規定も含まれている。条約の規定は、32の条項で構成され、5

つの章に分かれている。そのうちの最初の3章が最も重要であるとされる (Regeringskansliet、1999年、17頁)。

第1章(第1条～第3条)には、条約の他の条項における指針に関する基本原則が挙げられている。特に、各個人は民族的マイノリティに属するとして扱われることを望んでいるかどうかを決定することができ、この選択によって不利益を受けないようにする必要があるとしている。第2章(第4条～第19条)は、基本規定についてさらに詳細に記しており、差別禁止、平等推進、マイノリティ文化の維持・発展、マスメディアの利用、マイノリティの教育、二国間および多国間の協力、その他の国際交流、非政府活動への参加権が述べられている。第3章には解釈および適用の規定が含まれている。第4章では、モニタリングメカニズムが述べられている。締約国は、条約によって確立された原則を遵守し、履行達成に向けた法的小およびその他の措置に関する完全な情報を含む報告書を提出しなければならない。第1回報告書は、国が条約を批准してから1年後に、第2回以降の報告書は5年毎あるいは閣僚委員会の要請がある際は常に提出しなければならないとしている。第5章には、調印と批准に関する規定が含まれる (Regeringskansliet、1999a年、17-18頁)。

なお、スウェーデンは本条約の報告書を4回提出している ([13])。

### 6.3 スウェーデンの批准

本節では「政府案」の条約批准に関する内容からマイノリティ政策の背景をみる。

1999年に提出された「政府案」によると、スウェーデンは「枠組条約」を批准すべきであるとし、スウェーデンの民族的マイノリティは、批准によって名付けられるべきとしている (Regeringskansliet、1999a年、30頁)。ここで、スウェーデンの民族的マイノリティは、サーミ人、スウェーデン・フィン人、トルネダール人、ロマニ人、ユダヤ人であることが初めてスウェーデンの民族的マイノリティが明記された。また、スウェーデンの民

族的マイノリティが歴史的、地理的關係に基づくことも言及された。

また、「政府案」では、スウェーデンは「マイノリティ言語条約」を批准すべきとし、対象言語をサーミ語、フィン語、メアンキエリ語、ロマニ語、イディッシュ語の5つと明記している。そのうち、歴史的地理的基盤を有するサーミ語、フィン語、メアンキエリ語の3言語については、条約の第2章と第3章の規定に該当し、非領域的言語であるロマニ語とイディッシュ語は、第2章の規定の一部に該当する。

なお、メアンキエリ語に関しては、個別言語とするか方言とするかについて委員会や政府機関、大学、自治体によってそれぞれ見解が異なっていたが（Regeringskansliet、1999a年、30頁）、最終的にはフィン語とは区別された領域言語の一つとして批准された。

また、ロマニ人、ユダヤ人は政府以外の機関でもマイノリティ集団とみなされるべきとし、非領域的言語であるロマニ語、イディッシュ語がマイノリティ言語の地位を与えられるべきことに同意している。

民族的マイノリティ言語として挙げられていないが、手話に関しても本案では言及されている。手話をマイノリティ言語として扱われるべきとする機関もあるが、条約批准後の報告書ではマイノリティ言語の中には加えられていない。ただし「言語法」では保護、促進すべき言語として法適用の対象となっている。

2つの条約は、公用語を犠牲にしてマイノリティ言語を支援することや、マイノリティに属する集団を残りの多数派集団から分離することではないことを強調すべきであるとし、国内の民族的マイノリティとその言語の理解を奨励することを目的としている。さらに条約の規定のほとんどが、批准国の民族的マイノリティおよびマイノリティ言語を支援し、保護するためのマイノリティ政策を前提としている。さらに条約を承認した国は民族的マイノリティやマイノリティ言語を支援し、保護するために多くの目標と原則に基づいて政策策定や法律制定、その履行をすべきであるとしている。

以上を踏まえスウェーデン政府は、スウェーデンが「マイノリティ言語

条約」と「枠組条約」を批准し、包括的なマイノリティ政策の基盤となるような措置を講じるよう提案している。

ここで条約批准に関するスウェーデン政府の見解について指摘できることを挙げる。

まず民族的マイノリティの命名である。これは「枠組条約」と「マイノリティ言語条約」の批准の際にスウェーデンがどのマイノリティと言語を条約の対象とするかを決定しなければならないためであった。ただし、カルヴェ（2000年、69-70頁）が公的レベルで言語に名称を与えることで言語形態の価値を象徴的に高め、アイデンティティの側面を強調する機能を果たすことが予想されると指摘するように、メアンキエリ語とフィン語の違いに関して見解は異なっているものの、スウェーデンの民族的マイノリティをサーミ人、スウェーデン・フィン人、トルネダール人、ロマニ人、ユダヤ人、マイノリティ言語をサーミ語、フィン語、メアンキエリ語、ロマニ語、イディッシュ語と明記したことに大きな意義があると考えられる。さらにスウェーデンの民族的マイノリティ、マイノリティ言語が初めて公式に述べられたため、条約の批准に伴って名称を与えたことは重要であったと考えられる。

また、「マイノリティ言語条約」と「枠組条約」をスウェーデンの政策の基盤と考えていることである。政府は政府案の中で「枠組条約」と「マイノリティ言語条約」は、民族的マイノリティとマイノリティ言語に対する長期的な支援の発展のための基盤と考えており、批准後も2000年の「枠組条約」と「マイノリティ言語条約」の批准はマイノリティ政策の基盤とみなされている（Regeringskansliet, 2007年、1頁）。国際法を政策の根底に置くことで、国際機関からの客観的な判断がなされるようになり、報告書の提出義務も課されていることから、勧告を通じて自国の政策を修正することが可能となる。

そして、モニタリングである。条約を批准、発効した後の政策や国内法への影響が十分になされるように欧州評議会によってモニターすることが規定されている。条約という法的拘束力を持たない合意が国内での法律に

よって実現される可能性がある。また、モニタリングによる委員会の勧告で条約に沿った政策が実行されることにつながる。

## 7. スウェーデンのサーミ語関連法

### 7.1 3つのサーミ語関連法

本章では、スウェーデンのサーミ語関連法を3つ取り上げている。それぞれ言語の地位に関する法律で、言語保護的な性格の強い内容である（庄司、2010年、222年）。サーミ語の地位向上を図る規定であることから、サーミ語の保障にとって重要な法律といえる。

最初のサーミ語関連法として、「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」がある。同法は、1999年12月9日に公布、2000年4月1日に施行された。条項において初めてサーミ語の行政地域が記された。スウェーデンが公的にマイノリティ言語の使用に関する権利を認めた法律は、同法が最初である（内容は付録1を参照）。

続いて「言語法」である。スウェーデン国内の言語を定めた同法もサーミ語関連法として挙げることができる。同法は2009年5月28日に公布、2009年7月1日に施行された。「言語法」施行以前は、スウェーデンのマイノリティ言語は明記されていたが、スウェーデン語を含めたスウェーデン国内の言語が何であるかを規定した法律は存在していなかった。これまで国家語であるスウェーデン語は長い間自明のこととしてスウェーデンの主要言語であるとみなされていた（Björklund, Björklund and Sjäholm, 2013年、6頁）。そのため、本法はスウェーデンの言語を定めた法律として初めてのものであり、スウェーデンの言語権保障の基盤となっている（内容は付録2を参照）。

そして、「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」もサーミ語関連法として挙げることができる。「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」、「行政当局および裁判所

にかかわる場合にフィン語、メアンキエリ語を使用する権利に関する法律（1999年法令第1176号）（Lag（1999:1176）om rätt att använda finska och meänkieli hos förvaltningsdomstolar och domstolar）」の改正法およびその他のマイノリティ言語を包括した法律である。同法は2009年6月11日に公布、2010年1月1日に施行されている。また、法律が制定された背景として、それまでマイノリティの権利に関する政策の目的を実現することが困難であり、民族的マイノリティの要求が十分に満たされていなかったという状況がある（Regeringskansliet、2009c年、1頁）（内容は付録3を参照）。

以下では、「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」、「言語法」、「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」の三法を分析し、各条項に対して評価を行っていく。

なお、「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する政令（Förordning（2009:1299）om nationella minoriteter och minoritetsspråk）」と政令の改正<sup>79</sup>については取り上げず、2010年1月に施行された「民族的マイノリティとマイノリティに関する法律」の内容のみを対象とする。

## 7.2 「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」の分析

本法は便宜上「サーミ語法」と称することとする。

第1条の適用対象地域では、サーミ語の行政地域を規定している。これは法律上で初めて定められた地域であり、当該地域でサーミ語の使用権を保障している。また、行政機関に加えて、行政地域内で権利を行使できる裁判所も規定されている。公的な場でのマイノリティ言語の使用権を認めたとすることは大きな前進であり、法的拘束力があることを考えると強い効果があるといえる。

なお、「サーミ語法」が施行された2000年時点では4地域が対象とされているが、そのアリエプログ、イエリヴァーレ、ヨックモック、キルナ



には、ウメ・サーミ語話者、ピーテ・サーミ語話者、ルレ・サーミ語話者、北サーミ語話者が居住している地域である。そのため、行政地域外を主な居住地としている南サーミ語話者は保障の対象外となる（山川、2009年、64頁）。

続いて第2条と第3条の行政当局とかかわる場合にサーミ語を使用する権利では、行政当局におけるサーミ語の使用に言及している。ここでは当事者の要求によって行政機関でサーミ語を使用できると規定しているが、以前は事実上の国家語であったスウェーデン語による対応が求められていた状況があった。母語を存続させるため、平等を推進するためにもサーミ語が公的機関の口頭あるいは書面において使用可能になったことは大きな意味があるといえる。

ただし、問題点も指摘できる。サーミ語を使用する当事者はサーミ語を使用する権利を有するとされているものの、要望や問い合わせがあった際に職員がサーミ語によって応対するにとどまっている。つまり、あくまでサーミ語を使用したいと望む当事者自身がサーミ語による対応を行政当局に対して求めるため、行政に課されている義務は要求に対して提供するという受け身の意味しか持たなくなる。これにより、吉田（2005a年、22頁）がフィンランドに関してサーミ語による対応を求めた場合であってもサーミ語話者が通常多数派言語能力を有しているという理由でサーミ語の使用権が制限されてしまうという構造的不平等がある状況ということを指摘しているように、スウェーデンにおいてもサーミ人の多くが多数派言語も使用できることから同様の指摘ができる（橋本、2000年、106頁）。

また、行政機関のサーミ語による対応義務は努力義務であるとしている。それゆえ、行政側による判断に委ねられるサーミ語の対応はできる限りなされれば足りるため、拒否する意思表示も十分に可能であり、サーミ語の使用が要求をできたとしても制限される危険性があるといえる。

さらに行政地域内での使用は保障されているが、行政地域外のコミュニケーションは言及されていないため、サーミ語が堪能な職員が行政機関に在籍していてもサーミ語でアクセスする権利が保障されておらず、保障範囲は限定

されてしまう。カルヴェ（2000年、72頁）の分類を用いると、これは「地域性の原則」が採用された法規定であるといえる。行政地域が与えられた領域的言語は、歴史的地理的な関係を持つことを基準としているため、出発点としてラポニア地域とサーミ議会の拠点となるコミューンに限定していることは必然であったと考えられるが、南サーミ語の話者が指定された行政地域以外の地域を中心に居住している状況を考慮すると、「サーミ語法」で適用された範囲よりも広域な適用地域が与えられることが望まれる。

第4条から第7条までの裁判所とかかわる場合にサーミ語を使用する権利では、裁判所での文書や通訳、口頭でのやり取りでのサーミ語の使用に関する権利に言及している。土地や水の権利といったサーミ地域でのサーミ人の問題を対処するために重要な役割を果たす裁判所においてサーミ語を使用できるとしていることは、行政機関の場合と同様に大きな価値がある。

また、第7条では翻訳者の雇用義務に言及されている。雇用規定によって公的機関側に対する責任が強まり、マイノリティ言語を使用できる職員が在籍していないためにサービスが提供されないことを防ぐことができると考えられる。ただし、行政機関ではサーミ語の使用できる職員の雇用までは規定されていないため、今後行政機関においてサーミ語によるサービスが提供できるよう雇用義務が加えられることが望まれる。

第8条、第9条は就学前教育と高齢者ケアにおけるサーミ語の使用では、就学前児童と高齢者に対してもサーミ語を使用できるとしている。就学前教育の場合は保護者の要求によって教育に参加する機会を提供しなければならないとし、子どもたちが教育を受けられる環境が提供されることになる。高齢者ケアにおいても希望者に対してサーミ語によるサービスを提供が求められており、さらにサーミ語が堪能な職員による提供までが義務付けられている。

ただし、第9条で高齢者ケアの際サーミ語の堪能な職員が提供する義務が課されているが、本法が行政地域に限定された内容であるため、行政地域以外にサーミ語が堪能な職員が雇用されていた場合でも保障されるもの

ではないことは指摘できる。

第10条の例外では、特別な理由がある場合に行政地域内であっても適用除外とすることが可能となっている。しかし、例外的に地域外で適用対象となることは明記されていないので、範囲は限定されてしまう。

以上のように「サーミ語法」では、サーミ語使用者がサーミ語を使用できる環境や条件、公的機関のサーミ語の提供義務を言及している。詳細な内容は条項において述べられていないが、マイノリティ言語を保障するための法的手段としての役割を十分に担っているといえる。

なお、本法は2009年12月31日まで有効であり、2010年1月1日から「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」に取って代わられている。

### 7.3 「言語法」の分析

言語法は、第1条、第2条、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条第1項、第15条がマイノリティ言語およびサーミ語に該当する条項である。

まず第1条および第2条の法律の内容と目的では、公的機関で個人が言語を利用することを保障すると述べている。また、「言語法」の目的が言語の地位や使用を明示することであると言及している。

「言語法」が「サーミ語法」だけではカバーしきれないスウェーデン社会の言語の規定をすることで、スウェーデン全体あるいは国際社会に対して国家語であるスウェーデン語以外の認知を促し、保護の姿勢を強める効果が期待できる。法律の目的である地位の確立は、マイノリティ言語でありながらも多数派言語に飲み込まれることなく、言語の存続に貢献することにつながる。また、私的領域だけでなく公的に言語が使用され、確実な立場を獲得することでマイノリティ言語の消滅を防ぐことになる。

ここで触れておきたい点として、主要言語のスウェーデン語でさえ話者数が1,000万人程度であるため、国際社会においてはマイノリティの言語

になる。スウェーデンでは英語が日常生活やビジネスにおいて頻繁に使用されているため、主要言語かつ公用語としての地位を明言することでスウェーデン語を保護することにもつながる。「言語法」第1条、第2条で語られている内容はスウェーデン国家に存在するすべて言語の存続に対して重要な意味を持つものであるといえる。

第7条、第8条の民族的マイノリティ言語では、スウェーデン国内に存在する5つのマイノリティ言語を規定し、公的機関が言語の保護と促進をする特別な責任を負うとしている。これにより、言語を使用できるという一時的な保障だけでなく、存続させること、今後の使用を促し、理解されることへの貢献になる。

続いて第10条、第11条の公的機関での言語使用では、公的機関における言語を使用可能なこと、公的機関で使用される言語の開拓に言及している。「サーミ語法」の内容を端的に表したものであり、ここではおおまかにどのような場所で言語を使用する権利があるかを述べている。さらに公的機関での言語は、開拓され、単純かつ理解しやすいものである必要があるとしている。そのため、今後使用される際にマイノリティ言語であってもスムーズに使用できるようになっていくことが期待される。

第14条1項と第15条では個人の言語へのアクセスを述べている。

まず第14条1項においては、民族的マイノリティが自身のマイノリティ言語の学習、発展、使用の機会を与えようとしている。学習によって理解させ、発展により持続可能性を高め、使用により人々の生活に組み込むことで、サーミ語を含めたマイノリティ言語の保護につながると考えられる。

第15条は、公的機関が言語にアクセスする権利を保障することを義務として課している。これに伴い、言語を使用する当事者が公的機関でも言語を使用可能なだけでなく、公的機関側には提供する義務が与えられたことになる。よって、公的機関はアクセスできるように法律で挙げられている言語の能力を有する職員を設置することや対応が可能なようにするなど、自発的に言語環境の整備をすることが必要になる。

以上のように「言語法」では言語使用、言語の保護、促進に関する枠組

みを規定している。

なお、マイノリティ言語の具体的な規定は、「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」、「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」、「社会サービス法（2001年法令第453号）（Socialtjänstlag（2001:453））」、「学校法（2010年法令第800号）（Skollag（2010:800））」にて記されている。

#### 7.4 「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」の分析

「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」は、「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」を改正した内容も含まれる法律である。本法の分析を行うとともに「サーミ語法」からの変更点も言及していく。

なお、本法は便宜上「マイノリティ法」と称することとする。

第1条から第5条までの一般条項では、法律の概要となるマイノリティ対象となる民族的マイノリティとマイノリティ言語、民族的マイノリティの権利、公的機関の責任が述べられている。民族的マイノリティとマイノリティ言語の指定、公的機関に対する責任など、「言語法」の内容に依拠して規定されている。

ここで「言語法」および「サーミ語法」とは異なる条項として、第3条、第5条が挙げられる。第3条では、行政機関は要請があった場合にマイノリティの権利をマイノリティ側に適切に通知する義務を規定している。これは、マイノリティが自身の権利を通知されないために権利行使ができないという不公正が生じないようにする効果を持つ。スウェーデンでは憲法で情報開示請求を保障しているが、一方で要求した場合のみマイノリティの権利を通知する義務を課しているため、要求があるまでは公的機関は権利を通知する必要がないことになる。それゆえ、マイノリティが自身に必要な権利を自ら尋ねる必要が出てくる。マイノリティの権利を十分に保障することを考えれば、政策の実施や法律の施行がなされる時点でマイ

ノリティが獲得できる権利、要求できる事柄を事前に通知することが求められる。

第5条では、行政当局が可能な限り民族的マイノリティに関する問題にマイノリティ側が影響を与えることができる機会を付与し、マイノリティの代表者と問題に関して協議することを義務付けている。単に政府のみの判断でマイノリティに関する問題に取り組み、政策を実施するのではなく、当事者側の意見が十分に反映される余地があるため、スウェーデンのサーミ人の立場から考えると義務付けによる効果は大きいといえる。これにより当事者の意思と一致しない方針が取られることを防止できることになる。

しかしながら、第3条と同様に「可能な限り」という文言が行政機関側の裁量を大きくしてしまい、行政機関の判断ですべて決定できてしまうということは指摘できる。また、代表者との協議とされるため、マイノリティ個人の意見が代表者へ届いても、そこで協議の必要があるか精査され、必ずしもマイノリティ当事者がマイノリティに関する問題への介入が可能というわけではないということも指摘できる。

第6条、第7条の行政地域では、歴史的地理的領域に基盤を持つ領域的言語に対して与えられる行政地域のコミュニケーションが明らかにされている。

2000年の「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」と「行政当局および裁判所にかかわる場合にフィン語、メアンキエリ語を使用する権利に関する法律」の施行後、フィン語はイエリヴァーレ、ハパランダ、キルナ、パヤラ、エヴェルトーネオーの5地域、メアンキエリ語も同様にイエリヴァーレ、ハパランダ、キルナ、パヤラ、エヴェルトーネオーの5地域であった。また、サーミ語はアリエブローグ、イエリヴァーレ、ヨックモック、キルナの4地域であった。本法施行時点では、フィン語、サーミ語については大幅に拡大されており、フィン語はこれまでの5地域に18地域を加えて23地域に、サーミ語は4地域に13地域を加えて17地域になっている。なお、メアンキエリ語は拡大されていない（Regeringskansliet、2007年、1頁）。2018年12月現在では、

サーミ語の行政地域は22、フィン語の行政地域は64、メアンキエリ語の行政地域は7となっている（[10]）。

サーミ語の行政地域をさらに分析すると、2010年以前は北サーミ語話者とルレ・サーミ語話者、ウメ・サーミ語、ピーテ・サーミ語が主に居住するノールボッテンだけであったが、本法で13地域が追加されたことでイエムトランド（Jämtland）、ヴェステルボッテン（Västerbotten）、ダーラナ（Dalarna）も含むことになった。この地域には、南サーミ語の使用者が居住している。「サーミ語法」の施行によって行政地域が与えられ、サーミ語を使用する権利が与えられていたが、南サーミ語話者の地域は含んでおらず、実際にはすべてのサーミ語に対して満たしているとは言えなかった。「マイノリティ法」が施行されたことですべてのサーミ語の保障が期待される。また、本規定にはカルヴェの「地域性の原則」が「サーミ語法」と同様に表れているといえる。

第7条では、行政地域に指定されていないコミューンは、通知した後、新たに行政地域に加わることができるとしている。この条項は「マイノリティ法」から追加されたものである。行政地域として加わる際は政府の決定が必要であるが、行政地域へ自発的に行政地域に加入することが可能になった。

また、「サーミ語法」では、指定されたコミューンのみが行政地域となることができ、法規定には新たに行政地域として加わることができるといった内容は盛り込まれていなかった。本法では行政地域への加入が言及されたことにより、地域ごとの言語状況への対応が可能となる。例えば、法律が施行された段階では、コミューン内にサーミ語話者がほとんど居住していなかったが、環境の変化により人口に対するサーミ語話者の割合が増加して、行政機関で日常的なサーミ語によるサービスが必要となったような場合がある。「サーミ語法」のように行政地域の追加が不可能な場合はサーミ語話者が十分な保障を受けられなくなることが考えられるが、行政地域に変更の余地があればその危険性が少なくなるため、本法で規定されたことは肯定的に評価できる。

第8条から第12条の行政当局にフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利では、行政機関でのフィン語、メアンキエリ語、サーミ語の使用を規定している。「サーミ語法」の行政当局に関する項目から具体的な内容に変更されている。

ここでは、大きく変更された第8条から第11条までを取り上げる。

まず、第8条では個人が行政地域での口頭と書面でのやり取りで、当該言語の使用権を有するとしている。個人が当該言語を使用する場合、行政当局側は同じ言語により口頭で対応する義務を課している。また、個人は書面による翻訳を受け取る権利を与えている。行政当局では、当該言語での個人に対応するよう努めなければならないとしている。

ここでのサーミ語使用権をみると、「サーミ語法」からの大きな変更点としては、個人がサーミ語を使用した場合に行政当局はそのサーミ語使用者に対してサーミ語を口頭で使用して対応する義務がある点である。「サーミ語法」ではサーミ語による要望がある場合の提供義務が課されており、本法の個人がサーミ語を使用した場合という項目が追加されたことで、サーミ語で対応されやすくなる。

一方で、サーミ語使用者に対する行政機関によるサーミ語での対応は努力義務であるため、行政機関への強制力は低い。これは「サーミ語法」と同様の義務規定であり、自主的なサーミ語の使用義務を課すことでサーミ語話者に対して多数派言語の使用を強いてしまう可能性を排除するためには強制度合いを高めることが必要である。

第9条では、行政地域外でのマイノリティ言語の使用に対して言及している。「サーミ語法」では、行政地域でのみフィン語、メアンキエリ語、サーミ語の使用権が認められており、行政地域外での使用権は言及しておらず、マイノリティ言語を公的に使用できる範囲が非常に限定的であった。

しかし、「マイノリティ法」では、行政地域外であってもマイノリティ言語の堪能な職員によってマイノリティ言語当事者や代理人を対応する場合は、口頭かつ書面でフィン語、メアンキエリ語、サーミ語の使用に関する権利を与えている。本条項が追加されたことは、マイノリティ言語使用



者がスウェーデン国内の幅広い地域に居住していることを考えると、非常に大きな前進であるといえる。

第10条は、特定の機関に対して書面のやり取りで常にフィン語、サーミ語を使用する権利を与えている。国会オンブズマン (Riksdagens ombudsmän) は個人とのやり取りで保障されている。また、内閣オンブズマン (Justitiekanslern)、社会保障局 (Försäkringskassan)、税務局 (Skatteverket)、差別撤廃オンブズマン (Diskrimineringsombudsmannen) には個人が当事者あるいは代理人である場合に適用される。これらの機関は、特定地域に居住するマイノリティの生活に大きく関わる業務を取り扱っているため、コミュニオンやレーン<sup>80</sup>との関わりだけでなく、国の行政機関とのマイノリティ言語の使用を認めていることは重要であるといえる。また、オンブズマンはスウェーデンが起源であり、行政に対する独立性と中立の立場から市民の不利益がないかをモニターし、市民の訴えで調査する機能を持っているが (村上・佐藤、2009年、148頁)、マイノリティ言語話者がオンブズマンとの接触においてもそれぞれの言語を使用できることは、マイノリティの差別や不公正を申し立てやすくなり、非常に高い保障につながっているといえる。

ただし、本条項ではフィン語、サーミ語の使用権を規定しており、メアンキエリ語には言及していない。行政地域を有する言語の一つであるメアンキエリ語に認められていないことで、保障レベルに差が生じてしまう。行政機関と関わる際にフィン語、サーミ語に比べて接触しにくくなる。

第11条では、行政当局に対して個人がフィン語、メアンキエリ語、サーミ語の使用を必要とする際に提供できるように各言語の知識を有する職員にアクセスできるよう環境整備が求められている。

「マイノリティ法」が施行されるまでは、マイノリティ言語使用者がマイノリティ言語の使用を行政機関に求めて、それに対して行政機関からマイノリティ言語による対応が提供されるというプロセスであった。「マイノリティ法」で本条項が追加されたことで、行政機関から単にマイノリティ言語を提供する努力義務が課されているのではなく、以前は含まれていな

かったマイノリティ言語の能力を有する職員へアクセスする権利というマイノリティ言語を使用できる環境を整えることを義務付けたことで、実際にマイノリティ言語を当事者が求めてもマイノリティ言語で応対できる職員がいらないために使用できないといった状況の減少が期待される。

第13条から第16条までの裁判所に関するフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利では、裁判所の手続きにおいてフィン語、メアンキエリ語、サーミ語の使用について言及している。「サーミ語法」からマイノリティ言語の使用権について詳細な規定に変更されている。その中からサーミ語保障にとって重要となる点を指摘する。

まず、第13条の法適用の対象となる裁判所である。行政地域が拡大されたことで行政機関も対象となるコミューンが大幅に拡大されたが、裁判所は「サーミ語法」で挙げられたコミューンと変更されていない。他のコミューンにも裁判所が設置されていることを考えれば、サーミ語の使用が保障されることが求められる。

第16条では裁判所でフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利が与えられている場合に当該言語の翻訳者を雇用する義務が課されている。行政当局のマイノリティ言語の堪能な職員による応対義務が定められていたが、職員の雇用義務までは述べられていない。しかし、裁判所においては翻訳者の雇用義務が課されており、サーミ語使用者に対する保障が公的機関への責任の比率が大きくなる。

第17条、第18条の就学前教育と高齢者ケアにおけるフィン語、メアンキエリ語、サーミ語では、就学前教育活動と高齢者ケアにおいてマイノリティ言語の提供義務があることを規定している。

就学前教育では、「サーミ語法」で保護者の要求に沿った教育への参加の機会提供が義務付けられていたが、「マイノリティ法」ではサーミ語による教育を要求した保護者の子どもに教育の場を提供することが義務とされた。この変更により、広く人々に利用される教育を受ける機会を保障するだけで、実際にはサーミ語が提供されないという状況を改善することができる。そして、個別の要求に応じた教育を提供することによって、個人

に対してサーミ語の就学前教育が十分に与えられることが期待される。

また、高齢者ケアでは、「サーミ語法」と同様に「マイノリティ法」では高齢者に対するサービスとケアを希望する個人にサーミ語を提供することが義務付けられている。

さらに高齢者ケアについては行政地域外のコミューンでも言語が堪能な職員にアクセスできる場合にも適用される。つまり、高齢者ケアはスウェーデンどの地域においてもサービスやケアを受けられる可能性がある。この点は行政地域内に限って保障している就学前教育とは異なり、スウェーデン全域で使用できる可能性があるといえるため、保障レベルは高くなっている。

第19条の例外では、公的機関の適用除外について言及している。行政地域内であっても何らかの特別な事情がある場合には適用されてないとしており、行政地域内でも使用できない状況を考慮している。本条項は、「サーミ語法」の内容から大幅な変更はない。

第20条と第21条のフォローアップ等では、法施行後のフォローアップを述べている。フォローアップの規定は「マイノリティ法」から新たに導入された項目であり、「サーミ語法」では該当する規定は存在していなかった。1999年「政府案」ではフォローアップに言及していたが(Regeringskansliet、1999年、35-36頁)、法規定となったのは本法からである。

行政当局の適用に対してフォローアップする義務があるとし、法律の施行後に継続的に法律が効力を持ち、保障の達成のためには重要である。これは法案が成立し、法律とし施行された後もフォローアップを行うことでフィードバックするというスウェーデンの特徴に則った規定である(須永、2016年、42頁)。法律が施行されてから十分に達成されない、あるいは変化が望めない場合であっても、その後のフォローアップによって達成され、満たされる可能性が高まることになる。達成された場合であっても状況を維持し続けるためにも継続的な義務は必要となる。

また、フォローアップ責任を有する当局は他の行政当局をサポートする

責任があるとしている。行政機関が連帯となることであらゆる地域の機関で法に沿ったマイノリティ言語の権利が付与され、マイノリティ当事者がマイノリティ言語の十分な使用が実現することにつながる。

そして、「マイノリティ法」の施行に伴い、「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」、「行政当局および裁判所にかかわる場合にフィン語、メアンキエリ語を使用する権利に関する法律」が停止している。本法は、2つの法律の適用拡大と改善を図るものであり、改正法にあたる。

## 7.5 サーミ語関連法のまとめ

「サーミ語法」、「言語法」、「マイノリティ法」の条項を分析したが、以下では評価および指摘を行った中で重要となる項目を取り上げる。

「サーミ語法」では、4項目を挙げることができる。

まず、サーミ語を公的に使用することを保障していることである。「サーミ語法」が施行される以前は、サーミ語は家庭で使用される私的領域の言語であった。本法が施行されたことで特定地域の公用語となった。サーミ語を広く理解され、使用される機会が生まれ、言語の存続に貢献されることになる。

次に「行政地域」という範囲が作られたことである。行政地域が置かれることで各コミュニティに適用されるよりも法規定を一般化することができ、自治体単位でなく国家の中の当該地域という拘束力が生じることが考えられる。

また、就学前教育から高齢者ケアまで言及されている点である。社会福祉分野においてスウェーデンは世界的な先進国である。高度なサービスとケアをマイノリティ言語で受けられることを規定し、あらゆる世代の保障がなされたことはスウェーデンの政策の特徴が表われているといえる。

そして、本法はサーミ語のみを規定した「対象別」な法律として挙げられる。Kymlicka (2007年、8頁)の分類を用いると、本法はサーミ語の使

用権だけを規定した「対象別 (targeted)」なものである。限定することで、他の言語を含めた規定よりも高い保障が得られる。

「言語法」においては2項目を挙げることができる。

まず、スウェーデン国内の言語の地位の保護をしていることである。スウェーデンでは2009年に施行されるまでは言語法が存在せず、共通認識としてスウェーデン語が主要言語かつ公用語であり、他の言語の存在も認識はされていた。しかし、本法の施行により、スウェーデンの言語の地位が明確になること、マイノリティ言語を個別で保障する法律でなく、言語に関する「基本法」の中で言及したことで多数派にも広く知られるようになることという効果があると考えられる。

もう一つに「言語法」が国内法による言語権保障の基盤となることである。「言語法」ではスウェーデン国内の言語の使用と地位を抽象的に規定していることから、言語に関する基本法であると考えられる。言語に対する保障を行う上での柱となり、最低限達成すべき規定になる。個別具体的な権利保障をする前提の枠組みが述べられることで、マイノリティ言語に関する法律やサーミ語に関する法律といった個別法を制定する際にも拘束力が働く。

「マイノリティ法」では8項目を挙げることができる。

まず、意思決定への参加である。本規定は、「マイノリティ法」から追加された条項である。かつてはサーミ人に関わる問題に関する決定はスウェーデン政府によってのみ行われてきたが、サーミ人側からの要求を経て、意思決定への参加が求められるようになった。サーミ議会が「サーミ人は文化的自治権が不可欠であり、これにはある一定の自己決定が必要である」と考えているように ([1])、本法で意思決定に関する内容が組み込まれたことはマイノリティ側にとって大きな価値があると考えられる。また、2009年の「マイノリティ戦略」で言及されているように、意思決定に当事者がより参加できることでマイノリティの要求を強調し、民族的マイノリティに対する一般社会の認識が高まることにつながり (Regeringskansliet, 2009c 年、3 頁)、マイノリティ社会内部のみならず

多数派社会という外部にも効力が働くことになる。

二つ目に法律の適用地域である。サーミ語の行政地域は、「サーミ語法」では4地域が対象であったが、「マイノリティ法」では17地域へと大幅に拡大された。1999年の「政府案」ではすべてのサーミ語が対象とされることが明記されていたが、当初対象となるコミューンはノールボッテンに位置し、ウメ・サーミ語、ピーテ・サーミ語、北サーミ語とルレ・サーミ語が中心に存在している地域であったため(図1参照)、実際には南サーミ語は対象外となってしまっていた(Eguia, 2010年、72頁)。ウメ・サーミ語、ピーテ・サーミ語、ルレ・サーミ語は含まれるものの北サーミ語がスウェーデンのサーミ語の中で多数派である状況、加えて南サーミ語の言語状況に言及していないことから、北サーミ語を特に考慮した内容となっていたと指摘できる。しかし、「マイノリティ法」に取って代わられたことで、行政地域の対象となるコミューンが拡大され、南サーミ語を含む範囲となった。それにより、多数派言語である北サーミ語が中心ではなく、その他のサーミ語内部でマイノリティとして扱われるサーミ語も実質的な保障の対象となったといえる。

三つ目にコミューンが行政地域に自発的に加わることができる点である。「サーミ語法」では、法律で指定されたコミューン以外が行政地域として加わることができるといった内容は盛り込まれていなかったが、「マイノリティ法」では行政地域として指定されていないコミューンが新たに行政地域に加わることができるとしている。これにより地域ごとのサーミ語使用者数の状況への柔軟な対応が可能となり、サーミ語使用者がコミューン内で増加した場合にコミューンの裁量によって行政地域になることができる。法律が施行された後、5つのコミューンが追加されている。

四つ目に行政地域外の規定である。「マイノリティ法」から行政地域以外であっても、サーミ語が堪能な職員が在籍している場合、サーミ語を使用することを認められるようになった。これにより、行政地域に該当していなくとも、それぞれの行政機関においてサーミ語を使用できる可能性が生まれ、制度上はスウェーデン全土で使用することが可能となった。また、

「マイノリティ法」では言及されていないが、2009年の「マイノリティ戦略」では行政当局にサーミ語の能力が求められる場合、サーミ語の堪能な職員の雇用を推進する義務があることが述べられている（Regeringskansliet、2009c年、3頁）。

五つ目に高齢者ケア、就学前教育におけるマイノリティ言語の提供である。

まず、就学前教育において「サーミ語法」で保護者の要求に応じてサーミ語での教育に参加する機会を提供しなければならないとされていたが、「マイノリティ法」では、就学前教育を提供する際に、コミューンは保護者が求めるサーミ語による教育の場をその子どもに提供しなければならないと変更されている。高齢者ケアでは「サーミ語法」、「マイノリティ法」ともに高齢者へのサービスとケアを希望する個人に対して言語が堪能な職員が提供しなければならないとされている。就学前教育および高齢者ケアの共通点として、「マイノリティ法」になるとサーミ語の教育あるいはケアやサービスを提供する義務を課していることである。これにより、さまざまなサーミ語使用者に対してサーミ語を使用できる場所を提供することになり、権利行使を望む個人が十分に保障されるといえない規定から、要求した個人に必要なサービスを提供できるという規定に改善されたといえる。一般化されたサービスではなく、特定の要求に応じたサービスとなり、個人の保障が達成される可能性が高まる。

さらに高齢者ケアについては、行政地域以外のコミューンであってもサーミ語が堪能な職員にアクセスできる際はそのコミューンでも適用されるとしている。行政地域に限らず公的機関でサーミ語を使用できる機会があることは保障拡大につながる。特に高齢者の間であらゆる種類のサーミ語が多く使用されている状況を考慮しても高齢者ケアに対して言及していることは重要な条文であるといえる。付随した内容として「マイノリティ戦略」では高齢者ケアでサーミ語の能力が必要な場合、サーミ語が堪能な職員の雇用を推進すべきとしている（Regeringskansliet、2009c年、3頁）。

六つ目に法適用に関するフォローアップである。「マイノリティ法」か

ら新たにフォローアップに関する規定が追加された。「サーミ語法」施行後に、法の適用が実際に十分になされていないという状況が起きていた (Regeringskansliet, 2009c 年, 1 頁)。「マイノリティ法」が施行され、公的機関側にフォローアップの責任が課されたことによって、十分でない状況であっても今後の継続的な支援および改善を通じて将来的なサーミ語の使用権保障につながっている。また、フォローアップ責任を有する行政当局が他の行政機関に対してサポートする義務も定められているため、さらなる拡大にもつながると考えられる。

七つ目に公的機関に対する義務規定である。公的機関には、サーミ語の使用を希望する個人がサービスを受けられるようにする義務やサーミ語話者に対してサーミ語で応対する義務などがあるとしている。スウェーデンにおいて日常的にスウェーデン語を話すスウェーデン人はサーミ語を自ら学習しようとしないう状況があり、多くのサーミ語話者はスウェーデン語能力を有している (橋本, 2000 年, 106 頁)。また、サーミ語は「低位」にあるため、行政機関でサーミ語によるやり取りを求めてもサーミ語話者が多数派言語能力を有しているという理由で、サーミ語の使用権が制限されてしまう状況が考えられる。それゆえ、本法で公的機関に対してサーミ語を提供する義務やマイノリティ言語に対する責任を与えていることは、多数派言語が使用されてしまう構造的な不平等の解消につながる。

八つ目に詳細な条項が加えられたことである。「サーミ語法」では、サーミ語に限定した 10 の条項で構成されていたが、「マイノリティ法」では、包括的な法律としてフィン語、メアンキエリ語、ロマニ語、イディツシュ語の規定が加わり、内容についてもより詳細になっている。具体的な規定になったことにより、サーミ語が使用可能な状況がより明確になり、法履行の強制度合いが高まったといえる。しかしながら、本法には罰則規定は含まれていないため、義務規定には具体的努力義務の意味合いが残り、実効性確保には不安が残る (荒木, 2004a 年, 70 頁 ; 2004b 年, 4-5 頁)。

なお、本法に関してストックホルムレーン行政委員会およびサーミ議会の資料では、条項を「基本的保護」と「具体的権利」に分類している (The



Stockholm County Administrative Board' s unit for minority Issues and The Sámi Parliament、2010年、2頁)。

以下は「基本的保護」にあたる内容である。

- 行政当局が要求に応じて民族的マイノリティに適切な手段によって権利を通知しなければならないこと
- コミューンは民族的マイノリティの言語の保護と促進の特別な責任を有し、民族的マイノリティの機会の促進、スウェーデンにおける民族的マイノリティ文化の維持と発展をさせなければならないこと
- 子どもの文化的アイデンティティの発展とマイノリティ自身の言語の使用は特に促進されなければならないこと
- 行政当局は民族的マイノリティに可能な限りマイノリティに関わる問題に影響を及ぼし、そのような問題をマイノリティの代表者と協議できる可能性を提供しなければならないこと

フィン語、メアンキエリ語、サーミ語の行政地域の話者に適用される「具体的権利」は以下である。

- 個人はマイノリティ言語の行政地域に問題が完全にあるいは一部が該当する行政当局との口頭かつ書面による対応で当該言語を使用する権利が与えられていること
- 行政当局は使用された言語と同様の言語を口頭で応対する義務と、要求された場合には決定あるいは判決の書面による翻訳を提供する義務があること
- 行政当局はマイノリティ言語の知識のある職員にアクセスできるよう努めなければならないこと
- コミューンは行政地域内の個人から要求があった場合、単独あるいは部分的にマイノリティ言語で高齢者と子どもにケアを行う特別な義務を有すること

法律の条文からも読み取れるように「マイノリティ法」は基本法と個別法の両方の側面を有しており、「サーミ語法」、「言語法」とは果たす役割

が異なる。

## 8. フィンランドにおけるサーミ語の保障

### 8.1 フィンランドの言語

フィンランドには、「内国語 (Kotimainen kieli)」というフィンランド国内に伝統的に存在してきたとされる概念が存在し、内国語にはフィンランド語、スウェーデン語、サーミ諸語、ロマニ語、フィンランド手話の5つの言語が該当している (吉田、2007年、1頁)。

フィンランドの主要言語かつ国家語は、フィンランド語とスウェーデン語である。

国家語が二言語になった歴史的な背景に触れると、まずフィンランドが1155年にスウェーデン王国の領地となってから国家の公用語がスウェーデン語とされていた状況があった (吉田、2000年、52-53頁)。その後600年以上スウェーデンの支配にあったが、1809年にスウェーデンがロシア帝国との第二次ロシア・スウェーデン戦争に敗北し、フィンランドをロシア帝国へと割譲し、フィンランド大公国となった (師岡、2013年、56頁; 吉村、2009年、77頁; 吉田、2001b年、38-39頁)。1863年になるとそれまで半公用語の地位にあったフィンランド語がロシア皇帝アレクサンドル2世 (Alexander Nikolayevich, 1818-1881, 在位 1855-1881) による「言語布告 (the Language Decree)」で公用語に加えられることになる (吉田、2001b年、39頁; 2005b年、379頁)。1917年にフィンランドが独立してから、1922年に初めて「言語法 (1922年法令 148号) (Kielilaki (148/1922))」が制定され、フィンランド語とスウェーデン語が公用語として定められた。同法は初めて北欧諸国で制定された言語法であった。以後、フィンランド語とスウェーデン語という2つの国家語の地位は保たれている。

なお、スウェーデン語については、エステルボッテン<sup>81</sup> (Österbotten)、ニーランド<sup>82</sup> (Nyland)、オーボランド<sup>83</sup> (Åboland)、オーランド諸島<sup>84</sup>

(Landskapet Åland) にスウェーデン語系住民が居住しており、「スウェーデン地帯 (Svenskfinland)」を形成している (吉村、2009 年、77 頁)。特に 1921 年に国際連盟によりフィンランド領として確認されたオーランド諸島は、フィンランド本土とは異なり、約 94% がスウェーデン語系であり、フィンランド語系はマイノリティとなっている (吉田、2001b 年、39 頁)。学校教育においては、フィンランド本土に居住する住民はフィンランド語を学習し、習得することが義務付けられているが、1920 年の「オーランド自治法 (1920 年法令第 124 号) (Ahvenanmaan maakuntalaki (124/1920))」によりオーランド諸島の島民は、フィンランド語の教育は受けなくてよいとされ、逆にスウェーデン語の教育が義務であり、習得しなければならない言語である (長谷川、2002 年、109 頁)。また、「オーランド自治法 (1991 年法令第 1144 号) (Ahvenanmaan itsehallintolaki (1144/1991))」は 1991 年に改正されている。

続いて、フィンランドのその他の内国語には、サーミ語、ロマニ語、フィンランド手話がある。

サーミ語は、1991 年 3 月に「公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律」が公布されたことを契機として、1995 年のフィンランド憲法改正、2004 年 1 月 1 日に施行された「言語法 (2003 年法令第 423 号) (Kielilaki (423/2003))」と「サーミ語法 (2003 年法令第 1086 号) (Saamen kielilaki (1086/2003))」によってサーミ語の地位と使用が保障された。また、サーミ語は内国語研究センターの研究対象として扱われ (吉田、2001b 年、38 頁)、「内国語研究センターに関する法律 (1976 年法令第 48 号) (Laki kotimaisten kielten tutkimuskeskuksesta (48/1976))」と「内国語センターに関する政令 (1993 年法令第 1213 号) (Asetus kotimaisten kielten tutkimuskeskuksesta (1213/1993))」の目的において、サーミ語の管理と研究、発展を担っていることが明記されている (吉田、2008 年、28-29 頁)。

ロマニ語とフィンランド手話については、サーミ語同様、1995 年の憲法改正によって言及され、2003 年の「言語法」改正で法的地位を獲得し

たことでマイノリティ言語として規定され、使用権が保障された（吉田、2005b年、379頁）。

マイノリティの権利に関する法律は1990年代以降に制定された。1995年にはフィンランド憲法の改正により言及され、憲法レベルで地位が保障された（吉田、2008年、74頁）。また、1922年から施行されていた「言語法」の改正法が2004年に施行され、以前の「言語法」ではスウェーデン語とフィンランド語のみが扱われ、二言語を公用語とすることのみの規定から、「言語法」の改正によってフィンランド語、スウェーデン語だけでなく、サーミ語、ロマニ語、フィンランド手話についても言及された。また、フィンランド政府は4年に一度「言語法」の適用状況に関する報告書を提出することが義務付けられ（吉田、2016年、42頁）、2006年に「第1回言語法報告書」、2009年に「第2回言語法報告書」、2013年に「第3回言語法報告書」が提出されている。1976年には内国語の研究や管理を目的とした教育省の機関である内国語研究センターが設置されており（吉田、2008年、28頁）、フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語、ロマニ語、フィンランド手話を研究対象とし、言語権保障につながる言語の発展や管理に貢献している（吉田、2016年、40-41頁）。

各言語の話者数は、フィンランド語が4,848,761人（2017）、スウェーデン語は289,052人（2017）、サーミ語は1,992人（2017）、ロマニ語は3,000～4,000人（2016）、フィンランド手話は11,000～14,000人（2016）である（Statistics Finland、2018年、35頁；吉田、2016年、38-39頁）。

## 8.2 フィンランドのサーミ語関連法とその特徴

ここでは、フィンランドのサーミ語関連法のうち、重要な法律をいくつか取り上げる。

まず、サーミ語に限定した法律として「公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律」が挙げられる。同法は1991年に公布され、1992年1月1日に施行された。Kymlickaの分類を用いると対象別な法律であり、初め

てサーミ人居住地域の公的機関でサーミ語を使用する権利が与えられた。法律の内容をみると、サーミ人居住地域またはその一部が属する裁判所、国の行政の機関においてサーミ語で理解され、応答を受け、サービスを受ける権利が保障されている（吉村、1993年、61-64頁）。なお、サーミ人居住地域であるエノンテキオ、イナリ、ソダンキュラ、ウツヨキの4つのクンタに限定して法律は適用される（Magga、2001年、205頁）。

1995年と2000年にフィンランド憲法が改正され、サーミ語に対して言及されている。サーミ語に関わる条項として、2000年の憲法では第2章第17条2項と第11章第121条5項の2つが挙げられる。第2章第17条2項では先住民族であるサーミ人が自らの言語と文化の維持、発展させる権利を有すること、公的機関でのサーミ語使用権を法で定めるとしていること、第11章第121条5項ではサーミ人はサーミ人居住地域で自らの言語と文化に関する文化的自治を有するとしている（吉田、2005c年、88頁）。憲法ではサーミの文化に関してだけでなく、言語に関する内容も述べられていることから、サーミ語が文化という枠組みとは別の独立したサーミ人との深い関わりが考慮されていると考えられる。また、サーミ人が先住民族であることも明記されており、先住民族の言語という解釈ができるため、ほかの内国語とは地位が異なる。

2004年には「言語法」の改正法が施行され、それに伴い「公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律」も「サーミ語法」へと改正された（吉田、2008年、243頁）。「サーミ語法」では新たにサーミ語の使用が規定されている。「サーミ語法」の目的は、一つ目にサーミ語の使用が1995年に憲法レベルでの根拠を得たことを反映させること、二つ目に欧州評議会による「民族的少数者保護枠組条約」と「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」がフィンランドにおいて1998年に発効されたという国際的な動きを反映させること、三つ目にサーミ人が自らの言語と文化を維持し、発展させる権利、行政機関や裁判所でサーミ語を使用する権利を保障することであった（吉田、2005a年、17頁）。

ここで「サーミ語法」での変更点について吉田（2005a年）をもとに5

つ挙げる。

まず、権利保障の対象となる言語の明確化である。「サーミ語法」が改正される以前は、サーミ語内の多数派言語である北サーミ語のみを保障の対象と解釈されていた可能性があり、そこでマイノリティ言語内のマジョリティとマイノリティという構造を認識し、イナリ・サーミ語、スコルト・サーミ語、北サーミ語がサーミ語であることが本法において明確にされた(吉田、2005a年、18頁)。多数派だけに保障が偏ってしまい、イナリ・サーミ語やスコルト・サーミ語といったサーミ語の中のマイノリティが不公平な対応を受けてしまうことになる。このようにすべてのサーミ語は保障されていないことは問題として捉えられるが、行政機関が北サーミ語による応対のみをしている場合であっても「サーミ語」の応対義務という点は達成しているため、スウェーデンでサーミ語のそれぞれの名称を挙げずに「サーミ語」として法律で保障したように隠れた不平等となっていたといえる。そのため、改正によってサーミ諸語の個別の名称が与えられたことの意味は大きいと考えられる。

二つ目に、公的機関の職員がサーミ語能力取得のための国家予算で賄われる有給休暇あるいは職務免除に関する規定である。旧法においてもサーミ語能力獲得のための有給休暇取得権が言及されていた(吉村、1993年、63-64頁)。しかし、サーミ人居住地域の国家公務員に限定され、職務遂行に必要な際にのみ認められる権利であった(吉田、2005a年、20頁)。権利を付与している対象が限られている上、行政の判断によってサーミ語能力獲得の有給休暇が与えられるため、十分な規定とはいえなかった。改正法では、地方自治体の職員や一部だけにサーミ人が居住している国の職員に対しては、有給休暇、職務免除の権利が認められることができるという内容にとどまっているものの、権利の幅が広がっている。ただし、国家公務員に対してサーミ語能力は要求されていないとしているため(吉田、2008年、280頁)、公務員に対して十分に権利を付与することはできていない。

三つ目として、公権力による自発的な言語権実現のための義務規定である(吉田、2016年、41頁)。第1条では、サーミ人の言語的権利を実現、

促進させる公権力の義務について定められ、目標はサーミ人の言語的権利が言及する必要もなく実現されることであることが明記されている。公権力側の義務を強調し、サーミ語話者側には何ら請求義務が存在していないことを明確にしているため（吉田、2005a年、21頁）、弱い立場にあるサーミ語話者のサーミ語使用の機会が増えることが期待される。

四つ目に多数派言語能力に関わらず、サーミ語の使用権を保障していることである。吉田（2005a年、21頁）は、サーミ語保障において問題とされていた点としてサーミ語話者が通常フィンランド語の能力を有していることであったことで、行政機関においてサーミ語話者にサーミ語の使用を回避させている状況があったことに言及し、当事者がフィンランド語の使用を受け入れているからといえどもそれが不平等や支配関係がないとするのは間違いであると指摘している。この状況が「サーミ語法」改正によって第2章第4条に反映され、「当局はフィンランド語やスウェーデン語のような他の言語をサーミ人が理解しているという理由で本法に基づいて提供される言語的権利を制限したり、拒否したりしてはならない」としている（Okieusministeriö、2004年、3頁）。

最後にサーミ語を個別に調査した報告書が提出されていることである。「サーミ語法」に関する報告書として、2006年には「スコルト・サーミ語の現状と必要とされる施策に関する調査報告」、2007年には「イナリ・サーミ語の状況と言語管理および研究の必要性」と「北サーミ語の状況と発展の必要性」、そして2008年には「サーミ語法の履行状況」が提出されている。国内の各サーミ語に言及していることと、「サーミ語法」に定期的な報告書の提出義務があることはサーミ諸語の将来性に対する貢献度は高いといえる。

### 8.3 フィンランドの政策の課題

フィンランドの政策課題はいくつか挙げられる。まず、サーミ語保障がサーミ人居住地域に限定されていることである。サーミ語に関する法律は

エノンテキオ、イナリ、ソダンキュラ、ウツヨキの4つのクンタに限定して適用される。吉田（2001b年、49頁）は権利の充足度は適用地域が限定されていればいるほど高くなると予想しているが、フィンランドのサーミ人のうち約60%程度が非サーミ地域に居住していること、首都であるヘルシンキには、約1,000人が居住し、わずかではあるがサーミ語話者数が増加していることといった状況が挙げられる（小内・野崎、2018年、44頁；[14]）。サーミ人人口が年々増加した地域などはサーミ人居住地域には該当していないため、サーミ語の権利は保障されていない（Okieusministriö、2004年、1頁）。そのため、サーミ語話者はフィンランド語を使用する権利しか有していないことになり、十分なサーミ語の使用が提供されない。

続いて、公務員のサーミ語能力獲得のために有給休暇取得権の対象範囲である。公務員に対してサーミ語能力を獲得するための有給休暇は与えられている。しかしながら、職務遂行時必要な場合にのみ権利が認められること、取得可能な職員が限定されていることがあり、取得権の拡大を「サーミ語法」で改正とともに目指した提案がなされたが、国家予算で有給休暇のための支出が莫大になるという理由から、大きな変更が行われなかった（吉田、2005a年、20頁）。サーミ語話者がサーミ語の使用を望んだ際に提供される可能性が高まるような規定をしている点では改正によってレベルの高い保障に向けた進展がみられるが、公務員が権利行使できない状況や国による財政支援が十分になされないといった提供者側の問題が残っている。

そして、国際的には、フィンランドは「ILO169号条約」を未批准であるという問題がある（小内、2016年、1頁）。サーミ議会は2005年頃から批准に向けた運動を行っているが、大きな進展は見られない（新藤、2016年、23頁）。フィンランドでは憲法で先住民族と言及されていないノルウェーでは同条約を批准し、サーミ人に対して土地、水の権利を与えている。フィンランドでは憲法でサーミ人を「先住民族」として定めているにもかかわらず、フィンランドが先住民族の条約を批准しないことには矛盾が生じる。サーミ人をフィンランドの国民としてだけでなく、先住民族の



サーミ人の立場を保障するために批准に向けた議論が進められているが(山川、2008年、149頁)、いち早く批准することが必要であるといえる。

#### 8.4 スウェーデンとフィンランドの相違点

これまでの分析からスウェーデンとフィンランドのマイノリティ政策、サーミ語保障を比較する。

まずマイノリティ政策に関しては、政策の進行度合いである。スウェーデンとフィンランドは1995年にEUに加盟した。スウェーデンは加盟後に「マイノリティ言語条約」の批准が目指され、マイノリティ政策が大きく進展したと指摘することができるが、フィンランドは批准前年の1994年に「マイノリティ言語条約」を批准しており、スウェーデンよりも先に取り組んでいた。

スウェーデンは2009年に「言語法」を初めて施行したが、フィンランドでは複雑な国内言語の状況があり、独立後の1922年には制定されており、2004年にはフィンランド語、スウェーデン語以外を含めた「言語法」として改正され、これまで言及されていなかったマイノリティの言語が保障されることになった。また、スウェーデンの「言語法」や「マイノリティ法」には規定されていない報告書の提出がフィンランドの「言語法」では義務付けられている。加えて、スウェーデンの「マイノリティ法」のフォローアップと類似した意味合いがあるが、報告書の提出により行政側に可視化された情報として伝えられることになり、法的義務が達成される可能性はフォローアップ規定よりも高くなると考えられる。

EU加盟後はフィンランドとスウェーデンが同じスピードで取り組まれることはなく、スウェーデンについては2000年の条約批准後は目立った政策は2009年になるまで取られていなかった(岩間・ユ、2014年、248頁)。確実に進展してきたフィンランドとは異なっている。

2009年以降は、スウェーデンの政策の特徴が法規定に表れたといえる。それは「マイノリティ法」の施行である。フィンランドでは「言語法」と

いう形でマイノリティ言語を含めた基本法を施行しているが、スウェーデンでは「言語法」だけでなく、国内の5つの民族的マイノリティとマイノリティ言語を対象とした包括的な法律が施行されている。5章で言及したようにスウェーデンの政策は、特定の民族的マイノリティに対する法律よりもそれぞれの平等性に配慮した保障が取られており、本法はその一貫であると考えられる。

続いて、サーミ語保障に関して比較すると、いくつか挙げる事ができる。

一つ目にサーミ語政策の変遷である。フィンランドでは1980年代からサーミ語について触れた法律が施行されていた。1990年代からサーミ語が準公用語の地位が与えられたり、サーミ語の使用権が保障されたりとサーミ語の権利や地位が確立され（山川、2008年、148頁）、サーミ人、サーミ語への高い保障が早い段階から複合的な保障が行われていた。また、政策や法律だけでなく、国の機関である内国語研究センターが実際の社会で管理や発展を目指すことを可能にしている。一方、スウェーデンでは1990年代からサーミ人の権利は保障されるようになるが、サーミ語については2000年から保障され始めた。その後10年近くはサーミ語に関する法律の施行はなく、2010年から保障が進展した。また、フィンランドと類似した状況として、サーミ語の保護、発展を特定の機関が担っていることがある。スウェーデンではサーミ議会管轄のサーミ語センターによって、サーミ語を個別とした機関で扱われている。

二つ目に「サーミ語法」の施行と改正である。フィンランドでは「サーミ語法」は1991年に施行された。EU加盟前、「マイノリティ言語法」批准前にサーミ語の地位と使用機会が保障されるようになったことはスウェーデンと異なっている。スウェーデンでは、EU加盟後、「マイノリティ言語法」批准直後に施行された。サーミ語に対する保障をいち早く取り組んでいたのはフィンランドであった。

また、「サーミ語法」の改正がなされているが、フィンランドでは「言語法」の改正法と同時に「サーミ語法」の改正法が2004年に施行されて

おり、一方でスウェーデンでは「サーミ語法」が他のマイノリティを含めた「マイノリティ法」に取って代わられた。Kymlicka の分類では、フィンランドの改正法は「サーミ語法」が対象別であり、「言語法」が包括的となっており、両面から保障されている。スウェーデンの改正法は「マイノリティ法」になり、条項において対象別と包括的の両面を有しているが、フィンランドのようにそれぞれ個別法として施行されていることと比べると保障レベルは低くなっている。

三つ目にサーミ語の種類への言及である。フィンランドでは「サーミ語法」の改正に伴って、北サーミ語、イナリ・サーミ語、スコルト・サーミ語の3種類の名称が与えられた。ここには、サーミ語として括られることが多数派の北サーミ語を前提とされてしまう状況があることを改善する目的がある。一方スウェーデンでは、1999年の「政府案」でサーミ語を北サーミ語、南サーミ語、ルレ・サーミ語について言及しているが、個別の名称で規定することは避けられ、法律においてもサーミ語あるいはサーミ語(すべての種類)とされている。また、最大の問題として、ウメ・サーミ語とピーテ・サーミ語には一切触れていないことがある。国内すべてのサーミ語を保障することは目指していながらも、マイノリティのサーミ語は除外されてしまっている。このようにサーミ語の種類への言及はフィンランドが進んでおり、スウェーデンでは5つのサーミ語についてはいまだ保障がなされていない。

四つ目に「サーミ語法」における行政機関に対する義務である。フィンランドでは、公務員に対してサーミ語の能力獲得のための有給休暇取得権を付与していること、公権力側に自発的な義務を課し、サーミ語話者には何ら請求義務がないこと、行政機関は多数派言語能力の有無に関係なくサーミ語の使用権を保障することなどが規定されている。スウェーデンでは、「マイノリティ法」において行政機関の義務規定も課されているが、フィンランドのような公務員に対する有給休暇取得権や多数派言語を有していることを前提とした言語的権利などは与えられていない。フィンランドは、スウェーデンよりもサーミ人側の権利と公権力のバランスが図られている

といえる。

また、サーミ語の使用できる職員に関する規定では、スウェーデンとフィンランドのそれぞれに該当する条項が存在する。しかし、スウェーデンでは「マイノリティ法」の第16条でマイノリティ言語の口頭による対応ではなく、書面の手続きのための翻訳者であるため、通常サーミ語話者と対応する際の職員の雇用義務は課されていない。フィンランドでは、「サーミ語法」の第3章第14条で採用時に当局はサーミ語によるサービス提供ができるよう職員の確認があるとされており、訓練によるサーミ語の習得あるいはその他の措置を講じなければならないとしている(Oikeusministeriö, 2004年、6頁)。スウェーデンと比較すると、自発的にサーミ語話者から使用せずともサーミ語が提供される可能性が高く、権利保障の強度が強いといえる。

政策と法律を比較してスウェーデンとフィンランドの両方が抱える課題を挙げることもできる。まず、サーミ語が領域的言語の域を抜け出すことができていないことである。フィンランドではサーミ人居住地域に限定された言語であること、スウェーデンはサーミ地域以外、行政地域以外でも使用することができる可能性はあるが、どちらも国の全域でサーミ語の使用権やサーミ語で公的サービスを受けることはできないため、領域的な制約は取り除くことはできていない。

そして、「ILO169号条約」を未批准なことである。サーミ人、サーミ語話者が最も多く居住するノルウェーでは同条約を批准しており、サーミに対する保障がマイノリティ保障だけでなく、先住民族としての保障が加わっていることで手厚いものとなっている。一方でスウェーデンとフィンランドでは、先住民族として承認されているものの、実際の権利付与については先住民族としてみなされているとはいえない。批准に向けた進展も芳しくないため、今後どのような議論がなされていくか注目すべきであるといえる。

## 9. スウェーデンの課題と今後

### 9.1 スウェーデンの政策の課題

これまでの分析よりスウェーデンにおける政策の課題を検討していく。  
まず、サーミ語関連法を検討する。

一つ目にスウェーデンにおいて、サーミ語使用者がスウェーデン全土で  
使用することが完全に可能なわけではないことである。2000年に施行され  
た「サーミ語法」の適用地域がノールボッテン内の4つのコミューンに  
範囲が限定されていたところから、2010年の「マイノリティ法」で行政  
地域がノールボッテン、イエムトランド、ヴェステルボッテン、ダーラナ  
の17のコミューンに拡大され、第7条の規定により2010年に1つ、2012  
年に1つ、2018年に3つのコミューンが追加された。また、行政地域以  
外のコミューンであっても、マイノリティ言語が堪能な職員が対応する場  
合、サーミ語の使用を求める個人はサーミ語を使用できるようになり、サー  
ミ語の使用可能な範囲は法制定によって拡大されたといえる。そして、フィン  
ランドの「サーミ語法」では4つのサーミ人居住地域に関する公的機  
関でサーミ語の使用を保障しているため、スウェーデンはフィンランドよ  
りも広範囲かつ自由度の高さがある。

しかしながら、「マイノリティ法」による拡大だけでは不十分であるこ  
とがいくつかの要素から考えることができる。まず、カルヴェの分類を用  
いると、行政地域内において使用できるという「地域性の原則」と行政地  
域外であっても言語が堪能な職員が在籍している場合に使用できる「個人  
性の原則」も採用されていると考えられる。ただし、「個人性の原則」に  
関しては、特定の個人にサーミ語の使用を保障しているのではなく、公的  
機関側の状況に左右されることになる。「地域性」と「個人性」の特徴が  
ありながらも完全に2つの原則を満たしているわけではないことがある。

続いて、2007年に社会統合・男女平等局 (Integrations- och

jämställdhetsdepartementet) がマイノリティ政策に関する資料においてマイノリティ政策の目的、民族的マイノリティの要求と権利がスウェーデン全土、全社会階層で考慮されるべきだと述べており (Regeringskansliet、2007年、1頁)、2009年のマイノリティ戦略の資料では、国際的義務に従い、マイノリティの権利のいくつかはこれまで法律のように特定地域だけでなく、国全体で行使されるべきであるとしている (Regeringskansliet、2009c年、3頁)。国全体で使用できる可能性はあるもののそれぞれの自治体の状況によって差があるため十分とはいえない。

そして行政地域への加入は各自治体に委ねられ、政府によって判断されるため、当事者の意図が十分に反映されるか明らかでないことが挙げられる。サーミ人自身の行政機関でのサーミ語を使用できるかどうかは当事者の人口で必然的に決定されるわけではなく、最終的には行政の決定によるため、保障されてない可能性がある。これら3つの点から、サーミ語の行政地域は拡大され、今後の拡大することが可能ではあるが、サーミ語使用者が居住する一部のコミュニティおよびスウェーデン全土で使用できることを保障しているわけではなく、政府が述べるようなマイノリティの権利、すなわちサーミ語の使用権が国全体で保障されるべきという見方をすれば、完全に保障されているわけではないといえる。

二つ目にすべてのサーミ語保障を明確に言及していないことである。サーミ語 (すべての種類) がスウェーデンのマイノリティ言語としてされており、スウェーデンには南サーミ語、ピーテ・サーミ語、ウメ・サーミ語、ルレ・サーミ語、北サーミ語の5つのサーミ語が存在している。それぞれのサーミ語で区別されて表記している法律はない。1999年の「政府案」ではすべてのサーミ語の名称で条約を批准することに対して、否定的な見解を示した機関があった。そのため、サーミ諸語やサーミ語それぞれの名前を挙げるのではなく、「サーミ語」とした。実際にスウェーデン社会において、使用者が極端に少ないピーテ・サーミ語とウメ・サーミ語を除いた北サーミ語、ルレ・サーミ語、南サーミ語を前提として記されていることも多い。したがって「言語法」、「マイノリティ法」や「政府案」におい

て言及されていないサーミ語の種類など、それぞれのサーミ語の言語状況に法律を適合させた保障の実現が難しくなり、最も多数派である北サーミ語に偏った内容になる危険性が高まる。実際に、サーミ語の放送メディアでは、北サーミ語をメインにして展開されているという状況や教育機関ではマイノリティのサーミ語は提供されるのが難しいといった状況にある(小内、2018b年、312頁;山川、2009年、64頁)。吉田(2005a年、18頁)が、フィンランドのサーミ語法改正で対象言語を北サーミ語、イナリ・サーミ語、スコルト・サーミ語として明確に列挙したことを言語政策の成果の一例として評価しているように、スウェーデンにおいても類似した状況が考えられ、複数の種類を統合した「サーミ語」として括られることでサーミ語内部の不平等が生じてしまう。それぞれのサーミ語の保護を目指すためには、提案で対象となるサーミ語を指摘するだけでなく、フィンランドで施行されている法律の条文のように法的拘束力を持つ手段によってサーミ語の種類に言及することが求められる。

三つ目に雇用義務に関する規定である。法律によってサーミ語の使用を提供する努力義務を公的機関は負っている。しかしながら、サーミ語能力のある職員の採用やフィンランドのようなサーミ語能力獲得のための有給休暇などの規定はない。そのため、各機関に委ねられることになり、行政地域であっても職員が在籍していない、もしくは十分なサーミ語能力を持たない職員しか在籍していないという状況が生まれてしまう。公的機関側に課される責任や義務を強め、マイノリティの言語使用権をマイノリティ当事者が自発的に求めずとも可能にすることで構造的不平等の解消につながると思われるため、行政機関でサーミ語能力のある職員を確保することが求められる。

四つ目に義務規定の強さである。行政地域内をみると、行政地域として指定されたコミューンの公的機関では、公的機関側に自発的なサーミ語によるサービスの提供が求められることが2009年の「マイノリティ戦略」において明記されているが、この義務規定は努力義務にすぎない。そのため、行政機関に課されている義務は、「マイノリティ法」でサーミ語使用

できる環境が具体化されたものの、具体的努力義務という形にとどまり、サーミ語話者側が権利を行使しようとしても、サーミ語による公的サービスが受けられないことがあることが指摘できる。そのため、サーミ語の使用権を保障する行政地域内であっても地域内のサーミ語使用者数、サーミ語使用可能な職員数、サーミ語のサービスが常に受けられなくなる可能性や、サービスに差が生まれてしまう可能性が指摘できる。また、ピーテ・サーミ語やウメ・サーミ語のような使用者数が少ないサーミ諸語の中のマイノリティ言語もサービスが受けにくいことが考えられる。

また、法律の条文の中でサーミ語話者側がサーミ語の使用を求めた際、公的機関は「要請がある場合」、「要求に応じて」、「可能な場合」にサービスを提供すべきといった表現が多用されている。これは国家が恣意的な判断によってサーミ人側の権利を制限することでき（吉田、2016年、39頁）、もし提供可能な場合であっても何らかの理由で提供しないことが容易となるといった公的機関に判断が委ねられていることによる問題が指摘できる。公的機関に対しては、サーミ語使用者である当事者による要求がなくとも主体的にサーミ語によるサービスを提供する環境をより整備していくことが求められる。

五つ目に法規定が「包括的」であることである。Kymlicka の分類を用いると、2000年の法律は「対象別」なものであり、2010年の法律は「包括的」なものといえる。つまり、スウェーデンにおけるサーミ語の位置付けが2000年の「サーミ語法」では、サーミ語に限定したものであり、サーミ語単一の法制定をしていた状況であったと考えられる。一方、2010年の「マイノリティ法」でサーミ語のみ言及した条項があるが、法律全体としてみると5つのマイノリティ言語と並べて国内の言語の一つとして捉えるようになっており、他のマイノリティ言語と同様に保障の実現が目指されている。これは1999年の「政府案」でスウェーデンの民族的マイノリティを包括的するマイノリティ政策を目指すことが述べられているため、法律の変化はスウェーデン政府の目的と合致しているといえる。しかし、サーミ人は他のマイノリティよりもスウェーデン国家と歴史的地理的に非常に



長いつながりがあり、北欧諸国に国家が形成される前からマイノリティという立場だけでなく先住民族としての立場にもあることから、サーミ語についても対象別の内容が含まれることも必要であると考えられる。

六つ目にサーミ語話者の多くが多数派言語能力を有していることである。吉田（2005a年、21頁；2008年、84-85頁）は、フィンランドでは通常サーミ語話者はフィンランド語能力を有していることから、高位のフィンランド語と比べて低位にあるサーミ語をサーミ語話者が自発的に使用するとは限らず、使用権が保障されない可能性があることを指摘している。スウェーデンでも「マイノリティ法」において公的機関側の義務をいくつか規定しているが、フィンランドのようにサーミ語話者の請求義務はないことまでは明記していない。また、スウェーデンのサーミ人はスウェーデン語能力を有しているが、スウェーデン人はほとんどがサーミ語能力を持たない、あるいは学ぼうとしないため（橋本、2000年、106頁）、スウェーデンでも同様の現象が起り得ると考えられる。たとえサーミ語話者たちがスウェーデン語能力を十分に有していたとしても、当事者のサーミ語の使用を制限したり阻害したりせず、公的機関から使用を促すべきであり、そういった規定が法律に盛り込まれる必要があるといえる。

七つ目にサーミ議会は独立性が低いことである。サーミ議会は「サーミ議会法」を根拠としてサーミ人、サーミ文化に関する一定の自治を有し、サーミ議会が言語開拓を担い、サーミ語センターを管理する責任がある。サーミ語の中のマイノリティも対象としたサーミ語の使用の保護と促進のための活動が行われているため、サーミ議会はサーミ語にとってはなくてはならない機関である。

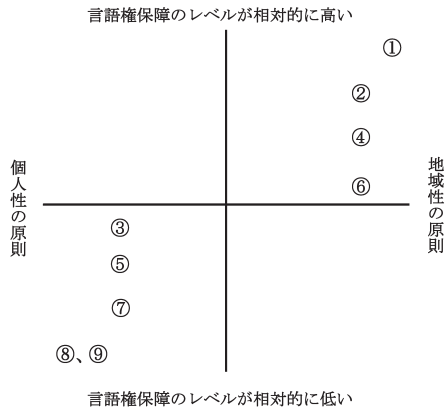
しかしながら、スウェーデンの政府機関の一つであるため（Balto and Gunilla, 2015年、107頁）、完全な自治は有していない。さらに、サーミ議会を持つノルウェー、フィンランドと比較すると、ノルウェーでは自立的組織であり、フィンランドではサーミにより選出された政治機関であり、国家の一機関としての位置づけしか持たないスウェーデンのサーミ議会は独立性が低いことが指摘される（小野寺、2018年、51頁）。スウェーデン

のサーミ議会は、スウェーデン議会への代表権を持たず、オブザーバーとしての役割しか担っておらず、スウェーデン内におけるサーミ文化に関する問題を扱うことがサーミ議会の第一の目的とされている（小野寺、2018年、52頁）。スウェーデン政府の一機関であるが、独自の手続きや枠組みを開発する裁量を認められているのみで、独自の財源を持たないこと、問題処理を行うだけであること、サーミ文化を保護、発展させることを目指す機関であることという特徴を持つ。それゆえ、スウェーデンの政府からサーミ議会を通じてサーミ人側の要求と反する措置や政策が取られてしまう可能性が十分に考えられる（[11]）。国家の介入を減らし、サーミ議会の自立性を高め、サーミ語を使用する当事者側による意思決定、議論の影響が大きく及ぶ機関となることが今後のサーミ語の存続と発展において求められる。

八つ目に第3章で述べた渋谷（2001年）の言語権に関する分類を用いると、サーミ語は4の「先住民の言語権」に位置すべきものであるが、法規定から解釈すると2の「ナショナル・マイノリティの選択的な言語権」であるといえる。先住民の言語権に区分されるためにはフィン語、メアンキエリ語といった他の領域的言語と区別される保障が求められる。

以上を踏まえて、スウェーデン及びフィンランドのマイノリティ言語の分布を検討する<sup>85</sup>。

- ① フィンランドのサーミ人居住地域のサーミ語の言語権保障
- ② スウェーデンの行政地域内部のサーミ語の言語権保障
- ③ スウェーデンの行政地域外部のサーミ語の言語権保障
- ④ 行政地域内部のフィン語の



(図3) 言語権保障の分布図

## 言語権保障

- ⑤ 行政地域外部のフィン語の言語権保障
- ⑥ 行政地域内部のメアンキエリ語の言語権保障
- ⑦ 行政地域外部のメアンキエリ語の言語権保障
- ⑧ ロマニ語の言語権保障
- ⑨ イディッシュ語の言語権保障

サーミ語の保障状況を分類するために、ここではフィンランドのサーミ人居住地域、スウェーデンの行政地域、スウェーデンの行政地域外として区別している。また、図3ではフィンランドが保障の対象地域が固定的であることと、スウェーデンの対象地域の範囲が可変的であることは同じレベルで比較することが困難であるため、行政地域の拡大は考慮に入れていない。

以下ではそれぞれの分布について見ていく。なお、図の保障レベルの高低は、上にいくほど言語権保障の強度が強く、下にいくほど言語権保障の強度が弱くなっている。言語の使用権がどれほど認められているか、公的機関に課されている義務がどれほど強いのか、法規定あるいは政策でどれほど言語の保護と発展を考慮しているかといった保障度合いをもとに判断している。

一方、「地域性の原則」と「個人性の原則」は、右にいくほど個人が特定の地域に限定して言語が使用できることを意味し、左にいくほど言語集団に属する個人は国内のどこでも自らの言語を使用できることを意味する。主に本稿で取り上げた法律の規定をもとに判断している。

①のフィンランドのサーミ人居住地域におけるサーミ語の言語権保障は、吉田（2001b、47頁）を参照しているが、本稿ではサーミ人居住地域に限定している。その理由として、フィンランドの権利保障は当該地域に限定されており、他の地域では保障されていないことから、サーミ人居住地域以外に60%以上のサーミ人が居住していることを考慮すると、サーミ人として一つに括ることが難しいと判断したためである。①の範囲にお

ける言語権保障は、特定地域のみのものであることからほぼ完全に「地域性の原則」が採用されていると考えられる。保障レベルは、サーミ語使用に関する当事者への権利の付与されていることと、公権力に課されている義務規定が多いことから9項目の中で最も高くなっている。

②のスウェーデンの行政地域内部におけるサーミ語の言語権保障は、行政地域内部であるため、「地域性の原則」が十分に採用されているとし、地域性が非常に考慮されているとしている。ただし、例外として行政地域内であっても特別な理由がある場合に適用除外となる行政機関があることを認めているため、例外規定がないフィンランドとは異なっており、完全な地域性とはいえない。また、フィンランドほどではないものの、サーミ語を使用する権利が付与され、かつ公的機関へのサーミ語の提供義務も考慮されていること、行政のみならずサーミ議会、サーミ語センターがサーミ語の発展を担っていることから、同じ領域的言語であるフィン語、メアンキエリ語と比べて保障のレベルは高くなっているといえる。

③のスウェーデンの行政地域外部のサーミ人に対する言語権保障は、「マイノリティ法」で行政地域以外であってもサーミ語の堪能な職員によって対応される場合にサーミ語の使用を認めていることから「個人性の原則」が非常に高いといえる。ただし、特定の個人に対してサーミ語が提供されることはサーミ語が堪能な職員が在籍する特定の機関が発生するという状況も推定されるため、「地域性の原則」も内包していると考えられる。保障のレベルについては、行政地域内部と比べて保障度合いはかなり低い、スウェーデン国内のあらゆる地域で使用できる可能性があることは評価できる。また、②と同様にサーミ議会やサーミ語センターがサーミ語を扱っているため、フィン語、メアンキエリ語の保障レベルを上回っているといえる。

④の行政地域内部のフィン語に言語権保障は、②のサーミ語を同様に特定の地域に限って使用を保障していることから「地域性の原則」は非常に高いといえる。保障レベルは、政府とサーミ議会によって管理されているサーミ語よりも低いものの、スウェーデン国内に広範な行政地域があるこ

とや法による保障から保障レベルは高いといえる。

⑤の行政地域外部のフィン語の言語権保障は、サーミ語の行政地域外部と同じように「個人性の原則」が非常に高いが、「地域性の原則」が含まれていると考えられる。保障のレベルは、行政地域内部と比べて低いが、あらゆる地域で使用できる可能性がある。

⑥の行政地域内部のメアンキエリ語の言語権保障は、行政地域内部のサーミ語、フィン語と同様に「地域性の原則」が非常に高いといえる。保障レベルは、「マイノリティ法」の規定によって高くなっているが、領域的言語のサーミ語とフィン語と異なり、国会オンブズマン、内閣オンブズマン、社会保障局、税務局、差別撤廃オンブズマンでメアンキエリ語を使用する権利を保障していないため、レベルは低くなっている。

⑦の行政地域外部のメアンキエリ語の言語権保障は、サーミ語、フィン語の行政地域外部のように「個人性の原則」が非常に高いが、「地域性の原則」も影響していると考えられる。保障レベルは、行政地域内部よりは低いが、あらゆる地域で使用できる可能性がある。

⑧ロマニ語の言語権保障と⑨イディッシュ語の言語権保障は、非領域的言語であるためどちらも完全に「個人性の原則」を有している。保障レベルは、「言語法」で言語の保護と発展、使用に言及されているが、「マイノリティ法」で個別に言及されることはなく、保障レベルは領域的言語に対して相対的に低くなっている。

以上の分布からスウェーデンでは地域が限定された領域的言語は相対的に言語権保障レベルが高くなっており、地域が特定されない言語は低くなっている。非領域の場合に保障レベルが低いという状況から領域的言語については行政地域への加入によって保障レベルを引き上げることが望まれ、非領域的言語については「個人性の原則」を通じた保障レベルの引き上げが望まれる。

また、サーミ語に関してはフィンランドの手厚い保障と比べると不十分であるが、スウェーデン国内では他のマイノリティ言語と比べると行政地域内部のサーミ語の保障度合いが最も強いといえる。

九つ目にスウェーデンが「独立国における先住民族及び種族民に関する条約(第169号)(Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169))」を未批准であることが挙げられる。1989年に国際労働総会で採択され、1991年に発効された条約であり、先住民族に対してのみ適用される権利に関して定められている([15])。同条約は、唯一の先住民族に関する条約であった「ILO107号条約」が改正されたものである(トメイ・スウェプストン、2002年、11-12頁)。また、条項には先住民族に対する土地の返還までも含まれている(野崎、2013年、83頁)。批准国はILOの監視機関が条約履行のモニターを行うが、その手続きは対話と説得によってなされる。また、5年ごと、要請によっては頻繁に政府が国内法および実際の活動を通じた条約の履行状況について報告書を提出しなければならない(トメイ・スウェプストン、2002年、44頁)。

以下では便宜上同条約を「先住民族条約」と称する。

2018年12月時点での批准国は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、中央アフリカ、チリ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、フィジー、グアテマラ、ホンジュラス、ルクセンブルク(2019年6月に発効予定)、メキシコ、ネパール、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、スペイン、ベネズエラの23カ国である([15])。

国際労働機関は条約実施のための重要施策を2つの目標で提示している(中野、2016年、95頁)。

- 差別を克服し、先住民族の利益を自国内において平等に享受する。
- 先住民族が社会文化的アイデンティティ、慣習、伝統、制度をその独自の強い希望に沿って発展させることを保障する。

スウェーデン政府は諮問委員会に1999年に5年以内に同条約を批准するよう勧告されていたが、いまだ批准されていない(小内、2018a年、15頁; 櫻井、2004年、216-217頁)。また、今後の批准の目途も立っていない(Diskrimineringsombudsmannen、2010年)。スウェーデンは、あらゆる国際機関からサーミ人の人権を尊重していないとして批判されている

(Silvén, Landin and Westergren, 2007 年、95 頁)。

未批准である背景には、先住民族として権利を付与することで、ノルウェーのようにサーミ地域における土地の権利や天然資源の所有権、占有権、利用権を与えることになり、先住民族以外からの批判が高まる可能性が示唆されていることが挙げられる (小内、2018b 年、321-323 頁)。

加えて批准することで国土を譲渡してしまうことになり、サーミ人が集団となって新たな国家を形成する可能性も示唆される。しかしながら、サーミ人側には、自分たちの土地は次の世代の人たちから借りているものであり、次の世代が生きていけるように使っていかなければならないと考える者もあり、スウェーデン人側とサーミ人側との権利の観念の違いがあることが指摘される (小野寺、2018 年、60 頁 ; [1])。

以上のような状況から批准はされていないが、ここでスウェーデンが条約を批准すべき理由を挙げる。

サーミ人がノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシア共通の先住民族であるためである。サーミ人およびサーミ話者が最も多く居住するノルウェーでは、「先住民族条約」を批准している。条約の批准を受けて、フィンマルクのサーミその他の住民に土地と水域の所有権が付与され、以後着実にサーミの権利は拡大している (大西、2007 年、131 頁 ; 小内・野崎、2018 年、33 頁)。批准国のノルウェーでのサーミ人の権利と比較すると、スウェーデンの権利保障の強度は弱く、先住民族という立場にあるサーミ人に対して十分な保護に至らないため、批准が求められる。なお、ここにはスウェーデンがスウェーデン議会で先住民族であることを承認しているにもかかわらず、批准していないという問題もある。

また、スウェーデン国内の言語的マイノリティを区別すべきという見解も批准をすべき理由として挙げられる。「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」では領域的マイノリティ言語、非領域的マイノリティ言語を区別している。しかし先住民族については言及されておらず、「先住民族条約」に従うことで、スウェーデンの言語的マイノリティが先住民族、領域的マイノリティ言語、非領域的マイノリティ言語の 3 集団に分類され

る (Winsa、2005 年、236 頁)。「先住民族条約」を批准することで、先住民族ではない他の領域的言語と同等の立場で保障されるだけになるため、国際的に言語的マイノリティを表明し、サーミ人の権利保障の強度に影響を与えるためには条約の批准が重要であるといえる。

スウェーデン議会が 1977 年にサーミ人を先住民族として認定していること、ノルウェーでは批准以降サーミ人に対する政策が前進していること、サーミ語が先住民族の言語として扱われるべきこと、サーミ人の先住民族としての立場を尊重し保護していくべきであるという姿勢は重要であることから、スウェーデンが慎重な議論とサーミ人側との対話とともにどのように条約を批准していくか考える必要がある。

## 9.2 スウェーデンの政策の今後

今後のスウェーデンを国内と対外関係で 1 つずつ挙げる。

スウェーデン国内においては、「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」、「学校法」、「社会サービス法」の改正法が 2019 年 1 月 1 日に施行される (2018 年 12 月 31 日時点)。この改正について 2018 年 3 月には「政府案」が提出されている。本案では、フィン語、メアンキエリ語、サーミ語の行政地域をさらに拡大すること、マイノリティ言語による就学前教育およびその他の教育活動を強化していくこと、高齢者ケアの範囲を拡大し、機会を促進することの 3 つを中心に提案している (Regeringskansliet、2018b 年、1 頁)。

本案で変更された条項をみると、現行法に新たな条項や文言を追加していたり、具体的な規定を追加していたりと、現行法の規定を詳細にしている。また、本案に基づいて、スウェーデン政府によるサーミ語、フィン語、メアンキエリ語の行政地域に対する歳出予算は 2018 年以降増額されていくことになる ([10])。

ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの国家間においては、「北欧サーミ条約 (Nordisk samekonvention)」の批准に向けた活動が行われている (小



内、2018a 年、15 頁)。2011 年に条約完成に合意し、2016 年下旬には条約の内容について三国間合意を得ている (孫、2017 年、43 頁)。

同条約において、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンは以下を明記している ([1])。

- サーミ人が 3 カ国の先住民族であること
- サーミ人が国境を越えて居住する人々であること
- サーミ人が自らの文化、社会、歴史、伝統、言語、生活拠点、将来性を有すること
- 3 カ国がサーミ文化、社会に適切な地位を提供するための国内および国際的な責任を有すること
- サーミ人の文化と社会が各国家の集文化的文化と社会を豊かにするものであること
- サーミ人が自己決定権を有すること
- サーミ人が国境を越えたサーミ社会の発展に対する特別のニーズを有すること
- 土地と水はサーミ文化の基盤となるため、サーミ人がそれらを利用できなければならないこと
- サーミ人の法的地位の決定においては、特に歴史の中でサーミ人が同一価値のある人々として扱われず、不公平にさらされてきたという事実留意すべきこと

以上の条約の主旨から、サーミ人をフィンランド、ノルウェー、スウェーデンの先住民族であると定義しサーミ人を認識した上で、国内のみならず国境を越えたサポートや尊重をすべきであるという姿勢がみられる。これまでの国内と国際の領域だけでなく、北欧国家間による保障によって、国家、国際、北欧諸国という三点からサーミ人を保障していくことができると考えられる。

また、小内 (2018 年、314 頁) は「国境を越えた機関や機構の存在は、各国のサーミのおかれた現状や課題を明確にし、事態を改善する上で大き

な役割を果たす」と述べており、それぞれの異なる地域で独自性を持って生活してきたサーミ人が「北欧サーミ条約」によって自身の文化の存続と発展に向けた知識や実践の共有がなされることが期待される。今後、スウェーデンではサーミに関する国内法の制定や政策の実施だけでなく、「北欧サーミ条約」の批准に向けた議論が行われていくことになる。

## 10. まとめ

国内領域、国際領域、他国領域からスウェーデンのサーミ語保障について検討した。以下では、それぞれの領域で取りあげたスウェーデンの政策とサーミ語保障の特徴をまとめる。

まず国内領域では、1999年の「政府案」、2000年の「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」の施行、2009年の「言語法」と2010年の「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」の施行がサーミ語保障にとって重要であるといえる。

スウェーデンの政策の発端となった1999年の「政府案」では、民族的マイノリティとマイノリティ言語の保障を記述している。提案において、初めてスウェーデンの民族的マイノリティとマイノリティ言語を定義された。また、サーミ人とサーミ語がスウェーデンのマイノリティおよびマイノリティ言語の一つであるとされ、サーミ語を公的機関で使用する権利に関する法律（のちの「サーミ語法」）の提案が行われている。

サーミ語関連法をみると、最初に法律によってサーミ語の保障した法律は、2000年に施行された「行政当局および裁判所とかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」である。家庭などの私的な場所で使用されてきたサーミ語が特定のコミュニンの公的機関で使用する権利を規定している。言語の存続という観点では、当該言語の使用だけでなく、周囲による理解が不可欠であるという考えからは、本法が果たす役割は大きかったと考えられる。また、本法ではサーミ語使用の対象となるコミュニンが「行政地域」として規定されている。その行政地域は、北サーミ語、

ルレ・サーミ語、ウメ・サーミ語、ピーテ・サーミ語話者が多く居住する4つのコミューンが定められていた。行政地域内で行政当局や裁判所と関わる際と就学前教育や高齢者ケアを受ける際に各個人にサーミ語を使用する権利が与えられている。サーミ語を使用できる権利は就学前教育から高齢者ケアまで保障されているため、幅広い世代のサーミ語使用者がサーミ語を使用できる環境が整備されているといえる。また、本法では裁判所において翻訳者の雇用義務に言及されており、公的機関側に対する責任が強まり、マイノリティの言語使用権が保障される可能性が高まる。

続いて、2009年に施行された「言語法」では、スウェーデン国内の言語を規定している。初めてスウェーデン語およびマイノリティ言語を包括的に規定した法律である。サーミ語はマイノリティ言語の一つとして、サーミ語の保護と促進、そして公的機関での使用が与えられている。本法は、言語に関する「基本法」としてスウェーデン国内の言語の地位の保護し、スウェーデンの国内法による言語権保障の基盤としての役割を果たしている。

最後に2010年に施行された「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」ではスウェーデンのマイノリティとマイノリティ言語を規定している。サーミ語には、「サーミ語法」の改正法にあたる法律である。ここでは8つの重要な点を指摘する。

一つ目にマイノリティ自身の意思決定への参加である。意思決定に参加できることでマイノリティ側の要求を強調し、社会における民族的マイノリティの認識が高まることにつながる。

二つ目に法律の適用地域である。サーミ語の行政地域は、「サーミ語法」から17地域へ大幅に拡大された。「サーミ語法」では該当していなかったウメ・サーミ語、南サーミ語を含む範囲となり、すべての種類のサーミ語が対象となる拡大であるといえる。

三つ目に行政地域に自発的に加わることができることである。行政地域ではないコミューンは、新たに行政地域に加わることができるとしている。これは、コミューンの裁量によって地域ごとのサーミ語使用状況の変化に

対応が可能となる。

四つ目に行政地域以外に対する規定である。行政地域以外であっても、サーミ語が堪能な職員による応対ではサーミ語の使用権が与えられている。すべての行政機関においてサーミ語を使用できる可能性があり、事実上スウェーデン全土で使用することが可能となった。

五つ目に高齢者ケア、就学前教育におけるマイノリティ言語の提供である。就学前教育と高齢者ケアを提供する際に、コミューンは当事者が要求するサーミ語による教育の場あるいは高齢者ケアを当事者に提供しなければならないとしている。特定の個人に対して提供されることで「集団の権利」ではなく「個人の権利」が保障されることになった。また、高齢者ケアにおいては、行政地域以外でもサーミ語が堪能な職員にアクセスできる場合には当該コミューンでも適用される。

六つ目に法適用に関するフォローアップである。公的機関のフォローアップ責任によって、十分に保障が達成していない場合でも、継続的な支援と改善や行政機関同士の連携で将来的にサーミ語の使用権保障が実現することになる。

七つ目に公的機関は個人がサーミ語を使用できるようにサービスを提供する義務を負うことである。フィンランドのようにスウェーデン語と比べると、サーミ語は低位にあり、ダイグロシヤ (diglossia)<sup>86</sup> の状態にあるといえ、サーミ語による対応を求めた場合であってもサーミ語話者が多数派言語能力を有しているという理由で、サーミ語の使用権が制限されてしまうことが予想される。そのため、本法で公的機関の責任や義務が強めていることは構造的不平等の解消につながる。

八つ目に詳細な条項が加えられたことである。「サーミ語法」よりも詳細な条文および条項が追加されたことで、サーミ語を使用することができる条件が明確になり、権利が行使しやすくなったといえる。

続いて、国際領域では、欧州評議会による「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」と「民族的少数者保護枠組条約」を2000年に批准した。批准によってスウェーデンの民族的マイノリティとマイノリティ言語に名

称が与えられたこと、スウェーデンのマイノリティ政策の基盤であるとみなされたこと、モニタリングメカニズムと報告書の提出がサーミ語保障に大きく貢献しているといえる。

1999年の「政府案」が提出された段階では、スウェーデンは「地域言語または少数派言語のための欧州憲章」と「民族的少数者保護枠組条約」を未批准であった。同条約は、マイノリティ言語の存続と発展、民族的マイノリティの保護に言及している国際法であることから、スウェーデンの5つのマイノリティとマイノリティ言語が存在するスウェーデンではいち早く批准することが望まれた。批准以降は、条約ごとに欧州評議会への定期的な報告義務があるため、現在までの持続した保障につながっている。

他国の領域では、フィンランドのサーミ語保障を対象にした。フィンランドの状況とスウェーデンの状況を比較すると、まず、スウェーデンの政策の変遷では、マイノリティ政策が2000年から変化がなく、2009年以降に法施行をもってマイノリティ政策が強化されたとみられる。一方、フィンランドでは1980年代からマイノリティ言語を含む法律が施行されており、1995年時点で憲法においてマイノリティ言語を規定しており、2000年以降もマイノリティ政策が停滞することなく、積極的に実施され、発展を続けている。

また、サーミ人、サーミ語に関しては、スウェーデンでは他の民族的マイノリティと比べると、サーミ議会にサーミ人、サーミ語に対する責任が与えられ、サーミ語の保護と発展を目指されていること、行政地域のみならずあらゆる自治体でサーミ語の使用できる機会を提供していることから保障レベルは高いといえる。しかし、他の4つのマイノリティと並列してマイノリティ政策が行われていること、フィンランドでは国や自治体に課されている義務が強いことから、客観的にサーミ語の立場を検討するとスウェーデンのサーミ語保障は十分であるとはいえない。

一方、フィンランドでは1991年の「公的機関におけるサーミ語の使用権に関する法律」からサーミ語保障が始まり、その後も1995年の憲法改正、2004年の「言語法」、「サーミ語法」の施行と段階的に保障レベルが高くなっ

ている。サーミ語はフィンランド語、スウェーデン語よりも低いものの憲法でサーミ語に地位を与えていること、「サーミ語法」で詳細な規定によってサーミ語話者の権利を当然としながら、公権力側にあらゆる義務付けをしていること、北サーミ語、イナリ・サーミ語、スコルト・サーミ語というフィンランド国内のサーミ語を個別に言及している状況から、スウェーデンの状況や他の国内のマイノリティへの扱いと比べると具体的かつ対象別となっており、非常に保障レベルが高いといえる。つまり、フィンランドは個別具体的な規定が多く、権利を付与される当事者の環境整備に力を入れていること、スウェーデンは個別の規定はあるものの包括的で、地域性よりも全体的な面が意識されていると考えられることから、サーミ語の保障という観点から、フィンランドの方のレベルが高いといえる。ただし、国内全域でのサーミ語状況を考慮した場合にはスウェーデンの規定が上回っていると考えられる。また、保障手段は異なっているがスウェーデンもフィンランドと同様に国側とサーミ人側の両方から保障や発展が目指されていることは、十分に評価することができる。

本稿で扱った政策からスウェーデンの課題を考察すると、9項目挙げることができる。

一つ目にスウェーデンでサーミ語使用者がスウェーデン全土で使用することを完全に保障しているわけではないことがある。サーミ語の行政地域はサーミ語使用者の集中している地域が幅広く該当しており、行政地域外でのサーミ語使用にも言及し、フィンランドのようにサーミ人居住地域に限定していないためレベルは非常に高いが、スウェーデン全土で使用する権利を十分に保障する規定はなく、使用領域は制限的であるということは指摘できる。

二つ目にスウェーデンの法律ではサーミ語として9種類のサーミ語がまとめられており、各サーミ語で規定した法律はないことである。公的機関でサーミ語内の多数派言語を重視し、偏ったサービスになりかねない。「サーミ語」として一つの言語とされることによりサーミ語内部の不平等が生じてしまう。

三つ目に雇用義務に関する規定である。法律によってサーミ語の使用を提供する努力義務を公的機関は負っている。しかしながら、サーミ語能力のある職員の在籍を求めるとフィンランドのようなサーミ語能力獲得のための有給休暇といった規定はない。そのため、各機関に委ねられることになり、行政地域であっても職員が在籍していない、もしくは十分なサーミ語能力を持たない職員しか在籍していないという状況が生まれてしまう。公的機関に課す規定によってサーミ語能力のある職員を確保させることが必要であると考ええる。

四つ目に義務規定の強さである。行政地域内の公的機関では、公的機関側に自発的なサーミ語によるサービスの提供を規定しているが、罰則規定などではなく強制的ではないことである。サーミ語話者側がサーミ語の使用を要求した場合でも、サーミ語によるサービスが受けられない可能性がある。公的機関の恣意的な判断によって、サーミ人側の権利を制限することができる。と解することができる。

五つ目に「マイノリティ法」は「包括的」な法律であり、5つのマイノリティ言語と並べて国内の言語の一つとして捉えていることである。サーミ語のみに限定した条項も含まれているが、法律全体としては他のマイノリティ言語と同様の規定がなされている。サーミ語がスウェーデンのマイノリティ言語というだけでなく先住民族の言語でもあることから、先住民族であるという立場を考慮した「対象別」の規定も求められる。

六つ目にサーミ語話者の多くが多数派言語能力を有していることである。サーミ語話者がサーミ語を自発的に使用するとは限らず、法律で公的機関にサーミ語の提供義務は規定されているもののサーミ語の使用権が保障されない可能性がある。サーミ語話者たちが多数派言語能力を十分に有していたとしても、話者のサーミ語を使用する権利を制限、阻害せずに、公的機関からサーミ語の使用を促すべきである。

七つ目にサーミ議会はサーミ語の発展とサーミ語センターを管理の責任が課されているが、サーミ議会はスウェーデンの政府機関の一つであり、完全な自治権はなく、独立性が低いことである。サーミ文化に関する問題

処理とサーミ文化の保護、発展を行うだけである。政府からサーミ議会を通じてサーミ人側の要求と異なる措置や政策が取られる可能性が考えられる。

八つ目に第3章で渋谷の言語権に関する分類を用いると、サーミ語は2の「ナショナル・マイノリティの選択的な言語権」であるといえる。吉田(2001b年)の分類では、フィンランドのサーミ語は先住民族の言語として高い保障を獲得している。フィンランドとは言語状況は異なっているが、スウェーデンにおいても先住民の言語権に分けられるためには、フィン語、メアンキエリ語といった他の領域的言語と区別される保障が求められる。

また、サーミ語のスウェーデンにおける位置付けを考えると、フィンランドの保障と比べると不十分であるが、スウェーデン国内では他のマイノリティ言語と比べると国家とサーミ議会、サーミ語センターという二重の保障の構造になっているため、行政地域内部のサーミ語の保障度合いが最も強いといえる。

九つ目にスウェーデンが「先住民族条約」を未批准なことである。同条約は先住民族の保護に関する条約である。批准されていない理由として、先住民族の権利を付与することで、サーミ地域における土地の権利や天然資源の権利を与えることになり、先住民族以外からの批判が高まることやサーミ人が集団で新たな国家を形成する可能性が危険視されている。しかし、スウェーデンが先住民族としてのサーミ人の立場を尊重し保護することは重要であるため、慎重な議論を目指すことが求められる。

今後のスウェーデンについては、国内では「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」、「学校法」、「社会サービス法」の改正法が2019年1月1日に施行されるが(2018年12月31日時点)、改正に関する「政府案」が2018年に提出されている。本案では、フィン語、メアンキエリ語、サーミ語の行政地域を「マイノリティ法」よりも拡大すること、マイノリティ言語による就学前教育およびその他の教育活動を強化すること、高齢者ケアの保障される範囲を拡大し、機会を促進することを述べている。また、「マイノリティ法」の改正内容は、新たな条項と具体的な規



定を追加しており、法規定が具体的かつ保障レベルが上がっている。

国際的にはノルウェー、スウェーデン、フィンランドで「北欧サーミ条約」に合意しており、批准に向けた議論が行われている。それぞれ異なる国家と地域で独自性を持って生活してきたサーミ人が「北欧サーミ条約」によって各国の現状と問題を明確にし、事態の改善、自文化の存続と発展に向けた知識や実践の共有が期待される。

以上の分析からスウェーデンのサーミ語保障の特徴を述べる。

まず、サーミ語がマイノリティ言語の一つであることである。サーミ語は、5つの民族的マイノリティ言語の中に位置付けられており、他のマイノリティ言語との平等性に配慮され、1990年代後半から民族的マイノリティ全体の保障という包括的な政策が実施されている。サーミ語に限定した保障としてサーミ議会がサーミ語の保護と発展を担っていること、サーミ語に行政地域が与えられていることといった状況はあるが、サーミ語を先住民族の言語とみなして規定した特別な内容は見られない。

続いて、サーミ語保障を提供する主体である。サーミ語の保障は、サーミ議会によるサーミ語の保護と発展、サーミ人に関わる問題処理と、スウェーデン政府によるマイノリティ政策、マイノリティ法の制定、コミューンなどの自治体によるサービスの提供でなされている。サーミ議会を代表機関としたサーミ社会とスウェーデン政府、自治体といった行政権力の両方がサーミ語に対して責任を負っている。

さらにサーミ語保障の手段である。サーミ語の保障は、条約批准、政策策定を通じて施行されるサーミ語関連法で具体的に実施されている。法規定では特に公的にサーミ語を使用することを認めることでサーミ語の地位向上と存続、発展を図っている。

最後にスウェーデン型の福祉システムである。スウェーデンはオンブズマンや情報公開、就学前教育、高齢者ケアといった制度の最先進国である。北欧諸国内でもスウェーデンはシステムを構築している。その福祉システムをマイノリティ言語に対しても適用しており、他国と比較しても社会制度を通じた言語権保障は特筆すべき点である。

## おわりに

スウェーデンのサーミ語保障に焦点を当てて、21世紀以降を中心として政策の分析を行った。国内領域と国際領域、他国領域からサーミ語を検討することで、スウェーデンのサーミ語の状況が明らかになった。

まず、国内領域では、法律がサーミ語の状況の変化に大きく貢献していた。

2000年に「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律」が施行されたことで、それまでは私的領域で使用されてきたサーミ語が「行政地域」という特別なエリアにおける公用語となった。スウェーデンにおけるサーミ語の話者数とサーミ諸語が消滅危機言語として認定されていることを考えると、公的にサーミ語が使用され、理解されることでサーミ語の持続可能性が高まることになるといえる。

「言語法」では、スウェーデン国内の言語の地位の保護をしていることで、曖昧であったスウェーデンの言語の地位が明確になった。また、「言語法」がスウェーデンで言語に対する保障を行う上での柱であり、国内法による言語権保障の基盤であった。

「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」が2010年に施行され、2000年の法律で実現しなかったサーミ語保障の改善が図られた。行政地域も大幅に拡大され、公的機関側のサーミ語の提供義務も与えられたことで、サーミ語が使用可能な環境が生まれたといえる。また、条項に従い、行政地域に加入する自治体もあり、今後さらにサーミ語話者の居住地域が広く保護されることが期待される。なお、2019年1月に「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律」の改正法が施行予定である(2018年12月31日時点)。

国際領域では、2つの条約がスウェーデンのマイノリティ政策の基盤となっている。スウェーデンは2000年に「地域言語または少数派のための欧州憲章」、「民族的少数者保護枠組条約」を批准した。それに伴い、スウェー

デン国内に存在する5つの民族的マイノリティとマイノリティ言語が定義され、それらの保護と発展させるための具体的な政策、措置が取られるようになり、マイノリティ保障が実現するようになったといえる。また、欧州評議会によるモニタリングも履行度合いを高めている。

ただし、スウェーデンは先住民族に関する条約である「IL0169号条約」を批准していないという問題もある。同条約は先住民族の権利をサーミ人はスウェーデン議会に先住民族と認定されていること、サーミ人居住地域であるノルウェーでは批准され、サーミ人に対する保障が進展していること、国際機関からスウェーデンに対してサーミ人を尊重していないとする批判があることから、同条約をスウェーデンが批准する必要がある、今後批准に向けた議論が求められる。

他国領域ではフィンランドのサーミ語保障を検討し、フィンランドはスウェーデンよりも積極的な保障が行われており、政策及び保障が先進しているといえる。スウェーデンよりも早く「サーミ語法」が成立していたこと、「サーミ語法」の改正法も早くに施行されたこと、フィンランド国内の北サーミ語、スコルト・サーミ語、イナリ・サーミ語すべてに言及して保障していること、サーミ語話者が請求することなく公的機関側がサーミ語を提供する義務を課していること、公的機関が提供するために公務員に対してサーミ語能力獲得のための有給休暇取得権を与えていることなどから保障レベルはスウェーデンに比べて高くなっている。フィンランド国内で公用語に近いレベルでサーミ語をみなしていたり、サーミ語話者に権利を与えるだけにとどまらずサーミ語を提供する側にも強制力のある義務を課していたりする状況はスウェーデンと比較して高く評価することができる。ただし、サーミ語を使用できる状態はサーミ人居住地域に限定されていること、スウェーデンと同様に「IL0169号条約」を未批准であることは保障を制限するものであるという見方もできる。

今後の研究課題は、本稿においてスウェーデンのマイノリティ政策の背景、1999年の「政府案」を扱ったが、マイノリティ政策が前進した2009年前後の状況や議論を取り上げることができなかつたため、サーミ語保障

の実態を詳細に理解するためにも分析を行う。また、第10章第2節のスウェーデンの今後で述べた2019年1月施行の「マイノリティ法」の改正法および「北欧サーミ条約」についても追跡調査を行う。そして、本稿では法律および政策を基にサーミ語保障を分析したが、実際にはどれほど法履行が達成され、サーミ語話者側の要求が反映されているのかに言及できなかったため、今後は実際の状況と照らし合わせて明らかにしていく。

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、研究科教授堤正典先生には指導教員として懇切にご指導賜った。ここに深謝の意を表す。また、第1章においてサーミ語研究者のWilbur, Joshua 博士(University of Freiburg)にはピーテ・サーミ語に関する有益な情報をご提供いただいた。電子メールによる問い合わせに快くご回答いただいたことに感謝申し上げる。

## 〈参考文献〉

- Balto, Asta Mitkijá and Johansson, Gunilla. 2015. “The Process of Vitalizing and Revitalizing Culture-Based Pedagogy in Sámi Schools in Sweden”. *International Journal about Parents in Education*. 9(1). pp. 106-118.
- Björklund, Mikaela, Sil Björklund and Kaj Sjöholm. 2013. “Multilingual Policies and Multilingual Education in the Nordic Countries”. *International Electronic Journal of Elementary Education*. 6(1). pp. 1-22.
- Diskrimineringsombudsmannen. 2010. *The Sámi indigenous people in Sweden and the Right to Participate in Decision-Making*. URL: <https://www2.ohchr.org/english/issues/indigenous/ExpertMechanism/3rd/docs/contributions/SwedishEqualityOmbudsman.pdf> (2018年12月31日閲覧)
- Eguia, Miren De. 2010. *The Status of Basque and Sami: Two Regional Languages Within Six European Countries*. Saarbrücken: VDM Verlag Dr. Müller.
- Hossain, Kamrul and Anna Petrêtei (eds). 2016. *Understanding the Many Faces of Human Security: Perspectives of Northern Indigenous Peoples*. Leiden; Boston: Brill Nijhoff.
- Huss, Leena. 2001. “The national minority languages in Sweden”. Extra, Guus and Durk Gorter (eds.). *The other languages of Europe. Demographic, Sociolinguistic and Educational Perspectives*. Clevedon, Buffalo, Toronto and Sydney: Multilingual Matters Ltd. pp. 137-157.
- Ihalainen, Pasi and Taina Saarinen. 2015. “Constructing ‘Language’ in Language Policy Discourse: Finnish and Swedish Leducative Processes in the 2000s”. Halonen, Mia, Pasi Ihalainen and Taina Saarinen (eds.). *Language Policies in Finland and Sweden:*

- Interdisciplinary and Multisited Comparisons*. Bristol, Buffalo and Toronto: Multilingual Matters Ltd. pp. 29-56.
- Joona, Tanja. 2013. "The Subjects of the Draft Nordic Saami Convention". Bankes, Nigel and Timo Koivurova (eds.). *The Proposed Nordic Saami Convention: National and International Dimensions of Indigenous Property Rights*. Oxford and Portland: Hart Publishing. pp. 255-279.
- Kymlicka, Will. 2007. *Multicultural Odysseys: Navigating the New International Politics of Diversity*. New Delhi: Oxford University Press.
- Magga, Ole Henrik. 1994. "The Sámi Language Act". Skutnabb-Kangas, Tove and Robert Phillipson (eds.). *Linguistic Human Rights: Overcoming Linguistic Discrimination*. Berlin: Mouton de Gruyter. pp. 218-233.
- (著)、吉田欣吾 (訳)、2001年「サーミ語」Karker, Allan, Birgitta Lindgren and Ståle Løland (編)、山下泰文・森信嘉・福井信子・吉田欣吾 (訳)『北欧のことば』東海大学出版会、174-206頁
- Miller, Frederic P., Agnes F. Vandome and John mcBrewster (eds.). 2010. *Sami People*. Alphascript Publishing.
- Moseley, Christopher. 2010. "Introduction". Moseley, Christopher (ed.). *Atlas of the World's Language in Danger*. Third edition. Paris: UNESCO Publishing. pp. 8-13.
- Oikeusministeriö. 2003. *laki saamelaiskäräjistä(1176/2015)*. URL: <http://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2003/20031026> (2018年12月31日閲覧)
- . 2004. *Saamen kielilaki (1086/2003)*. URL: <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2003/en20031086> (2018年12月31日閲覧)
- Rasmussen, Torkel and John Shaun Nolan. 2011. "Reclaiming Sámi languages: indigenous language emancipation from East to West". *International Journal of the Sociology of Language*. 209(2011). pp. 35-55.
- Regeringskansliet. 1999a. *Regeringens proposition (1998/98:143) Nationella*

- minoriteter i Sverige*. URL: <http://www.regeringen.se/rattsdokument/proposition/1999/06/prop.-199899143/> (2018年12月31日閲覧)
- . 1999b. *Lag (1999:1175) om rätt att använda samiska hos förvaltningsmyndigheter och domstolar*. URL: [https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-19991175-om-ratt-att-anvanda-samiska-hos\\_sfs-1999-1175](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-19991175-om-ratt-att-anvanda-samiska-hos_sfs-1999-1175) (2018年12月31日閲覧)
- . 2004. *Samer – ett ursprungsfolk i Sverige*. URL: <https://www.sorummet.se/content/samer-ett-ursprungsfolk-i-sverige> (2018年12月31日閲覧)
- . 2007. *National minorities and minority languages, Fact sheet: A summary of the Government's minority policy*. URL: <http://www.government.se/information-material/2007/07/national-minorities-and-minority-languages/> (2018年12月31日閲覧)
- . 2009a. *Regeringens proposition (2008/09:158) Från erkännande till egenmakt - regeringens strategi för de nationella minoriteterna*. URL: <http://www.regeringen.se/rattsdokument/proposition/2009/03/prop.-200809158/> (2018年12月31日閲覧)
- . 2009b. *Språklag på engelska (2009:600)*. URL: <http://www.regeringen.se/informationsmaterial/2009/05/spraklag-pa-engelska/> (2018年12月31日閲覧)
- . 2009c. *Minority rights are strengthened, Fact sheet*. URL: <http://www.government.se/information-material/2009/12/minority-rights-are-strengthened/> (2018年12月31日閲覧)
- . 2009d. *Lag (2009:724) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*. URL: [https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p\\_lang=&p\\_isn=84393](https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=&p_isn=84393) (2018年12月31日閲覧)
- . 2010a. *SFS 2010:196 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*. URL: <https://www.lagboken.>

se/Lagboken/sfs/sfs/2010/100-199/d\_619300-sfs-2010\_196-strongforordning-om-andring-i-forordningen-2009\_1299-om-nationella-minoriteter-och?search=F%C3%B6rordning%20om%20%C3%A4ndring%20i%20f%C3%B6rordningen%20(2009:1299)%20om%20nationella%20minoriteter%20och%20minoritetsspr%C3%A5k (2018年12月31日閲覧)

——. 2010b. *SFS 2010:1991 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*. URL: [https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2010/1900-1999/d\\_710274-sfs-2010\\_1991-forordning-om-andring-i-forordningen-2009\\_1299-om-nationella-minoriteter-och](https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2010/1900-1999/d_710274-sfs-2010_1991-forordning-om-andring-i-forordningen-2009_1299-om-nationella-minoriteter-och) (2018年12月31日閲覧)

——. 2011. *SFS 2011:1530 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*. URL: [http://lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2011/1500-1599/d\\_981797-sfs-2011\\_1530-forordning-om-andring-i-forordningen-2009\\_1299-om-nationella-minoriteter-och](http://lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2011/1500-1599/d_981797-sfs-2011_1530-forordning-om-andring-i-forordningen-2009_1299-om-nationella-minoriteter-och) (2018年12月31日閲覧)

——. 2012. *SFS 2012:997 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*. URL: [https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2012/900-999/d\\_1457813-sfs-2012\\_997-strongforordning-om-andring-i-forordningen-2009\\_1299-om-nationella-minoriteter-och?search=F%C3%B6rordning%20om%20%C3%A4ndring%20i%20f%C3%B6rordningen%20\(2009:1299\)%20om%20nationella%20minoriteter%20och%20minoritetsspr%C3%A5k](https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2012/900-999/d_1457813-sfs-2012_997-strongforordning-om-andring-i-forordningen-2009_1299-om-nationella-minoriteter-och?search=F%C3%B6rordning%20om%20%C3%A4ndring%20i%20f%C3%B6rordningen%20(2009:1299)%20om%20nationella%20minoriteter%20och%20minoritetsspr%C3%A5k) (2018年12月31日閲覧)

——. 2013. *SFS 2013:1086 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*. URL: [https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2013/1000-1099/d\\_1869442-sfs-2013\\_1086-strongforordning-om-andring-i-forordningen-2009\\_1299-om-nationella-minoriteter-och?search=F%C3%B6rordning%20om%20](https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2013/1000-1099/d_1869442-sfs-2013_1086-strongforordning-om-andring-i-forordningen-2009_1299-om-nationella-minoriteter-och?search=F%C3%B6rordning%20om%20)



%C3%A4ndring%20i%20f%C3%B6rordningen%20(2009:1299)%20om%20nationella%20minoriteter%20och%20minoritetsspr%C3%A5k (2018年12月31日閲覧)

——. 2014. *SFS 2014:1543 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*. URL: [https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2014/1500-1599/d\\_2253039-sfs-2014\\_1543-forordning-om-andring-i-forordningen-2009\\_1299-om-nationella-minoriteter-och](https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2014/1500-1599/d_2253039-sfs-2014_1543-forordning-om-andring-i-forordningen-2009_1299-om-nationella-minoriteter-och) (2018年12月31日閲覧)

——. 2017. *SFS 2017:1292 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och nationella minoritetsspråk*. URL: [https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2017/1200-1299/d\\_3138194-sfs-2017\\_1292-strongforordning-strong-om-strongandring-strong-i-strongforordningen-strong?search=F%C3%B6rordning%20om%20%C3%A4ndring%20i%20f%C3%B6rordningen%20\(2009:1299\)%20om%20nationella%20minoriteter%20och%20minoritetsspr%C3%A5k](https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2017/1200-1299/d_3138194-sfs-2017_1292-strongforordning-strong-om-strongandring-strong-i-strongforordningen-strong?search=F%C3%B6rordning%20om%20%C3%A4ndring%20i%20f%C3%B6rordningen%20(2009:1299)%20om%20nationella%20minoriteter%20och%20minoritetsspr%C3%A5k) (2018年12月31日閲覧)

——. 2018a. *SFS 2018:1967 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*. URL: [https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2018/1900-1999/d\\_3415040-sfs-2018\\_1967-strongforordning-om-andring-i-forordningen-2009\\_1299-om-nationella-minoriteter-och?search=F%C3%B6rordning%20om%20%C3%A4ndring%20i%20f%C3%B6rordningen%20\(2009:1299\)%20om%20nationella%20minoriteter%20och%20minoritetsspr%C3%A5k](https://www.lagboken.se/Lagboken/sfs/sfs/2018/1900-1999/d_3415040-sfs-2018_1967-strongforordning-om-andring-i-forordningen-2009_1299-om-nationella-minoriteter-och?search=F%C3%B6rordning%20om%20%C3%A4ndring%20i%20f%C3%B6rordningen%20(2009:1299)%20om%20nationella%20minoriteter%20och%20minoritetsspr%C3%A5k) (2018年12月31日閲覧)

——. 2018b. *Regeringens proposition (2017/18:199) En stärkt minoritetspolitik*. URL: <https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/proposition/2018/03/prop.-201718199/> (2018年12月31日閲覧)

Salminen, Tapani. 2010. Europe and the Caucasus. Moseley, Christopher. (ed.). *Atlas of the World's Language in Danger*. Third

- edition. Paris: UNESCO Publishing. pp. 32-42.
- . 2015. *Uralic (Finno-Urgrian) Languages. UNESCO Red Book on Endangered Languages: Europe*. URL: <http://www.helsinki.fi/~tasalmin/fu.html> (2018年12月31日閲覧)
- Salvesen, Helge. 1995. “Sami Ædnan: Four States - One Nation? Nordic Minority Policy and the History of the Sami.” Tägil, Sven (ed.). *Ethnicity and Nation Building in the Nordic World*. London: Hurst & Company.
- Sarivaara, Erika Katjaana. 2016. “7 Emergent Sámi Identities: From Assimilation Towards Revitalisation”. Toivanen, Reetta and Janne Saarikivi (eds.). *Linguistic Genocide or Superdiversity?: New and Old Language Diversities*. Bristol, Buffalo and Toronto: Multilingual Matters. pp. 195-219.
- Scheller, Elisabeth. 2013. “Kola Sami language revitalization - opportunities and challenges” Andersson, Kajsa (ed.). *L'Image du Sápmi II: études comparées / textes réunis par Kajsa Andersson. Humanistica Oerebroensia. Artes et linguae 16*. Örebro: Örebro University. pp. 392-421.
- Silvén, Eva, Mats Langdin and Christina Westergren (eds.). 2007. *Sápmi – om att vara same i Sverige*. Stockholm: Nordiska Museet Förlag.
- Statistics Finland. 2018. *Finland in Figure*. URL: [https://www.stat.fi/tup/suoluk/index\\_en.html](https://www.stat.fi/tup/suoluk/index_en.html) (2018年12月31日閲覧)
- The Stockholm County Administrative Board's unit for minority Issues and The Sámi Parliament. 2010. *From recognition to empowerment – from words to deeds*. URL: <http://www.minoriteten.se/4965> (2018年12月31日閲覧)
- Ulkoministeriö. 2010. *Suomen neljäs raportti alueellisia kieliä tai vähemmistökieliä koskevan eurooppalaisen peruskirjan täytäntöönpanosta*. URL: <https://samiidguovddassearvi.wordpress.com/daibma->

- toiminta/ihmisoikeussopimukset-seuranta/ (2018年12月31日閲覧)
- Vilijärvi, Riita-Liisa and Lily Kahn. 2017. *North Sámi: An Essential Grammar*. Abingdon and NewYork: Taylor & Francis Group.
- Wilbur, Joshua. 2014. *A grammar of Pite Saami*. Berlin: Language Science Press.
- Winsa, Birger. 2005. "Language Planning in Sweden". Kaplan, Robert B. and Richard B. Baldauf Jr. (eds.). *Language Planning and Policy in Europe, Vol.1 Hungary, Finland and Sweden*. Clevedon, Buffalo and Toronto: Multilingual Matters Ltd. pp. 233-330.
- 荒木尚志、2004a年「努力義務規定にはいかなる意義があるのか(特集ここが知りたい・労働研究)：(働く人を守る)」『日本労働研究雑誌』第46巻、第4号、70-73頁
- 、2004b年「労働立法における努力義務規定の機能—日本型ソフトウェアアプローチ?—」東京大学大学院法学政治学研究科(COEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ)
- 井樋三枝子、2010年「【スウェーデン】言語の法的地位を規定する言語法の制定」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』月刊版、第243-2号、16-17頁、URL: <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3050495/1> (2018年12月31日閲覧)
- 岩間暁子・ユ・ヒョジョン、2014年「〈研究ノート〉デンマークとスウェーデンにおけるナショナル・マイノリティ政策の概要と現状」『応用社会学研究』第56号、241-253頁
- ウィル・キムリッカ(著)、岡崎晴輝・施光恒・竹島博之(監訳)、栗田佳泰・森敦嗣・白川俊介(訳)、2012年『サピエンティア 28 土着語の政治—ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ—』法政大学出版局
- 大西富士夫、2007年「フィンマルク法における自然共生」『国際関係研究』第27巻第4号、127-139頁
- 小内透、2013年「第1章ノルウェー・サーミの概況」『「調査と社会理論」・

研究報告書』第29巻、13-40頁

——、2016年「序章フィンランド・サーミの概況と歴史」『「調査と社会理論」・研究報告書』第34巻、1-16頁

——、2018a年「序章先住民族の復権をめぐる現状と課題」小内透（編著）『北欧サーミの復権と現状—ノルウェー・スウェーデン・フィンランドを対象にして』東信堂、5-24頁

——、2018b年「終章北欧サーミの復権の現状と意義」小内透（編著）『北欧サーミの復権と現状—ノルウェー・スウェーデン・フィンランドを対象にして』東信堂、309-325頁

——・野崎剛毅、2018年「第1章北欧サーミの概況と歴史」小内透（編著）『北欧サーミの復権と現状—ノルウェー・スウェーデン・フィンランドを対象にして』東信堂、25-46頁

小野寺理佳、2013年「第2章サーミ議会の構成と活動」『「調査と社会理論」・研究報告書』第29巻、41-52頁

——、2018年「第2章北欧3国のサーミ議会—現状と課題」小内透（編著）『北欧サーミの復権と現状—ノルウェー・スウェーデン・フィンランドを対象にして』東信堂、49-69頁

オロフ・ペタション（著）、岡澤憲英（訳）、1998年『北欧の政治』早稲田大学出版部

桂木隆夫、2003年「第1章—1言語権と言語政策について」桂木隆夫（編）『ことばと共生』三元社、13-40頁

かどや・ひでのり、2012年「第5章言語権から計画言語へ」ましこ・ひでのり編『新装版ことば／権力／差別—言語権からみた情報弱者の解放』三元社、107-130頁

葛野浩昭、1989a年「「人名」に表われる歴史と「民族誌」—サミ人のトナカイ遊・放牧社会の歴史の記述を例に—」『東京大学教養学部人文科学学科紀要』第90号、49-96頁

——、1989b年「「トナカイ・サミ人」と「水岸の人」—トナカイ遊牧系サミ人と定住漁撈・狩猟系サミ人の「すみわけ」とその混乱—」『季

- 刊人類学』第20巻、第4号、117-181頁
- 窪誠・渋谷謙次郎、2005年「第1章欧州審議会」渋谷謙次郎（編）『欧州諸国の言語法：欧州統合と多言語主義』三元社、23-58頁
- 黒田龍之助、2016年『外国語を学ぶための言語学の考え方』中央公論社
- 言語権研究会・臼井裕之・木村護郎、1999年「はじめに」言語権研究会（編）『ことばへの権利：言語権とはなにか』三元社、7-20頁
- 近野美保、2014年「国際人権法から見る言語の権利」富谷玲子・彭国躍・堤正典（編）『グローバリズムに伴う社会変容と言語政策』ひつじ書房、225-249頁
- 財務省財務総合政策研究所、2006年「第10章フィンランドにおける国と地方の役割分担」『「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書』3分冊の3（北欧諸国編）、673-726頁
- 、2006年「第11章ノルウェーにおける国と地方の役割分担」『「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書』3分冊の3（北欧諸国編）、727-796頁
- 、2006年「第12章スウェーデンにおける国と地方の役割分担」『「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書』3分冊の3（北欧諸国編）、797-862頁
- 坂井一成、2011年「EUにおける少数言語保護政策——東方拡大とその後」『研究報告書ヨーロッパにおける多民族共存のEU—その理念、現実、表象—』2-13頁
- 櫻井利江、2004年「北欧諸国における先住民族の権利（二）：土地および天然資源に関するサーミの権利をめぐって」『同志社法學』第56巻第2号195-243頁
- 渋谷謙次郎、2004年「欧州における主権・人権・言語権」『ことばと社会』編集委員会（編）『ことばと社会別冊1ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか』三元社、135-141頁
- 、2005年「第14章ロシア」『欧州諸国の言語法：欧州統合と多言語主義』三元社、471-494頁

- 、2008年「法学的見地からみた言語権の可能性」『月刊言語』2008年2月号、大修館書店、18-25頁
- 、2012年「第2章言語権と人権・平等」ましこ・ひでのり（編）『新装版ことば／権力／差別—言語権からみた情報弱者の解放』三元社、43-64頁
- 庄司博史、1995年「民族としてのサーミ人の誕生—北欧の近代国家建設のなかで」川田順造（編）『ヨーロッパの基層文化』岩波書店、229-245頁
- 、2010年「多言語政策の理念と施策：日本と北欧を中心として：5言語接触と社会」『日本語学』第29巻、第14号、220-224頁
- 新藤慶、2016年「第1章フィンランドのサーミ議会の現状と課題」『調査と社会理論・研究報告書』第34巻、17-26頁
- 須永昌博、2016年『「憲法改正」に最低8年かける国—スウェーデン社会入門』海象社
- 芹田健太郎・薬師寺公夫・坂元茂樹、2008年『ブリッジブック国際人権法〔第2版〕』信山社
- 孫占坤、2017年「国際法における先住民族の自決権—サーミ条約の意味するもの—」『明治学院大学国際学研究』第51巻、41-47頁
- 津田幸男、1990年『英語支配の構造』第三書館
- 中野郁男、2016年「ILO169号条約と先住民の権利保護及び差別除去における政府の責務」『専修大学学会』第103巻、89-108頁
- 野崎剛毅、2012年「スウェーデンの先住民教育の現状と課題」『國學院大學北海道短期大学部紀要』第29巻、71-84頁
- 、2013年「第5章スウェーデン・サーミの概況」『「調査と社会理論」・研究報告書』第29巻、81-86頁
- 、2016年「第3章フィンランドにおける言語の巢の現状と課題」『「調査と社会理論」・研究報告書』第34巻、39-62頁
- 橋内武、2003年「言語権・言語法—言語政策の観点から—」『国際文化論集』第45巻、97-114頁

- 橋本義郎、2000年「北欧先住民サーメの高齢市民が利用する日常生活支援サービス：スウェーデンのヨックモックにすむ男性市民をめぐる事情についての探究研究」『同志社社会福祉学』第14号、93-109頁
- 、2001年「スウェーデン最北部地方のコミュニンにおいて行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律の対訳」『国際研究論叢』第14巻、特別号、157-166頁
- 長谷川紀子、2009年「サーメ人社会における学校制度と学校教育」『教育論叢』第52号、3-12頁
- 長谷川秀樹、2002年「オーランド諸島の自治権とその将来」『島嶼研究』第2002巻、第3号、105-114頁
- マヌエラ・トメイ・リー・スウェプストン（著）、苑原俊明、青西靖夫、狐崎知己（訳）、2002年『先住民の権利—ILO第169号条約の手引き』論創社
- 村上弘・佐藤満（編著）、2009年『やわらかアカデミズム・〈わかる〉シリーズ よくわかる行政学 [第2版]』ミネルヴァ書房
- 百瀬宏・熊野聰・村井誠人（編）、1998年『新盤世界各国史21 北欧史』山川出版社
- 師岡康子、2013年「〈研究ノート〉フィンランドの民族差別禁止法制度の現段階～「マイノリティ・オンブズマン」「差別裁判所」スタッフへのインタビュー」『アジア太平洋研究センター年報』第10号、56-63頁
- 山岡規雄、2012年『各国憲法集（1）スウェーデン憲法』国立国会図書館調査及び立法考査局
- 山川亜古、2008年「第14章先住民・サーミの人々」百瀬宏・石野裕子（編著）『エリア・スタディーズ69 フィンランドを知るための44章』明石書店、143-149頁
- 、2009年「第8章先住民サーミの人びと」村井誠人（編）『エリア・スタディーズ75 スウェーデンを知るための60章』明石書店、61-67頁
- 吉田欣吾、2000年「フィンランドにおける言語権保障—スウェーデン語系住民とサーミ人—」『汎バルト海・スカンジナビア国際学会誌』第10巻、

5-64 頁

- 、2001a 年「北サーミ語の言語計画—本体計画における社会言語学  
の原則—」『行動科学研究』第 54 号、1-14 頁
- 、2001b 年「フィンランドにおける言語的少数派と言語権保障」『東  
海大学紀要文学部』第 75 輯、33-52 頁
- 、2005a 年「サーミ語法改正とフィンランドの言語政策」『東海大  
学紀要文学部』第 83 輯、15-25 頁
- 、2005b 年「第 11 章フィンランド」渋谷謙次郎（編）『欧州諸国の  
言語法：欧州統合と多言語主義』三元社、379-435 頁
- 、2005c 年「フィンランドにおけるサーミ人に対する文化権保障」『東  
海大学紀要文学部』第 84 輯、87-107 頁
- 、2007 年「フィンランドにおける言語教育」『東海大学紀要文学部』  
第 87 輯、1-20 頁
- 、2008 年『「言の葉」のフィンランド』東海大学出版会
- 、2010a 年「第 9 章北欧における多言語・多文化共生—ことばの役  
割と環境・権利」東海大学文学部北欧学科（編）『北欧学のすすめ』東  
海大学出版会、148-158 頁
- 、2010b 年「第 16 章北欧におけるウラル語族の言語」東海大学文  
学部北欧学科（編）『北欧学のすすめ』東海大学出版会、241-249 頁
- 、2016 年「フィンランドにおける言語的少数派に対する権利保障  
—2000 年代の動きを中心に—」『東海大学紀要文学部』第 105 輯、35-59  
頁
- 吉村博明、1993 年「公の機関におけるサーミ語の使用に関する法律」『外  
国の立法』第 32 巻、第 2 号、60-64 頁
- 、2009 年「第 10 章フィンランドのスウェーデン語系フィンランド人」  
村井誠人編『エリア・スタディーズ 75 スウェーデンを知るための 60 章』  
明石書店、77-81 頁
- ルイ＝ジャン＝カルヴェ（著）、西山教行（訳）、2000 年『言語政策とは  
何か』白水社



ロバート・フィリップソン・トーヴェ・スクトナブ＝カンガス（著）、木村護郎（訳）、1999年「言語的不正と言語権」言語権研究会（編）『ことばへの権利—言語権とはなにか』三元社、95-128頁

## 〈ウェブ資料〉

- [1] 「Sámediggi / Sámetinget」  
<https://www.sametinget.se/>（2018年12月31日閲覧）
- [2] 「worldatlas」  
<https://www.worldatlas.com/>（2018年12月31日閲覧）
- [3] 「Regjeringen.no」  
<https://www.regjeringen.no/no/id4/>（2018年12月31日閲覧）
- [4] 「Minority Rights Group International」  
<http://minorityrights.org/>（2018年12月31日閲覧）
- [5] 「Statistisk sentralbyrå」  
<https://www.ssb.no/>（2018年12月31日閲覧）
- [6] 「kielibaari.fi」  
<https://www.kielibaari.fi/>（2018年12月31日閲覧）
- [7] 「Samer」  
<http://www.samer.se/>（2018年12月31日閲覧）
- [8] 「The official site of Sweden」  
<https://sweden.se/>（2018年12月31日閲覧）
- [9] 「在日スウェーデン大使館公認観光情報サイト」  
<http://letsgo-sweden.com/>（2018年12月31日閲覧）
- [10] 「minoritet.se」  
<http://www.minoritet.se/>（2018年12月31日閲覧）
- [11] 「Sveriges radio」  
<http://sverigesradio.se/>（2018年12月31日閲覧）
- [12] 「Regeringskansliet」

<http://www.regeringen.se/> (2018年12月31日閲覧)

[13] 「Council of Europe」

<https://www.coe.int/en/web/portal/> (2018年12月31日閲覧)

[14] 「this is FINLAND」

<https://finland.fi/> (2018年12月31日閲覧)

[15] 「International Labour Organization」

<https://www.ilo.org/global/lang--en/index.htm> (2018年12月31日  
閲覧)

### 〈画像引用元〉

(図1) サ一ミ諸語分布図

[https://www.researchgate.net/figure/Figure-Sami-language-area\\_](https://www.researchgate.net/figure/Figure-Sami-language-area_fig1_220747013)  
[fig1\\_220747013](https://www.researchgate.net/figure/Figure-Sami-language-area_fig1_220747013) (2018年12月31日閲覧)

## 付録 1

### 「行政当局および裁判所にかかわる場合に サーミ語を使用する権利に関する法律（1999:1175）」<sup>87</sup>

#### 適用対象地域

##### 第 1 条

本法は、行政地域の全部あるいは一部でサーミ語が使用されているコミュニティにおいて適用される。

サーミ語の管轄地域（行政地域）はアリエプログ、イエリヴァーレ、ヨックモック、キルナのコミュニティを指す。

本法は、行政地域を全部あるいは一部含む法域のレーン裁判所、地方裁判所、不動産裁判所、環境問題裁判所、湖水権問題裁判所にも適用される。

#### 行政当局とかかわる場合にサーミ語を使用する権利

##### 第 2 条

用件が行政地域に関係している場合、個人は自身に関係した権利行使にかかわる用件において、行政当局との口頭かつ文書によるやり取りでサーミ語を使用する権利を有する。

個人がそのような状況でサーミ語を使用した場合、当局はサーミ語によって口頭で返答しなければならない。サーミに関する情報を含む文書による回答にはサーミ語訳を付け、要望がある場合にはサーミ語を口頭でも伝えなければならない。

また当局はサーミ語話者に対してはサーミ語で応対する努力義務を負う。

##### 第 3 条

行政当局は、サーミ語話者が訪問、電話をするための場所と時間を個別に設けることができる。

## 裁判所とかかわる場合にサーミ語を使用する権利

### 第4条

裁判の目的や用件に関わる当事者あるいはその代理人は、行政地域に目的や用件が関連している場合に、その裁判の目的や用件においてサーミ語を使用する権利を有する。

サーミ語を使用する権利は、第一段落で言及した目的や用件において判決が出されているあるいは提訴されている裁判所も対象となる。

### 第5条

第4条に基づく裁判での目的や用件におけるサーミ語使用権には、サーミ語での文書と書証を提出する権利、用件や目的に関する文書をサーミ語の通訳で受ける権利、裁判前の口頭審理でサーミ語を使用する権利が含まれる。明らかに不必要な場合を除いて、裁判所は書類と書面の証拠をスウェーデン語に翻訳しなければならない。

そして裁判所はそのやり取りにおいてサーミ語話者当事者またはその代理人にサーミ語で対応する努力義務を負う。

### 第6条

第4条に従い、裁判所での目的や用件の取り扱いにおいてサーミ語の使用を望む者は、実務がはじまる時、もしくは問い合わせの段階でその旨を表明しなければならない。それより以後のサーミ語使用請求は拒否することができる。

不適切な意図があることが明白な場合、サーミ語を使用する要求は拒否できる。

### 第7条

当事者またはその代理人が裁判でサーミ語を使用することが許可されている場合、「訴訟法（1942年法令第740号）（Rättgångsbalken（1942:740））」第5章第6～8条及び第33章第9条、「行政手続法（1971年法令第291号）」

(Förvaltningsprocesslagen (1971:291)」第 50 条～第 52 条の規定に従い翻訳者を雇用しなければならない。

### 就学前教育と高齢ケアにおけるサーミ語の使用

#### 第 8 条

コミューンが「学校法 (1985 年法令第 1100 号) (Skollagen (1985:1100))」の第 2a 章第 1 条および第 7 条に従い、行政地域内のコミューンが就学前教育活動の場を提供する際、コミューンは保護者の要求する全部または一部がサーミ語で行われる就学前教育の場にその子どもが参加する機会を提供しなければならない。

#### 第 9 条

行政地域内のコミューンは、サーミ語が堪能な職員による高齢者ケアにおけるサービスとケアの全部または一部を受ける機会を希望者に対して提供しなければならない。

### 例外

#### 第 10 条

特別な理由がある場合には、政府は政府関係当局を第 2 条の適用除外とする規定をすることができる。ランスティング議会およびコミューン議会は、政府の承認後にコミューン関係当局を同様に規定することができる。

### 暫定規則

本法は、2000 年 4 月 1 日から施行される。法の適用は施行以後の請求に対して行われる。

## 付録 2 「言語法 (2009:600)」<sup>88</sup>

### 法律の内容および目的

#### 第 1 条

本法はスウェーデン語、民族的マイノリティ言語、スウェーデン手話の規定を含むものである。また、個人が言語にアクセスする権利を保障するための公的機関の責任及び公的機関と国際社会での言語の使用に関する規定を含むものである。

#### 第 2 条

本法の目的は、スウェーデン社会におけるスウェーデン語及びその他の言語の地位や使用法を明示することである。また、本法はスウェーデンにおけるスウェーデン語および言語の多様性、そして個人が言語にアクセスする権利を保護する意図がある。

#### 第 3 条

他の法律あるいは法令が本法と異なった規定を含む場合、本法の規定が適用される。

### スウェーデンの言語

#### 第 4 条

スウェーデン語は、スウェーデンの主要言語である。

#### 第 5 条

主要言語であるスウェーデン語は、スウェーデンの全国民がアクセスすることができ、全地域で使用可能なスウェーデン社会における共通言語である。

## 第6条

公的機関は、スウェーデン語の使用と発展のための特別な責任を負う。

## 民族的マイノリティ言語

### 第7条

民族的マイノリティ言語とは、フィン語、イディッシュ語、メアンキエリ語（トルネダール・フィン語）、サーミ語、ロマニ・チブ語である。

### 第8条

公的機関は、民族的マイノリティ言語の保護と促進の特別な責任を負う。

## スウェーデン手話

### 第9条

公的機関は、スウェーデン手話の保護と促進の特別な責任を負う。

## 公的機関での言語使用

### 第10条

法廷、行政機関及び公的機関で業務を行うその他の組織の言語は、スウェーデン語である。他の法律では民族的マイノリティ言語と他の北欧の言語を使用する権利に関する規定を含む。文書の通訳、翻訳を使用するために法廷、行政機関の義務に関しては独自の規定が存在する。

### 第11条

公的機関の言語は単純かつ理解しやすく開拓されなければならない。

### 第12条

政府機関にはあらゆる分野の専門技術でのスウェーデン語の用語を利用しやすいこと、かつ使用され、発展されることを保障する特別な責任がある。

## 国際社会でのスウェーデン語

### 第 13 条

スウェーデン語は国際社会でのスウェーデンの公用語である。EU の公用語としてのスウェーデン語の地位は保護されなければならない。

## 個人の言語へのアクセス

### 第 14 条

スウェーデンの全国民にはスウェーデン語の学習、発展及び使用の機会を与えられなければならない。

1. 民族的マイノリティに属する者はマイノリティ言語の学習、発展及び使用の機会が与えられなければならない。
- 2 聾者あるいは耳の不自由な者及びその他の理由で手話が必要な者は、彼らの母語を発展させ、使用する機会が与えられなければならない。

### 第 15 条

公的機関は 14 条に従い、個人が言語へアクセスすることを保障する義務を負う。



### 付録 3

#### 「民族的マイノリティとマイノリティ言語に関する法律 (2009:724)」<sup>89</sup>

国会の決定に従い、以下の規定がなされる。

##### 一般条項

##### 第1条

本法は民族的マイノリティ、民族的マイノリティ言語、行政地域、行政当局と裁判所でマイノリティ言語を使用する権利に関する規定、就学前教育と高齢者ケアの一定の義務に関する規定を含む。本法は、法適用のフォローアップに関する規定も含まれる。

##### 第2条

民族的マイノリティとは、「民族的少数者保護枠組条約 (SÖ 2000:2)」と「地域言語または少数派言語のための欧州憲章 (SÖ 2000:3)」を基としたスウェーデン国家の責任により、ユダヤ人、ロマニ人、サーミ人、スウェーデン・フィン人、トルネダール人とする。

「言語法 (2009:600)」では、民族的マイノリティ言語はフィン語、イディッシュ語、メアンキエリ語、ロマニ語、サーミ語と述べられている。

##### 第3条

行政当局は要請があった時、本法に基づいて民族的マイノリティの権利を適切にマイノリティの者に通知しなければならない。

##### 第4条

「言語法 (2009:600)」では、公的機関は民族的マイノリティ言語を保護し促進する特別な責任を有する。

また、公的機関はスウェーデンにおいて民族的マイノリティの文化を維持、発展させるためにその機会を促進しなければならない。特に子どもの

持つ文化的アイデンティティの発展と子ども自身のマイノリティ言語の使用を推進しなければならない。

#### 第5条

行政当局は、可能な限り、民族的マイノリティに関わる問題にマイノリティの者が影響を及ぼす機会を与え、そのような問題について、マイノリティの代表者と協議しなければならない。

### 行政地域

#### 第6条

フィン語の行政地域には、コミューンのポートシルキャ、エシルストーナ、イエリヴァーレ、ホールスタハンマル、ハーニング、ハパランダ、フッティング、ホーボー、キルナ、ヒューピング、パヤラ、シグトゥーナ、ソルナ、ストックホルム、セーデルテリエ、ティープ、ウップランズ・ヴェスビュー、ウップランズ・ブロー、ウブサラ、エルブカーレビュー、エステローケル、エストハンマル、エヴェルトーネオーが該当する。

メアンキエリ語の行政地域には、コミューンのイエリヴァーレ、ハパランダ、キルナ、パヤラ、エヴェルトーネオーが該当する。

サーミ語の行政地域には、コミューンのアリエプログ、アルヴィッツヤウル、ベリ、イエリヴァーレ、ヘリエダーレン、ヨックモック、キルナ、リュックセレ、マーロ、ソールセレ、ストウールマン、ストレムスンド、ウーメオ、ヴィルヘルミーナ、オーレ、エルヴダーレン、エステルスンドが該当する。

#### 第7条

第6条で言及されていないその他のコミューンは、通知後にフィン語、メアンキエリ語あるいはサーミ語の行政地域として加わることができる。コミューンが行政地域に追加されるという決定は、政府により行われる。政府は行政地域への自発的な加入に関する規定を公示することができる。

## 行政当局に関するフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利

### 第8条

個人は、マイノリティ言語の行政地域内の地理的活動領域の全部または一部で行政当局と口頭及び書面でやり取りをする際に、フィン語、メアンキエリ語、サーミ語をそれぞれ使用する権利を有する。これは行政地域に加入する際、個人が当事者あるいは代理人である場合でも適用される。

個人がそのような状況でフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する場合、行政当局は同様の言語によって口頭で応答する義務がある。法律顧問を持たない個人もまた、フィン語、メアンキエリ語、サーミ語の要求に応じて、書面による判決ならびに判決理由の翻訳を受け取る権利を有する。

さらに行政当局は、それぞれの言語で個人に対応するよう努めなければならない。

### 第9条

行政地域外においてマイノリティ言語が堪能な職員により取り扱われる際、個人が当事者あるいは代理人である場合、個人は行政当局の口頭かつ書面のやり取りにおいてフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利を有する。

### 第10条

国会オンブズマンとの書面でのやり取りにおいて、常に個人はフィン語、サーミ語を使用する権利を有する。個人が当事者あるいは代理人である場合、内閣オンブズマン、社会保障局、税務局、差別撤廃オンブズマンとの書面のやり取りにおいても同様に適用される。

### 第11条

行政当局は、個人が行政当局と関わる際に必要とされるフィン語、メアンキエリ語、サーミ語の知識を持つ職員にアクセスできるように努めなければ

ばならない。

## 第 12 条

行政当局は、フィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する個人の訪問を受けるための時間、場所を個別に決定することができ、電話時間を個別に設けることもできる。

## 裁判所に関するフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利

### 第 13 条

イエリヴァーレ、ハパランダ、キルナ、パヤラ、エヴェルトーネオーのコミューンと全部または一部の裁判所であるレーン裁判所、地方裁判所、不動産問題裁判所、環境問題裁判所あるいは湖水権問題裁判所の目的や用件に関わる当事者あるいはその代理人は、行政地域に目的や用件が当該コミューンで特定の者に関連している場合に、裁判の目的や用件においてフィン語、メアンキエリ語を使用する権利を有する。また、アリエプログ、イエリヴァーレ、ヨックモック、キルナのコミューンと完全にあるいは部分的に一致する以上のような裁判所で、目的や用件が当該コミューンで特定の者に関連する場合に、サーミ語にも同様に適用される。

フィン語、メアンキエリ語、サーミ語の使用する権利には、上記で述べたような目的や用件における判決あるいは提訴を行う裁判所も含まれている。

### 第 14 条

第 13 条に従い、裁判所で目的や用件についてフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利には、当該言語による書類、書面による証拠を与える権利、目的や用件に関連した書類を口頭で当該言語に翻訳されたものとして得る権利、裁判所で当該言語を使用する以前に口頭審理の権利が含まれる。明らかに不必要ではない場合、裁判所は書類と書面の証拠をスウェーデン語に翻訳しなければならない。

さらに、裁判所は当事者あるいはその代理人とのやり取りにおいてマイ

ノリティ言語を使用するよう努めなければならない。

第13条に従い、裁判所でフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利を含むすべての目的と問題において、当事者あるいは法廷代理人ではない当事者の代理人は、要請があった時、当該言語に判決と判決理由あるいは判断と判断動機を書面で翻訳されたものとして得る権利を有する。

#### 第15条

第13条に従い裁判所での目的や用件の取り扱いにおいてフィン語、メアンキエリ語あるいはサーミ語の使用を希望する者は、実務がはじまる時、もしくは問い合わせの段階でその旨を表明しなければならない。

第14条第三段落に従い、翻訳を獲得する要求が行政の下で目的や用件を先に作成されない場合、判決あるいは提訴の公示から一週間以内に作成しなければならない。

マイノリティ言語の使用の要求あるいは翻訳の作成が第一段落、第二段落よりも後の場合、拒否することができる。不適切な意図があることが明白な場合、以上のようなサーミ語を使用する要求は拒否できる。

#### 第16条

当事者またはその代理人が裁判でフィン語、メアンキエリ語、サーミ語を使用する権利を有する場合、「訴訟法」第5章第6～8条及び第33章第9条、「行政手続法」第50条～第52条の規定に従い翻訳者を雇用しなければならない。

#### 就学前教育と高齢者ケアにおけるフィン語、メアンキエリ語、サーミ語

#### 第17条

「学校法」第2a章第1条及び第7条によると、行政地域内のコミュニンは、就学前教育の場を提供する際、コミュニンは保護者が希望する全部または一部がフィン語、メアンキエリ語、サーミ語のそれぞれによって行われる就学前教育の場をその子どもに提供しなければならない。

## 第 18 条

行政地域内のコミュニンは、フィン語、メアンキエリ語、サーミ語がそれぞれ堪能な職員による高齢者ケアにおいて提供されるサービスとケアの全部または一部を受ける機会を希望者に対して提供しなければならない。同様に行政地域以外のコミュニンが言語の堪能な職員を利用可能な場合、当該コミュニンに対しても適用される。

## 例外

## 第 19 条

特別の理由がある場合、政府は政府管轄の特定機関が第 8 条の適用除外の規定を公示することができる。コミュニンの当局の場合、ランスティングとコミュニンの政府公認に相当する。

## フォローアップ等

## 第 20 条

本法の行政当局の適用は、フォローアップされなければならない。政府は、行政権力あるいは行政当局がフォローアップする責任を負う規定を公示する。このフォローアップの責任は、他の当局に委任された監督責任に関する制限を意味するものではない。

## 第 21 条

さらにフォローアップの責任を有する当局は、法の適用により、助言、情報及び同様の活動を通じて他の行政当局を支援しなければならない。

---

本法は、2010 年 1 月 1 日に施行され、同時に「行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律（1999:1175）」と「行政当局および裁判所にかかわる場合にフィン語、メアンキエリ語を使用する権利に関する法律（1999:1176）」の適用が停止する。

## 脚注

- 1 北サーミ語：Johkamohkki あるいは Dálvvadis、ルレ・サーミ語：Jáhkámáhkke あるいは Dálvvadis、フィン語：Jokimukka
- 2 キムリッカ（2012年、175頁）は国家の形成過程での対抗者であり、国家体制の敗北者を「国境なきネイション（stateless nations）」あるいは「エスノナショナルな集団（ethnonational groups）」としている。それに対して、最近まで国家の形成過程から完全に切り離された前近代的な生活様式を保持している集団を「先住民族」あるいは「ナショナル・マイノリティ」として、区別して考えている。ただし、本稿ではスウェーデンにおけるナショナル・マイノリティ（＝民族的マイノリティ）は、スウェーデンとの歴史的地理的つながりをもとにサーミ人以外の集団も対象となっていることから、ナショナル・マイノリティと先住民族を区別して捉えている。
- 3 サーミ人は北サーミ語で sápmelaš、南サーミ語で sábmelaš（葛野、1989b年、118頁；山川、2008年、143頁）。
- 4 スカンディナヴィア半島、フィンランド、ロシアのコラ半島、東カレリア地方の総称。
- 5 言語的マイノリティの就学前児童を対象に母語習得を目指す取り組みのこと（野崎、2016年、39頁）。
- 6 北極海沿岸と森林地帯の間を季節によって往復移動する大規模なトナカイ遊牧を行ってきた人々（葛野、1989b年、119頁）。
- 7 森林地帯の狭い地域内で少数のトナカイを遊牧し、漁労や狩猟で主たる生計を立ててきた人々（葛野、1989b年、119頁）。
- 8 北極海沿岸に定住し、海洋漁労を主な生業として生活してきた人々（葛野、1989b年、119-120頁）。
- 9 1973年に設立された法的な拘束力のないサーミ議会（小野寺、2018年、49頁）。
- 10 コミューンは、基礎自治体、市町村のことである（財務省財務総合政策研究所、2006年、797頁）。本稿ではスウェーデン語の kommun を日本

語で表記している。

- 11 北サーミ語 : Jiellevárri あるいは Váhčir、ルレ・サーミ語 : Jiellevárre あるいは Váhtjer、メアンキエリ語 : Jellivaara、フィン語 : Jällivaara
- 12 北サーミ語、ルレ・サーミ語およびピーテ・サーミ語 : Árjepluovve、ウメ・サーミ語 : Árjiepluövvie、南サーミ語 : Aarjepluevie
- 13 ノルウェー語で fylke のこと。広域自治体、県にあたる（財務省財務総合政策研究所、2006年、727頁）。
- 14 ノルウェー語で kommune のこと。基礎自治体、市町村にあたる（財務省財務総合政策研究所、2006年、727頁）。
- 15 北サーミ語 : Guovdageaidnu、フィンランド語 : Koutokeino
- 16 北サーミ語 : Álttá
- 17 北サーミ語 : Láhppi
- 18 北サーミ語 : Fálesnuori
- 19 北サーミ語 : Muosát
- 20 北サーミ語 : Davvinjárga あるいは Nordkáhppa
- 21 北サーミ語 : Porsángu、フィンランド語 : Porsanki
- 22 北サーミ語 : Kárášjohka、フィンランド語 : Kaarasjoki
- 23 北サーミ語 : Davvesiida
- 24 北サーミ語 : Gáŋgaviika
- 25 北サーミ語 : Deatnu、フィンランド語 : Teno
- 26 北サーミ語 : Unjárga、フィンランド語 : Uuniemen
- 27 北サーミ語 : Máttá-Várjjaga
- 28 北サーミ語 : Romsa、フィンランド語 : Tromssa
- 29 北サーミ語 : Skánit
- 30 北サーミ語 : Rivttát
- 31 北サーミ語 : Loabák
- 32 北サーミ語 : Siellá
- 33 北サーミ語 : Ráisavuona



- 34 北サーミ語 : Báhccavuona
- 35 北サーミ語 : Gálssa
- 36 北サーミ語 : Ivggu
- 37 北サーミ語 : Omasvuotna
- 38 北サーミ語 : Gáivuotna
- 39 北サーミ語 : Skiervá
- 40 北サーミ語 : Ráisa
- 41 北サーミ語 : Návuona
- 42 北サーミ語 : Áhkanjárga
- 43 ルレ・サーミ語 : Hábmér
- 44 ルレ・サーミ語 : Divtasvuodna
- 45 北サーミ語 : Ránda あるいは Evenášši
- 46 北サーミ語 : Giron、メアンキエリ語 : Kieruna、フィン語 : Kiiruna
- 47 フィンランド語で kunta のこと。基礎自治体、市町村を意味する（財務省財務総合政策研究所、2006年、674頁）。
- 48 北サーミ語 : Eanodat、イナリ・サーミ語 : Iänudáh、スウェーデン語 : Enontekis
- 49 北サーミ語 : Anár、イナリ・サーミ語 : Aanaar、スコルト・サーミ語 : Aanar、スウェーデン語およびノルウェー語 : Enare
- 50 北サーミ語 : Soadegilli、イナリ・サーミ語 : Suádigil、スコルト・サーミ語 : Suá' djel
- 51 北サーミ語 : Ohcejohka、イナリ・サーミ語 : Uccjuuhá、スコルト・サーミ語 : Uccjokk、ノルウェー語 : Utsjok
- 52 サーミ語研究者の Wilbur, Joshua 氏による（2018年12月）。
- 53 UNESCO の消滅危機言語の規定。〈0〉：1950年以降で話せる者が存在していない、または知っている者が存在しない言語、〈1〉：曾祖父母の世代でのみ通じ、日常的に使われていない言語、〈2〉：祖父母の世代、高齢者世代でのみ通じる言語、両親の世代ではまだ理解できる人が存在している言語、〈3〉：両親がまだ使用しているが子どもたちは認識できない

い言語、〈4〉：ほとんどの人が使用し母語としても使用されているが、特定の社会的領域に制限されている言語、〈5-〉：ほとんどの世代間でのコミュニケーションが可能である言語、〈5〉：すべての世代で話され、日常的に話されている言語 (Moseley、2010年、11-12頁)

- 54 筆者の口頭による聞き取りによる (2018年11月)。なお、本人の希望により情報源は匿名とする。
- 55 1972年に法的拘束力のない Sámi Delegation (Sámi Párlameanta) として設立、1995年からは拘束力を有する Sámi Parliament (Sámediggi) になった。
- 56 スウェーデンとフィンランドがかつて同一の国家であった時点から存在していたフィンランド語の変種。ここではフィンランド本土のフィンランド語と区別してフィン語を称する。
- 57 スウェーデンとフィンランドの国境にあるトルネダーレン地方に居住するトルネダール人が使用するフィン・ウゴル語派の言語である。フィンランド語の東部方言、西部方言が元になっているが、フィンランド語の北部方言、スウェーデン語、サーミ語、ノルウェー語の影響を受けている (Winsa、2005年、238頁)。メアンキエリ語にはスウェーデン語からの多くの借用語と古いフィンランド語がある ([10])。
- 58 スウェーデンには複数のロマニ語が存在している ex) Romani arli、Romani kale、Romani kalderaš、Romani lovara。
- 59 南サーミ語 : Aerviesjaevrie、ウメ・サーミ語および北サーミ語 : Árviesjávrrie
- 60 ウメ・サーミ語 : Bierjen
- 61 ノルウェー語 : Herjåдалen あるいは Herjedalen
- 62 南サーミ語 : Liksjoe、Liksjovvene あるいは Liksjoene、ウメ・サーミ語 : Likssjuo
- 63 南サーミ語 : Maalege、ウメ・サーミ語 : Máláge
- 64 南サーミ語 : Suarsa、ウメ・サーミ語 : Suorssa
- 65 南サーミ語 : Luspie、ウメ・サーミ語 : Lusspie

- 66 南サーミ語 : Straejmie
- 67 南サーミ語 : Upmeje、ウメ・サーミ語 : Ubmeje、北サーミ語 : Ubmi、フィン語 : Uumaja
- 68 南サーミ語 : Vualtjere
- 69 南サーミ語 : Ååre
- 70 南サーミ語 : Älvdaelien
- 71 南サーミ語 : Staare
- 72 南サーミ語 : Kraapohke
- 73 フィン語 : Haaparanta
- 74 フィン語 : Ylitornio
- 75 筆者が以下の画像の行政地域を最新 (2018 年 12 月時点) に変更した。  
[https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Officiella\\_](https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Officiella_minoritetsspr%C3%A5k.svg)  
[minoritetsspr%C3%A5k.svg](https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Officiella_minoritetsspr%C3%A5k.svg) (2018 年 12 月 31 日閲覧)
- 76 南サーミ語 : Dearnna、ウメ・サーミ語 : Deärnna
- 77 言語的差別は、Skutnabb-Kangas が人種差別や性差別に対応するものとして提唱した概念である (言語権研究会・臼井・木村、1999 年、8 頁)。
- 78 条約の指針を示すだけで法的拘束力のない規定。
- 79 政令の改正は 2010 年 5 月、2011 年 2 月、2012 年 1 月、2013 年 2 月、2014 年 2 月、2015 年 2 月、2018 年 2 月に施行され、2019 年 1 月に施行される (2018 年 12 月 31 日時点)。以下が改正に関する資料である。
- Regeringskansliet. 2010a. *SFS 2010:196 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk.*
- Regeringskansliet. 2010b. *SFS 2010:1991 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk.*
- Regeringskansliet. 2011. *SFS 2011:1530 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk.*
- Regeringskansliet. 2012. *SFS 2012:997 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk.*
- Regeringskansliet. 2013. *SFS 2013:1086 Förordning om ändring i*

*förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk.*

Regeringskansliet. 2014. *SFS 2014:1543 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk.*

Regeringskansliet. 2017. *SFS 2017:1292 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och nationella minoritetsspråk.*

Regeringskansliet. 2018a. *SFS 2018:1967 Förordning om ändring i förordningen (2009:1299) om nationella minoriteter och minoritetsspråk.*

80 レーンは、広域自治体、県のことである。本稿ではスウェーデン語の län を日本語で表記している。

81 フィンランド語：Pohjanmaa

82 フィンランド語：Uusimaa

83 フィンランド語：Turunmaa

84 フィンランド語：Ahvenanmaan maakunta

85 フィンランドの言語保障を検討している吉田（2001b年、47-49頁）の表を用いた。

86 スウェーデンでは、スウェーデン語が教育、政治、ビジネスの場で使用される高位変種（high variety）であり、サーミ語は家庭環境で使用される低位変種（low variety）である。ただし、サーミ語が地域によっては公用語となったことで高位としての立場を獲得してきている。

87 橋本の「スウェーデン最北部地方のコミューンにおいて行政当局および裁判所にかかわる場合にサーミ語を使用する権利に関する法律の対訳」およびスウェーデン議会の「*Lag (1999:1175) om rätt att använda samiska hos förvaltningsmyndigheter och domstolar*」を参考に筆者が翻訳したものである。

88 スウェーデン議会の「*Språklag (2009:600)*」を筆者が翻訳したものである。

89 スウェーデン議会の「*Lag (2009:724) om nationella minoriteter och minoritetsspråk*」を筆者が翻訳したものである。